２０２４年度
自己点検・評価年報

同志社女子大学

目　　次

１．理念・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

２．内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

３．教育研究組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

４．教育課程・学習成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

５．学生の受け入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

６．教員・教員組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３

７．学生支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５１

８．教育研究等環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６５

９．社会連携・社会貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７５

１０．大学運営・財務

（１）大学運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８３

（２）財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９３

第１章　理念・目的

（１）現状説明

点検・評価項目①：

大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

〔評価の視点〕

(1)学部においては学部、学科又は専攻ごとに、大学院においては研究科、専攻又は課程ごとに、人材育成目的その他の教育研究上の目的を設定していますか。

(2)大学の理念・目的と学部・研究科の目的は連関していますか。

１）大学の理念及び目的

同志社女子大学は、新島襄の先駆的な女子教育への情熱に基づく女子塾を起源とし、創立以来、「キリスト教主義」「国際主義」「リベラル・アーツ」を教育理念に掲げ、時代の変化や社会の要請に応じた教育を行い、いずれの学部学科においても、専門分野に関わる知識と幅広い教養を身につけ、視野の広い豊かな人間性と多様な進路に柔軟に対応できるバランスを身につけた女性を社会に送り出してきた。

大学及び大学院の目的は、教育理念に基づいて、同志社女子大学学則（以下、「学則」という。）第１条と同志社女子大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第１条に、それぞれ以下のとおり定めている。

【学則】

第１条　本学は、教育基本法に基づき、学校教育法の定める大学として学術の教授研究を行うとともに、キリスト教の精神にしたがい、円満な人格を涵養し、国際的視野に立って建設的に、かつ責任をもって生活し得る女性を育成することを目的とする。

【大学院学則】

第１条　同志社女子大学大学院は、立学の精神に基づき学部の教育の基礎のうえに、学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養い、文化の進展に寄与する女性の育成を目的とする。

また、2007 年には教育理念を基本として「同志社女子大学が育む女性像」を以下のとおり定めている。専任教職員だけでなく有期雇用の教職員、業務委託や派遣社員等も含む本学で働く全ての者に対して毎年「クレド」を作製・配付し、これに「建学の精神・教育理念」（Spirit）とあわせて「同志社女子大学が育む女性像」（Mission）等を記載することで教職員の共通意識の醸成に努めている。

同志社女子大学が育む女性像
　古きを大切にし、新しきを生きる。
　リベラル・アーツとともに品格と良心をもって、
　ゆたかな世界づくりに寄与する女性。

２）学部・研究科の目的

各学部・研究科の人材養成目的は、学則第１条及び大学院学則第１条に規定した大学及び大学院の目的を踏まえた上で、学部は学則第２条の３により学部及び学科・専攻を単位として学則の別表１に、研究科は大学院学則第２条の２により専攻及び課程を単位として大学院学則の別表１にそれぞれ適切に定めている。

点検・評価項目②：
大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

〔評価の視点〕
(1)学部においては学部、学科又は専攻ごとに、大学院においては研究科、専攻又は課程ごとに人材育成目的その他の教育研究上の目的を設定し、適切に明示していますか。
(2)大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を教職員、学生、社会に対する刊行物やウェブサイト等で周知及び公表していますか。

１）大学の理念・目的及び学部・研究科の目的の適切な明示

大学の理念・目的は学則第１条に明示し、学部・学科の人材養成目的は学則第２条の３により別表１に明示している。なお、学芸学部音楽学科及び生活科学部食物栄養科学科については専攻ごとの人材養成目的も明示している。また、大学院についても大学院学則第１条に大学院の目的を明示しており、専攻・課程ごとの人材養成目的は大学院学則第２条の２により別表１に明示している。

２）大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の教職員や学生への周知、社会への公表

大学の理念・目的、学部・研究科の目的等については、本学 Web サイト等を通じて学生及び教職員に周知し、広く社会に対して公表している。また、本学の志願者に対しては、大学の広報誌である「大学案内」に教育理念及び「同志社女子大学が育む女性像」を、また「入試ガイド」には教育理念・目標をそれぞれ明示し、周知を図っている。

学部生に対しては、所属する学部の履修要項に学則や学科の教育理念・目標等を掲載し、大学や学部・学科の理念及び目的の周知を図っている。また、学科によっては、オリエンテーションやガイダンスにおいて学部・学科の目的等を説明している。大学院生に対しては、大学院共通の履修要項に大学院学則や専攻・課程ごとの人材養成に関する目的等を掲載し、大学院の理念・目的の周知を図っている。

また、在学生全員に配付する学生生活等の手引きである「DWCLA Campus Life Guide」に本学

の建学の精神や教育理念、学生に卒業までに身につけてもらいたい 10 の力である「DWCLA10」を掲載し、周知に努めている。

教職員に対しては、先述のクレドの配付のみならず、教職員合同研修においても過去に何度も本学の歴史及び教育理念について学ぶ機会を設けている。

点検・評価項目③：

大学の理念・目的、各学部･研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

〔評価の視点〕

(1) 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定していますか。中・長期の計画等は認証評価の結果等と踏まえて策定していますか。

１）Vision150 の策定と実行

本学では、2016 年度に創立 150 周年を迎える 2026 年に向けた 10 年間（2017 年度～2026 年度）の新しい将来構想として「Vision150」を策定し、学内外に公表した。

「Vision150」のコンセプトは「21 世紀社会を女性の視点で『改良』できる女性の育成」とし、「創造性を育む教育の推進」「自分自身を生涯にわたりデザインできる女性の育成」「『学修するコミュニティ』の構築」「迅速かつ戦略的な意思決定を可能にする経営力の強化」の四つの長期目標を掲げている。「Vision150」では、最初の 5 年間（2017 年度～2021 年度）を第 1 期、次の 5 年間（2022 年度～2026 年度）を第 2 期と区分し、5 年間ごとに中期目標とそれを達成するための重点的な取り組みとしてアクションプランを設定している。第 1 期では 67 のアクションプランを設定していたが、約 93%の事業が「事業の実施」以上の達成度評価となった。2022 年度より第 2 期が始まり、新たな中期目標及びアクションプランを設定し取り組みを実施しており、第 1 期と同様に常任委員会において進捗状況を確認しながら各事業の取り組みを進めていく。

毎年度の予算編成においても､｢Vision150｣の実現に向けた施策の実行は不可欠であるとし、予算の効率的な配分により事業実施を推進している。その中でも、推進が求められる一部の事業については、学内基金の果実を財源として充当しており、計画的に予算を確保している。

第２章　内部質保証

（１）現状説明

点検・評価項目①：

内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

〔評価の視点〕

(1) 内部質保証に関する大学としての基本的な考え方及び全学的な方針及び手続を設定し、明示していますか。

(2) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担、ＰＤＣＡサイクルの運用プロセス等を適切に設定し、明示していますか。

１）内部質保証の方針及び手続

本学の内部質保証に関する基本的な考え方及び全学的な方針については、2019 年７月に策定した「同志社女子大学の諸活動に関する方針」の「内部質保証に関する方針」において以下のとおり明示している。本学の教育理念・目的の実現に向けて、本学自らの責任において教育研究活動等の質を保証し、恒常的・継続的にその向上を図るため、自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進することを示している。当該方針においては、「同志社女子大学内部質保証推進委員会（以下、「内部質保証推進委員会」という。）」を中心に、学部・研究科及び本学を構成する部と有機的連携を図る体制とし、全学的に実効性のあるＰＤＣＡサイクルを機能させることや、社会に対する説明責任として、自己点検・評価結果等を積極的に公表することも示している。

＜内部質保証に関する方針＞

１．本学が掲げる教育理念・目的の実現に向けて、自らの責任において教育研究活動等が適切な水準にあることを保証するとともに、恒常的・継続的にその質の向上を図るため、「同志社女子大学内部質保証推進規程」に従い、自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進する。

２．全学の内部質保証に責任を負う組織である同志社女子大学内部質保証推進委員会を中心に、学部・研究科及び本学を構成する部と有機的連携を図る体制とし、全学的に実効性のある着実なＰＤＣＡサイクルを機能させる。

３．社会に対する説明責任を果たすため、本学における自己点検・評価結果、内部質保証の状況並びに本学の基本的情報を積極的に公表する。

また、内部質保証に関する手続については、2019 年２月に制定した「同志社女子大学内部質保証推進規程（以下、「内部質保証推進規程」という。）」において、内部質保証の推進方法や全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織である内部質保証推進委員会の任務等を規定している。内部質保証の基盤となる自己点検・評価に関する事項は、2019 年２月に再制定した「同志社女子大学自己点検・評価規程（以下、「自己点検・評価規程」という。）」に定めている。なお、

これらの方針及び規程については、本学 Web サイトで学内外に公表している。

２）内部質保証の推進に責任を負う組織

本学の内部質保証の推進については、内部質保証推進委員会が中心となり、下部組織である内部質保証推進運営部会を通じて、学部・研究科及び本学を構成する部と有機的な連携を図る。その役割やＰＤＣＡサイクルの運用プロセスについては、以下の「同志社女子大学における内部質保証システム概要図」に示すとおりである。

同志社女子大学における内部質保証システム 概要図

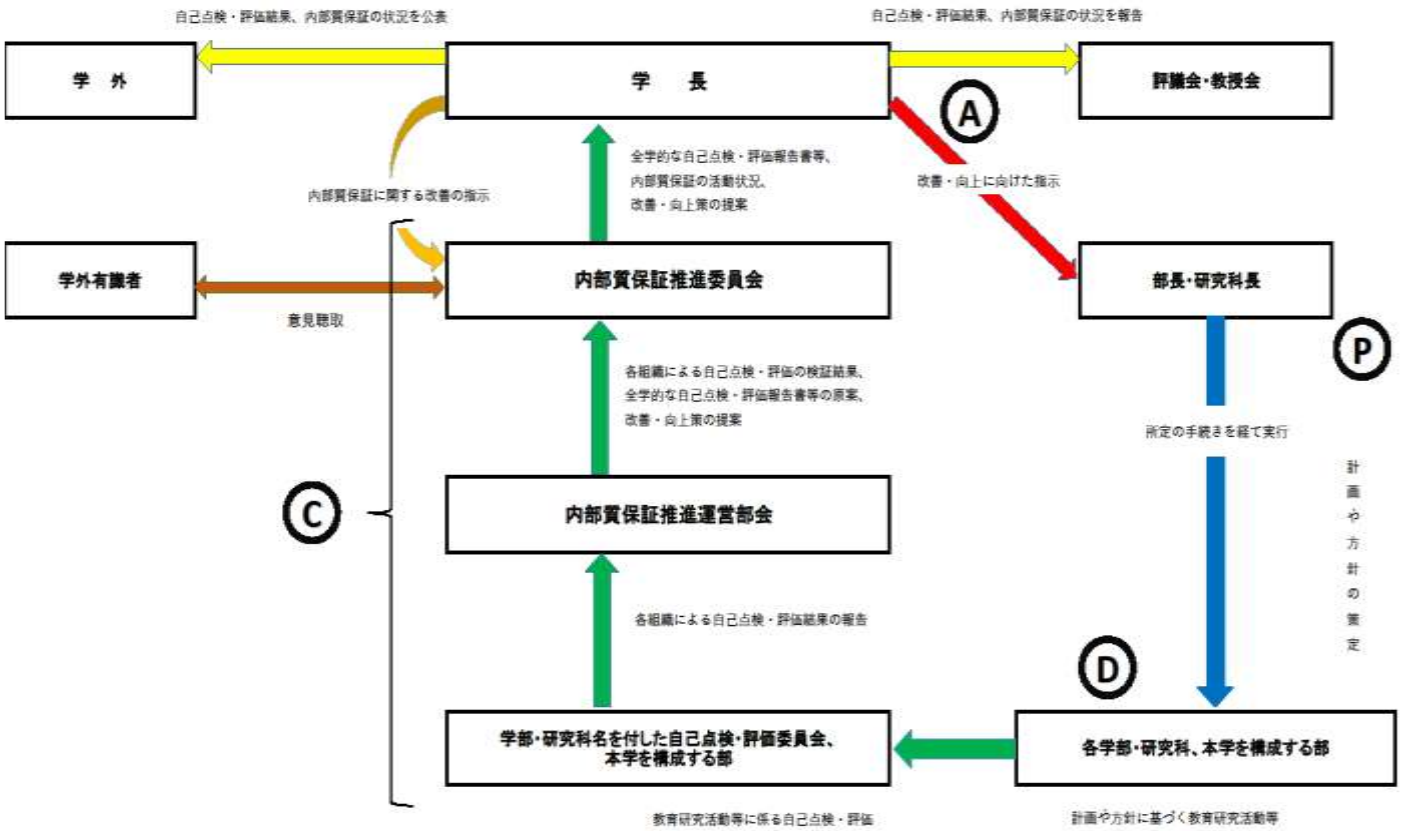

本学における教育研究活動を中心とした諸活動については、所定の手続きを経て計画や方針が策定され、それらに基づき各学部・研究科及び本学を構成する部により実施される。そして、各組織において定期的な自己点検・評価活動を行い、その結果を内部質保証推進委員会の下に置かれた内部質保証推進運営部会に報告することが規定されている。内部質保証推進運営部会は、各組織による自己点検・評価結果を全学的な観点で検証し、本学の自己点検・評価報告書あるいは自己点検・評価年報の原案を策定する。また、自己点検・評価結果を受けて、各組織において改善すべき事項や更に向上させるべき事項について、その方策の検討を行う。内部質保証推進運営部会は、これらの事項を内部質保証推進委員会に報告あるいは提案する。内部質保証推進委員会は、内部質保証推進運営部会の報告や提案を受け、全学的な自己点検・評価報

告書あるいは自己点検・評価年報を作成し、学長に報告する。また、各組織の自己点検・評価結果を受けて、改善策や向上策について学長に提案する。あわせて、本学の内部質保証の活動状況等についても学長に報告する。

学部・研究科及び本学を構成する部は、それぞれの組織におけるＰＤＣＡサイクルを運用しているが、自己点検・評価の結果については、全学組織である内部質保証推進運営部会にも報告する。これにより各組織における課題等について、全学的な観点から検証を行った結果、必要と判断された場合は、改善や向上に向けた指示を学長から受けることになり、全学的な支援を受けて取り組むこととなる。

なお、2019 年度より自己点検・評価規程第２条第２項に基づき、各学部・研究科の自己点検・評価活動は、当該学部・研究科名を付した個別の自己点検・評価委員会を組織して実施している。

点検・評価項目②：
内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

〔評価の視点〕
(1) 内部質保証の推進に責任を負う全学内部質保証推進組織及び学内体制を整備していますか。
(2) 全学内部質保証推進組織はどのようなメンバーで構成されていますか。

内部質保証推進規程により、本学の内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織を「同志社女子大学内部質保証推進委員会」と規定している。また、「内部質保証に関する方針」にも示しているように、この内部質保証推進委員会が中心となり、学部・研究科及び本学を構成する部と有機的に連携を図る学内体制を整えている。

内部質保証推進委員会の構成員は、内部質保証推進規程第５条により「部長及び研究科長をもって構成する」と規定している。具体的には、企画部長を委員長とし、学部長、研究科長、宗教部長、教務部長、学生支援部長、キャリア支援部長、広報部長、総務部長、経理部長、学術情報部長、国際部長で、2024 年度現在 16 名の委員で構成している。

これら構成員は、「学長の職務を補佐・推進し、本学の教育研究の充実発展及び財政基盤の安定に関わる事項について総合的に審議する」常任委員会の構成員でもあり、本学の執行部のメンバーである。「同志社女子大学事務機構規程」に規定する各組織の長でもあり、本学の内部質保証の推進に責任を負う体制として適切に編成している。

点検・評価項目③：
方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

〔評価の視点〕
(1) 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を策定するための全学としての基本的な考え方は設定していますか。
(2) 全学的な内部質保証活動は方針及び手続に従って実施されていますか。
(3) 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のＰＤＣＡサイクルを機能させる取り組みがなされていますか。
(4) 学部・研究科その他の組織における点検・評価を定期的に実施していますか。
(5) 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上を計画的に実施していますか。
(6) 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況調査等）に対し、適切な対応をしていますか。
(7) 内部質保証、自己点検・評価における客観性や妥当性はどのように確保していますか。

１）３つのポリシーを策定するための基本的な考え方

本学は、2016 年 3 月に公布された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成 28 年文部科学省令第 16 号）を受けて、それまで公表していた学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）について、全学的に見直しを図り、再策定のうえ、2017 年４月に本学 Web サイト等で公表した。

＜３つのポリシー再策定（見直し）に関する基本的な方針（考え方）＞(2016 年８月 31 日　常任委員会承認)

〇新たな３つのポリシーの策定は、現在公表している現行の３つのポリシーを見直す形で進めていくこととし、抽象的ではなく具体的に記述されているか、広くステークホルダーに発信することを念頭に、分かりやすい表現かつ魅力的な内容になっているか、実証が可能で達成度の測定と評価が可能であるかが留意点となること。

〇ディプロマ・ポリシー策定（見直し）のポイント

・現行のポリシーをより分かりやすく、かつ記述しやすくするために、【知識･理解】【関心･意欲･態度】【表現･技能･能力】の領域区分に分けること。
・「人材養成目的」「教育理念・目的」等から抽出されたキーワードを用いること。
・マトリクス形式のカリキュラムマップなど、ディプロマ・ポリシーの実証性を示す根拠資料を作成すること。
・卒業論文、卒業研究のルーブリック評価の導入など、学修成果の測定と改善を意識すること。

〇カリキュラム・ポリシー策定（見直し）のポイント

・内容は、【体系性】【教育内容】【教育方法】【学修成果の測定方法】に分けて記述すること。
・個々の科目が、どのように関連し合っているかを示すために「履修系統図」を作成してカリキュラムの体系を明示すること。

〇アドミッション・ポリシー策定（見直し）のポイント

・現行のアドミッション・ポリシーに示されている「求める能力･適性等」を、学力の３要素に区分して整理し、策定すること。

・入学者に求める能力と、それを評価する入試方法との連動性を示すこと。

〇以上をふまえ、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは教務部が、アドミッション・ポリシーは広報部が中心となって策定の指針や手順を示したうえで学部・学科、研究科に対して依頼を行い、2016 年度内の公表に向けて策定作業を進めていく。ただし、新たな３つのポリシーは、それぞれが相互に関連性を持ち、一貫性のあるものとして策定することや学部・学科、研究科間のバランスも重要であることから、全学的な調整を行いながら策定する。

２）内部質保証推進における方針・手続き

本学の内部質保証は、内部質保証推進規程第 2 条第 1 項に定めるとおり、自己点検・評価活動を基盤として推進している。2019 年度以降、内部質保証推進規程や自己点検・評価規程に基づき、各学部・研究科及び本学を構成する部による自己点検・評価活動を内部質保証推進委員会が統括する形で取りまとめを行っている。本学において、自己点検・評価規程に定める「自己点検・評価事項」や、内部質保証推進委員会によって設定した「点検・評価項目」、「【本学】評価の視点」は、大学基準協会が定める大学基準や点検・評価項目、評価の視点（参考資料）に準じたものである。これらに従い自己点検・評価を実施するため、本学の様式として「評価の視点に基づく自己点検・評価シート」（以下、自己点検・評価シートという）を作成し、各組織の自己点検・評価活動を実施している。各組織が作成した自己点検・評価シートは、内部質保証推進運営部会及び内部質保証推進委員会により全学的な観点で検証され、自己点検・評価年報または自己点検・評価報告書にまとめられる。この際、各組織の自己点検・評価シートや大学評価の基礎要件等も勘案し、全学的観点により課題の抽出を行い、2023 年度においては３つの課題を自己点検・評価年報に課題として記載した。この 2023 年度自己点検・評価年報は、内部質保証推進委員会から学長に報告され、あわせて自己点検・評価結果に基づく改善策・向上策についても提案され、学長はこの報告及び提案を受け、2024 年 2 月 28 日付の文書において該当する部長・研究科長に対して実施の指示を行った。また、学長は 2024 年 3 月開催の評議会において自己点検・評価結果の報告を行い、本学 Web サイトにおいても公表している。

以上のように、本学の内部質保証については、方針及び規程（手続き）に従って実施されている。

３）内部質保証推進委員会によるＰＤＣＡサイクル

本学は内部質保証推進規程において、自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進することを規定し、内部質保証の推進に責任を負う組織として内部質保証推進委員会を設置している。内部質保証推進委員会は、本学の自己点検・評価活動の統括を任務の一つとしており、学部・研究科及び本学を構成する部による自己点検・評価結果をもとに全学的な観点で検証を行い、必要に応じて改善策や向上策を学長に提案することとなる。各組織がＰＤＣＡサイクルを機能させ、組織自らが教育活動等における改善や向上を図ることは当然であるが、内部質保証推進委員会は全学的な観点から諸活動の改善・向上を推進する仕組みとなっている。最終的

には内部質保証推進委員会から報告や提案を受けた学長の判断により、各組織の長に対して改善・向上の指示が行われる。

４）定期的な自己点検・評価の実施

2019 年 2 月に従来の規程を見直し、再制定した自己点検・評価規程に基づき、2019 年度から学部・研究科、本学を構成する部における自己点検・評価を原則として毎年度実施している。概ね 7 月から 9 月にかけて各組織による自己点検・評価活動が行われ、それぞれが担当する自己点検・評価シートを作成することとしている。また、本学の将来構想「Vision150」のアクションプランについても、毎年度各担当部署による自己点検・評価を実施している。

５）自己点検・評価結果に基づく改善策・向上策の策定・実施

2019 年度より内部質保証推進規程及び自己点検・評価規程に基づき、各学部・研究科、本学を構成する部による自己点検・評価結果をもとに、改善策や向上策を内部質保証推進委員会から学長に提案し、必要に応じて学長から各組織の長に改善・向上に向けた指示が行われるシステムとなっている。各組織のＰＤＣＡサイクルにおける改善・向上のプロセスに加え、必要に応じて、全学的な推進体制のもと改善・向上を図る。2023 年度の各学部・研究科及び本学を構成する部による自己点検・評価結果等に基づき、内部質保証推進委員会は全学的な観点から３つの課題を抽出し、その改善・向上策を学長に提案した。学長は、自己点検・評価結果の報告と、それに基づく改善策・向上策の提案を受け、2024 年 2 月 28 日に文書で、改善策・向上策に関わる部長・研究科長に対して、実施の指示を行った。これらの改善策・向上策に関連する部署は、学長に指示に基づき、改善・向上に向けた取組を行う。

６）行政機関、認証評価機関からの指摘事項への対応

2020 年度からの学部収容定員増加に係る学則変更について、文部科学大臣から認可を受けており、開設後に「収容定員に係る学則変更を行った大学の履行状況報告書」を提出しているが、本件に関しては附帯事項等の指摘は受けていない。

2021 年度に受審した第 3 期認証評価（大学評価）において提言のあった是正勧告１件及び改善課題５件については、2022 年度より改善に向けた取組を開始しており、2022 年度常任委員会夏期集中討議において、提言のあった事項に関して各部署・学科における取組状況に関する中間報告を行い、2024 年度においても進捗状況を確認し、改善に向けた取組を推進している。

７）内部質保証における客観性・妥当性の確保

内部質保証推進規程第２条第４項において、「本学の内部質保証について客観的な検証を行うため、委員会は学外有識者に意見を求めることができる。学外有識者は、評議会の議を経て学長が委嘱する。」と規定している。

2020 年度から内部質保証に係る学外有識者として、本学のキャンパスが所在する京都市及び京田辺市の職員（部長職）各１名を委嘱している。機関別認証評価が大学関係者によるピアレビューであることから、外部評価は大学関係者以外の評価者を選択している。学外有識者には、本学の前年度の自己点検・評価年報あるいは自己点検・評価報告書について、その客観性や妥当性を評価する業務を委嘱し、書面による評価結果の作成を依頼し、指摘事項について学内で

の点検や検討を改めて行うというＰＤＣＡサイクルを機能させている。

2024 年度の学外有識者の評価書においては、本学の 2023 年度自己点検・評価年報の全般について適正であると評価を受けており、その客観性や妥当性については問題ないと判断している。一方で、いくつかの指摘については、本学の諸活動の改善・向上への助言として内部質保証推進委員会において今年度の自己点検・評価の検証とともに対応等を検討する。

このように学外有識者から指摘を受けることは、本学の諸活動をあらためて点検・評価する機会を得ることとなり、内部質保証の客観性・妥当性の確保とともに、内部質保証の更なる推進に非常に有効に機能すると考えている。

点検・評価項目④

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

〔評価の視点〕

(1)教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を公表していますか。

(2)公表する情報の正確性、信頼性が確保できていますか。

(3)公表する情報の更新は適切に行っていますか。

１）情報の公表

自己点検・評価活動の結果の公表については、2020 年度の自己点検・評価活動により 2021 年度に大学基準協会の「大学評価（認証評価）」を受審し、大学基準に適合しているとの認定を受け、その内容および評価結果を大学 Web サイトにて公表している。なお、内部質保証推進規程及び自己点検・評価規定に基づき、認証評価受審年度以外においても、自己点検・評価年報や大学基礎データを諸規定や方針とともに本学 Web サイトにて公開している。

また、公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、学校教育法施行規則などの一部を改正する省令（平成 22 年文部科学省令第 15 号）により、大学 Web サイトにおいて大学情報を積極的に社会に公開している。財務情報については、学校法人同志社 Web サイトにおいて、法人の予算、補正予算、決算および監査報告書を過年度分も含めて公表している。

２）情報の正確性・信頼性の確保

Web サイトをリニューアル（2019 年 3 月全面、2022 年 7 月トップデザイン）して情報の得やすさや理解しやすさに配慮した内容としている。

３）情報の更新

公表データは、本学 Web サイトを担当する広報部広報室広報課において毎年定期的に情報を更新し説明責任を果たしている。

点検・評価項目⑤：
内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

〔評価の視点〕
(1) 全学的なＰＤＣＡサイクル等の適切性、有効性について、定期的に点検・評価を実施していますか。
(2) 内部質保証システムの適切性、有効性の点検・評価において、適切な根拠（資料・情報）を使用していますか。
(3) 点検・評価結果に基づいて改善・向上を図っていますか。

１）内部質保証システムの適切性

内部質保証推進規程の第４条第９号において、「内部質保証システムの適切性に関する点検・評価及び学長への報告」が内部質保証推進委員会の任務の一つとして規定されている。

「同志社女子大学の諸活動に関する方針」の「内部質保証に関する方針」には、「内部質保証推進委員会を中心に、学部・研究科及び本学を構成する部と有機的連携を図る体制とし、全学的に実効性のある着実なＰＤＣＡサイクルを機能させる」との方針も示されており、全学的なＰＤＣＡサイクルを含めた内部質保証システムの適切性や有効性については、内部質保証推進委員会が点検・評価を行い、その状況を学長へ報告することになる。

また、内部質保証推進委員会は、内部質保証推進の基盤となる自己点検・評価活動に関して、その実施体制、点検・評価項目、実施方法について定期的な見直し及び改善を図ることも任務の一つとしている。

内部質保証推進規程に基づくＰＤＣＡは、2019 年度から運用しており、自己点検・評価結果のまとめである自己点検・評価報告書または自己点検・評価年報の作成や改善・向上策の提案・実施等の取組みを実施している。現段階において、内部質保証推進委員会により内部質保証システムの適切性や有効性についての具体的な点検・評価は実施していないが、認証評価の結果や外部有識者による評価を参考にしながら、点検・評価を行っていく必要がある。

２）内部質保証システムの改善・向上

内部質保証推進規程第３条第３項「学長は、委員会から内部質保証システムの適切性に関する点検・評価結果について報告を受け、必要があると認めた場合、委員会に改善を指示する」に基づき、本学の内部質保証システムの改善や向上を図る体制を構築している。

現段階では本学の内部質保証システムは問題なく機能していると判断しているが、今後は内部質保証推進委員会による点検・評価も実施し、学外有識者からの指摘も活用しながら、必要に応じて改善・向上を図っていく予定である。

【2023 年度自己点検・評価結果等から抽出した課題】（認証評価における改善課題・是正勧告）

＜内部質保証体制の改善＞

「内部質保証推進委員会」の役割を「同志社女子大学内部質保証推進規程」において規定しているものの、「内部質保証推進委員会」では十分な検討が行われておらず、実質的な点検・評価の議論は「内部質保証推進運営部会」が行っている。また、同規程には記載のない、「内部質保証推進委員会」の構成員に学長を加えた大学の意思決定機関である「常任委員会」で学長からの改善策を共有している。「内部質保証推進委員会」「内部質保証推進運営部会」及び「常任委員会」の役割を整理し、規程と実態の齟齬を解消して内部質保証を有効に機能させるよう、改善が求められている。

＜対応状況＞

自己点検評価結果に関して、内部質保証運営部会にて、各部署から報告のあった自己点検・評価結果をもとに、自己点検・評価年報（案）または自己点検・評価報告書（案）を作成し、課題を抽出したうえで内部質保証推進委員会へと提案し、十分な検討・協議うえ、自己点検評価年報を策定している。また、2021 年度より同志社女子大学内部質保証推進規程第３条第２項に基づき学長から部長又は研究科長への改善や向上に向けた指示を行う様に改善している。

加えて、2023 年度は内部質保証推進委員会において、「在学生を対象とした学修・生活に関する実態調査」の設問変更について審議を行った。

第３章　教育研究組織

（１）現状説明

点検・評価項目①：

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

〔評価の視点〕

(1)大学の理念・目的と学部・学科及び研究科・専攻の設置状況は適切ですか。

(2)大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の設置状況は適切ですか。

(3)教職課程に関する全学的な実施組織の設置状況は適切ですか。

(4)教育研究組織の構成について、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等を配慮していますか。

１）学部・学科及び研究科・専攻の設置状況

本学は創立以来、「キリスト教主義」「国際主義」「リベラル・アーツ」を教育理念に掲げ、女子教育に真摯に取り組み、円満な人格を涵養し、国際的視野に立って建設的に、かつ責任をもって生活し得る女性を育成してきた。そして、教育研究組織については学問の動向や社会の要請に応えつつ、本学の理念・目的を実現するために、学部・学科の増設や改組、研究科・専攻の設置等を行い、絶えず充実を図ってきた。

2024 年４月現在の本学の学部及び研究科の構成は次のとおりである（大学基礎データ表１）。学士課程では、学則第１条に規定する目的を実現し、また、第３条に定めるリベラル・アーツという大学の性格に則り、学芸学部（音楽学科、メディア創造学科、国際教養学科）、現代社会学部（社会システム学科、現代こども学科）、薬学部（医療薬学科）、看護学部（看護学科）、表象文化学部（英語英文学科、日本語日本文学科）、生活科学部（人間生活学科、食物栄養科学科）の６学部 11 学科を設置している。

また、大学院は、大学院学則第１条に規定する目的を実現するため、博士課程（前期）または修士課程として、文学研究科（英語英文学専攻、日本語日本文化専攻、情報文化専攻）、国際社会システム研究科（国際社会システム専攻）、看護学研究科（看護学専攻）、生活科学研究科（生活デザイン専攻、食物栄養科学専攻）の４研究科７専攻、博士課程（後期）又は博士課程として、文学研究科（英語英文学専攻、日本語日本文化専攻）、薬学研究科（医療薬学専攻）、看護学研究科（看護学専攻）の３研究科４専攻を設置している。

さらに、音楽専攻科は学芸学部音楽学科を基礎として、より高度な演奏技術と専門的な知識をもつ音楽専門家、演奏家、音楽教育者等を目指す女性を育成することを目的としている。

本学では社会の要請や現代女性のニーズの多様化に対応すべく、教育研究組織の改革に継続して取り組んできた。学部・学科では、2015 年度に看護学部看護学科を設置、2018 年度に学芸学部情報メディア学科をメディア創造学科に名称変更し、2020 年度にはより多くの優秀な学生を社会に輩出するために８学科の収容定員増加を行った。また、大学院研究科では、2018 年度に看護学研究科看護学専攻修士課程を設置し、2020 年度には看護実践に活用可能な理論の構築や方法の開発を目指し、科学的な思考に基づいた高度な研究・教育・実践活動を推進すること

のできる女性を育成し社会に輩出することで、看護学の発展と健康・福祉の向上に寄与することを目的として博士課程（後期）を設置した。

２）附置研究所、センター等の組織の設置状況

教育理念及び目的を踏まえ、また、近年の学問の動向や女子大学としての社会的要請等にも配慮し、本学では以下のとおり部のもとに附置研究所又はセンター組織を設置している。

・宗教部：ボランティア活動支援センター
・教務部：教職課程センター、教育開発支援センター
・学生支援部：スチューデントサポートセンター
・学術情報部：総合文化研究所、女性アクティベーションセンター、史料センター
・薬学部：臨床薬学教育研究センター

各センター組織等の目的及び内容は、以下のとおりである。

＜ボランティア活動支援センター＞

2016 年４月に「本学の教育理念を理解し、ボランティア活動を通じてその理念を他者のために実践できる学生を育成し支援すること」を目的に宗教部内に設置された。事業としてはボランティア活動に関する情報の収集及び提供、ボランティア活動の企画及び運営と支援、セミナー、ワークショップ、講演会、シンポジウム等の開催による啓発活動やボランティア活動を通じた地域との連携に取り組んでいる。

＜教職課程センター＞

2000 年１月に「全学部の教職課程履修者、特に教職を第一志望とする学生サポート」を目的に教務部内に設置された。教職課程履修上の相談や教員採用試験合格に向けた学習方法、採用後の実践的指導力養成のための助言や指導、教職に関する資料や図書の閲覧等を行っている。

＜教育開発支援センター＞

2016 年４月に「本学の教育の継続的な充実と発展」を目的として教務部内に設置された。本センターは教員と学生の間に立つ組織として、教育の授業内容・方法の改善及び教育に対する意識の向上に向けて、組織的な取組みを行っている。具体的には授業に関するアンケートの実施、FD Session の開催、FD 広報誌の発行等を行っている。

＜スチューデントサポートセンター＞

2020 年４月に「本学に在籍する障がいのある学生が、学生生活を送るうえで必要かつ適切な支援を受けられる全学的な体制づくりを行うこと」を目的として障がい学生支援センターが学生支援部内に設置された。本センターは障がい学生の授業支援、学生生活支援、支援体制整備、施設・設備についての調整、障がい学生支援推進のための啓発・研修の実施、学内外諸機関との連携及び協力等を行っており、2024 年４月からスチューデントサポートセンターへと名称変更を行った。

＜総合文化研究所＞

1981 年４月に「広く人文、社会、及び自然科学にわたって総合研究を行うとともに、文化の創造と学術の発展に寄与すること」を目的として発足した。その後、2008 年４月の組織改編によって、教育・研究推進センター内に設置され、2016 年４月の事務機構改正にともない、学術情報部内に設置され、学術研究支援課がその事務を担うこととなった。

本学の研究活動は、各研究者の専門領域における個人研究を主とするが、本研究所では、本学で研究されている幅広い分野の学問領域を生かして、共同研究や総合的・学際的な研究を行うための研究プロジェクトを設け、教員の研究活動を推進している。それらの研究成果は、「総合文化研究所紀要」や「学術研究年報」により公刊し、また研究プロジェクトの成果については、公開講演会を開催し発表している。本研究所では、「同志社女子大学の研究所の研究員に関する内規」を定め、研究員を置いている。研究員の種別は、専任研究員、専従研究員、兼担研究員である。

＜女性アクティベーションセンター＞

2015 年４月に「本学学生並びに卒業生が生涯にわたって社会的役割を担い、能力を発揮できるように支援と提言を行う」ことを目的に教育・研究推進センター内に設置され、2016 年４月の事務機構規程改正にともない、学術情報部内に設置された。女性のキャリア形成のためのプログラムの企画や講演会の開催、学内外機関との連携や協働により支援プログラムを実施している。

＜史料センター＞

従来総務課の所管業務としていた史料室の業務を学術情報部学術研究支援課に移管し、同志社女子大学（その前身を含む）に関する歴史的資料を収集・整理・保管・運用して、その歴史に関する研究・記述に寄与することを目的に 2016 年４月に設置された。今出川キャンパスのジェームズ館に設けられた展示室では、学生や社会に対して本学の教育理念や歴史を広く知ってもらうため、毎年 11 月下旬から翌年７月末までテーマにもとづく企画展を開催して史資料を公開している。また、史料の収集・整理・保存活動の成果を継続的に発表するために叢書を発行している。

＜臨床薬学教育研究センター＞

2007 年４月「臨床薬学に関する教育及び研究を行い、もって同志社女子大学の学術研究の進展に寄与すること」を目的に薬学部内に設置された。臨床現場を経験した教員を配置し、医療に貢献できる薬剤師の育成や薬学教育のあり方を研究している。また、医療の高度化・複雑化に対応できる技能や患者との対話能力をもち、患者の安全性確保を約束できる薬剤師養成を目指している。

３）教職課程に関する全学的な実施組織の設置状況

教職課程を適切に実施するために、「教職課程運営委員会」を設置している。教職課程運営委員会の構成員は、委員長（教務部長）１名、教職課程認定を受けた全学部学科の学科主任及び、教職課程担当教員各９名、教職課程センター所属の教員４名で構成される。ここでは、教職課程カリキュラム、教職に関する科目の担当者・クラス数、教育実習、教育委員会との連携、文部科学省通知への対応、教職課程センターを含めた支援体制、その他教職課程に係る事項等、本学の教職課程の運営全般に係る事項を協議する。事務局は教務部免許・資格課及び教務課が担当する。教育職員免許法施行規則改正に伴う 2022 年度からの教職課程自己点検・評価の義務化に対しては、毎年教職課程運営委員会において教職課程自己点検・評価を行い、教職課程自己点検・評価報告書案を作成して、常任委員会及び評議会で承認を得た後、本学 Web サイトにおいて報告書の公表を行っている。公表後、一般社団法人全国私立大学教職課程協会に提出し、当該協会による審査を受けた結果、2022、2023 年度はともに審査に係る完了証が交付され、本

学 Web サイトにおいて完了証の公表を行った。今後も、教職課程自己点検・評価を毎年度行い報告書を作成・公表し、教職課程の質の向上を図る。

４）教育研究組織の構成に関する学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は大学を取り巻く環境の変化や社会のニーズを的確にとらえ、分析し、理解したうえで、教育研究組織の改革に不断に取り組み、大学の理念・目的に照らして適切な教育研究組織を設置している。

点検・評価項目②：
教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

〔評価の視点〕
(1) 教育研究組織の構成の適切性について、定期的に適切な根拠（資料、情報）に基づく自己点検・評価を行っていますか。
(2) 上記の自己点検・評価結果に基づき、教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みを行っていますか。

１）教育研究組織の適切性についての定期的な点検・評価

教育研究組織の構成の適切性については、定期的に実施する自己点検・評価に加え、毎月１回開催される常任委員会を中心に、入学志願者数、卒業生の就職状況、「在学生を対象とした学修・生活に関する実態調査」の結果等、各担当部署から定期的に報告される様々な客観的なデータに基づき検討を行っている。特に毎年原則として夏期と冬期に開催される常任委員会集中討議においては、本学の教育や経営に関する課題に対して、現状分析や情報共有を行ったうえで、今後の諸活動における方向性を検討しており、教育研究組織の構成の適切性についても定期的に検証する場となっている。

２）点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では定期的な検証に基づき、必要に応じて教育研究組織の改善・向上を図っている。前回の認証評価受審以降、2015 年度に看護学部看護学科、2018 年度に大学院看護学研究科看護学専攻修士課程を設置した。また、2018 年度に学芸学部情報メディア学科をメディア創造学科に名称変更を行い、さらに 2020 年度には学部収容定員を増加し、大学院看護学研究科看護学専攻に博士課程（後期）を設置した（これに伴い、修士課程は博士課程（前期）に名称変更した）。

なお、学部や研究科の設置については、学生確保の見通しや人材需要動向等の社会的なニーズ等を踏まえた上で計画を立案し、常任委員会、評議会、教授会（または大学院委員会）での審議を経て、法人理事会での承認後、企画部を事務局とした新学部（研究科）設置準備委員会を立ち上げ、同委員会を中心に具体的な手続きを行っている。

第４章　教育課程・学習成果

（１）現状説明

点検・評価項目①：

授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

〔評価の視点〕

(1)課程修了にあたって、学生が修得すべき知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針を授与する学位ごとに設定し、公表していますか。

本学は、「キリスト教主義」、「国際主義」、「リベラル・アーツ」の３つの教育理念に基づく全学共通の学位授与方針を定めており、学部及び大学院は、その方針に基づき、課程ごとにそれぞれの学位授与方針を定めている。

学位授与方針は、学士課程においては、学部の学科・専攻ごとに、大学院の修士課程及び博士課程においては、研究科専攻の課程ごとに、それぞれの学位に即して学生が修得すべき学修成果（到達目標）を「知識・理解」、「関心・意欲・態度」、「表現・技能・能力」の３領域に分けて設定し、各基準に達する者に学位を授与するという方針を明示している。学位授与方針は本学 Web サイトで公表しているほか、各学部及び大学院の履修要項にも記載している。

なお、本学 Web サイトにおいては、「情報公開」及び「学部・専攻科・大学院」の両方のページから「教育方針」に誘導することによって容易に情報を得ることができるようになっている。

点検・評価項目②：

授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

〔評価の視点〕

(1)教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を明示した教育課程の編成・実施方針を授与する学位ごとに設定し、公表していますか。

(2)教育課程の編成・実施方針と学位授与方針には適切な連関性がありますか。

本学独自の科目設置区分に基づく全学の教育課程の編成・実施方針のもとに、学部・研究科とも課程ごとにそれぞれの教育課程の編成・実施方針を定めており、それぞれ「体系性」「教育内容」「教育方法」「学修成果の測定方法」の４つの項目に分けて記載されている。教育課程の編成・実施方針は、本学 Web サイトで公表されているほか、各学部及び大学院の履修要項に記載されている。

教育課程の編成・実施方針の「教育内容」においては、学位授与方針の個別の到達目標を達成するためにどのような教育を展開するかという記述方法が基本となっているため、学位授与方針との関連は明確になっている。「教育方法」においては、アクティブ・ラーニングを進めていくことを基本とした記述内容になっている。

なお、学部に関しては、課程ごとにマトリクス形式のカリキュラムマップを作成し、学位授

与方針の個々の到達目標の達成は主としてどの科目が担うのかを示している。

点検・評価項目③：
教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

〔評価の視点〕
(1)各学部・研究科において、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設するとともに、履修の順次性や学問分野の体系性に配慮した教育課程を編成していますか。
(2)授業期間は適切に設定していますか。
(3)単位制度の趣旨を踏まえた授業形態ごとに適切な単位の設定を行っていますか。
(4)教育課程の編成・実施方針を踏まえた適切な授業の位置づけ（必修・選択等）、授業科目の内容及び方法になっていますか。
(5)各学位課程にふさわしい教育内容を設定していますか。
(6)学士課程において、初年次教育の実施や高大接続への配慮を行っていますか。
(7)学士課程において、教養教育と専門教育を適切に配置していますか。
(8)修士課程・博士課程において、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育に配慮していますか。
(9)教育課程の編成に全学内部質保証推進組織等はどのように関わっていますか。
(10)学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を実施していますか。

【教育課程の編成】
学部においては、全学の教育課程の編成・実施の方針及び各学科・専攻の教育課程の編成・実施方針に基づき、以下のような科目区分を設定し、それぞれ体系的に教育課程を編成している。

（専門分野）
基礎教育科目区分　　又は　導入科目区分等
入門・概論科目区分　又は　基礎科目区分等
応用・各論科目区分等
ゼミナール科目　　又は　卒業論文（卒業研究）

（全学共通分野）
共通学芸科目区分
キリスト教・同志社関係科目区分
外国語科目区分
スポーツ・健康科目区分
データサイエンス・ＡＩ科目区分

個々の科目は、それぞれの科目区分の中に、履修可能最低年次を決めて設置されている。履修要項には、学部学科ごとにすべての専門科目がそれぞれの科目区分と学年学期に配当された『科目配置表』が掲載されているため、自学科学生はもとより他学部他学科の学生が履修する

場合でも、個々の科目の位置づけと難易度の概要を一目で把握でき、科目履修の順次性に配慮している。

また、2016 年度から体系的な教育プログラムを理解するために、授業科目に内容・レベル等に応じた特定のナンバーを付与する科目ナンバリング制度を導入している。各科目に分野（Field）・水準（Level）・授業方法（Type）等を表すアルファベットと数字の組合せで構成する FLT ナンバーを付与し、各科目のシラバスに掲載している。学生が学修したい分野について、どのように学修を進めていけばよいか判断するための参考となるよう配慮している。このように、科目区分、年次・学期配当、FLT ナンバー等により、本学の科目の体系性および履修上の順次性は明確になっている。

専門分野については、各学科・専攻において、概ね「基礎教育科目」、「入門・概論科目」、「応用各論科目」、「ゼミナール科目」等に区分されており、各科目区分の中で適切に必修科目、選択科目等の位置づけを設定し、それぞれの教育課程の編成・実施の方針に記載の【教育内容】及び【教育方法】に基づき、適切に授業を行っている。

全学共通分野については、全学の教育課程の編成・実施の方針に基づき、「共通学芸科目」「キリスト教・同志社関係科目」「外国語科目」「スポーツ・健康科目」「データサイエンス・ＡＩ科目」の各科目区分を設けて、それぞれに授業科目を開設している。「共通学芸科目」は、幅広い分野の基礎的・教養的科目であり、他学部・他学科の科目を履修した場合もその単位は共通学芸科目区分の単位となる。また、他大学との単位互換科目も卒業単位に算入することができるため、より幅広い分野の科目を履修することが可能となっている。これらが本学の教育理念及び学位授与方針にも示されているリベラル・アーツの一翼を担っている。「キリスト教・同志社関係科目」は、本学の教育理念及び学位授与方針にも示されているキリスト教主義教育の中核をなす科目区分である。学部学生全員が必修科目となっている「聖書Ａ」「聖書Ｂ」と、選択必修科目としてその他のキリスト教関連科目及び同志社創立以来の歩みを学ぶ自校教育科目が設置されている。「外国語科目」には、英語科目のほか、第二外国語科目として、ドイツ語、フランス語、中国語、イタリア語、スペイン語、ハングルの６言語を学修する科目を設置している。その他、「スポーツ・健康科目」には、実技科目やスポーツと健康に関する科目が設置されている。「データサイエンス・ＡＩ科目」では、選択必修２単位の卒業要件を設けており、全ての学生が「データサイエンス・ＡＩ」に関する知識・技術を身につけるための科目が設置されている。この全学共通分野の授業科目等が本学の教養教育を担っている。各学部・学科の教育課程においては、科目区分ごとの履修要件を設定し、教養教育と専門教育の適切な配置に努めている。

大学院においては、全学の教育課程の編成・実施の方針及び各研究科専攻・課程の教育課程の編成・実施方針に基づき、それぞれ体系的に教育課程を編成している。科目区分は大学院全体での統一はなされてはいないが、それぞれの専攻・課程の教育課程の特徴や研究領域・研究分野に応じて、「類」、「領域」、「分野」等で授業科目を区分している。

例えば、文学研究科英語英文学専攻博士課程（前期）、文学研究科日本語日本文化専攻博士課程（前期）、文学研究科情報文化専攻修士課程、国際社会システム研究科国際社会システム専攻修士課程、生活科学研究科生活デザイン専攻修士課程は、授業科目を大きくＡ類、Ｂ類と２つに区分し、さらにそれぞれの類の中で、分野やコースを分類し、体系的な編成となっている。概して、Ａ類は演習科目を中心に研究テーマに対する分析的・批判的視野と主体的な課題発見

能力を醸成し、修士論文作成につながる科目で構成され、Ｂ類は各専門分野の講義科目で構成し、専門的な理論や技術を修得し、より幅広い視野を獲得する科目群である。それゆえに前述の５つの博士課程（前期）・修士課程においては、他研究科専攻・課程のＢ類科目の修得単位を８単位まで修了要件の単位に算入することを認めている。

また、薬学研究科医療薬学専攻博士課程、看護学研究科看護学専攻博士課程（前期・後期）、生活科学研究科食物栄養科学専攻修士課程食物栄養科学コースにおいては、各研究領域・研究分野により科目を区分するとともに、別途研究指導科目を設置しているほか、文学研究科英語英文学専攻博士課程（後期）および文学研究科日本語日本文化専攻博士課程（後期）においては、これまでの自己点検・評価に基づく改善策としてカリキュラム改正を行い、2021 年度よりコースワークの科目群として「特別演習」の科目区分を新設するとともに、修了要件においても過度の負担とならないよう配慮しながら、「特別演習」の科目の履修を必須としている。

各研究科専攻・課程とも学生各自の研究分野や領域に応じた履修条件を付す等の配慮を行いながら、各科目群における必修（選択必修）・選択等の履修方法を設定しており、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮を行っている。

【授業期間の設定】

授業期間については、春学期と秋学期に分けて学年暦が構成されており、春学期については、おおむね 4 月 10 日前後より 90 分間の授業を 15 週間にわたり実施、その後 1 週間の定期試験期間およびそれに続く 3 日間の追試験期間を設けている。また、それに加えて、8 月下旬より約 3 週間程度の春学期集中講義期間を設け、授業科目の特性により、あるいは当該科目の担当者の確保の問題等により、集中講義として実施する授業科目を開講している。秋学期については、おおむね 9 月最終週より開始し、春学期同様 90 分間の授業を 15 週実施し、その後 1 週間にわたる定期試験期間およびそれに続く 3 日間の追試験期間が設けられており、実質的に１年間における授業期間は 35 週にわたっている。

【単位の設定】

本学における単位の設定については、単位制度の趣旨を踏まえ、学部においては学則第 27 条、研究科においては大学院学則第９条第３項の規定により、１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で、実験、実習、実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位とし適切に設定している。

【初年次教育の実施・高大接続への配慮】

学士課程における初年次教育や高大接続への配慮として、各学部学科により専門科目の「基礎教育科目」や「入門・概論科目」の一部を初年次教育に位置づけ、新入生に対して大学での学習方法の習得や学問への動機付け等、例えば、レポートの書き方、図書館の使い方、プレゼンテーションの方法、専門分野の紹介、キャリア意識の形成を含む学習意欲の向上等を目的とした教育を行っている。

【キャリア教育】

本学では、学生の社会的・職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として、全学共通の共通学芸科目区分にキャリア教育科目を設置し、初年次から段階的に学生のキャリア意識形成を支援している。具体的には、１年次に「大学生活とキャリアデザインⅠ」、２年次に「大学生活とキャリアデザインⅡ」及び「大学生活とキャリアデザインⅢ」を開講し、社会的自立を目指して自己理解の深化や学生のキャリア意識形成を支援しており、これらの科目は選択科目ではあるものの、多くの学生が履修している。また、「キャリア教育科目」分野においては海外インターンシップを含めた企業や自治体等での実習を軸とする「インターンシップＩＡ」「インターンシップＩＢ」を２年次以上の学生を対象とする科目として設置し、早い段階での社会的及び職業的な体験の機会を設けている。

さらに、2021 年度より「キャリアプランニングのための演習Ⅰ」「キャリアプランニングのための演習Ⅱ」を設置して、学生各自がキャリア形成に必要な知識やスキルをさらに修得することを目指している。加えて、「キャリアのためのプロジェクト演習」や各学部学科での開講するＰＢＬ型科目により、実際のさまざまな現場における課題を授業のプロジェクトとして取り組むことで、実社会で求められる心構えやさまざまな能力を身につけることを目標とする等、多様な形で学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を実施している。

また、大学院の各研究科専攻・課程においては、各専門分野の高度専門職業人、研究者、教育者等を人材養成目的として掲げ、それに基づく学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を策定しており、当該方針に基づき、各授業科目及び研究指導の過程で、学生の社会的・職業的自立を図るために必要な能力を育成することを前提とした教育を実施している。

【教育課程の編成と全学内部質保証推進組織の関わり】

本学の全学内部質保証推進組織である内部質保証推進委員会は、各学部学科及び研究科専攻における教育課程の編成に直接的に関わっているわけではない。内部質保証推進委員会の任務としては、「大学及び大学院の人材の養成に関する目的並びに大学の教育目標の確認」「３ポリシーに関する事項の検証」「大学の諸活動に係る方針や計画に関する事項の検証」「自己点検・評価活動の統括」等が規定されている。本委員会は、人材養成の目的や３つのポリシーに関すること、教育課程の編成・実施の適切性等、各学部・研究科が自己点検・評価した結果を全学的な観点から検証することで関わっている。その結果により教育課程の編成に関して、改善や向上が必要であると判断した場合は、その方策を検討し、学長に提案することで、全学的に推進する体制を整えている。

点検・評価項目④：
学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

〔評価の視点〕
(1)各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置として、1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等を実施していますか。
(2)シラバスに①授業の目的、②到達目標、③学習成果の指標、④授業内容及び方法、⑤授業計画、⑥授業準備のための指示、⑦成績評価方法及び基準等を明示していますか。また、シラバスと実際の授業内容との整合性を確保していますか。
(3)授業の内容や方法等を変更する場合に適切にシラバスを改訂し、学生に周知していますか。
(4) 教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会を確保したり、グループ活動を活用する等、授業形態、授業内容及び授業方法に工夫を凝らし、学生の主体的参加を促していますか。
(5)学習の進捗と学生の理解度を確認していますか。
(6)授業の履修に関する指導や効果的な学習のための指導を行っていますか。
(7)授業外学習に資する適切なフィードバックや量的・質的に適当な学習課題を提示していますか。
(8)学士課程において、授業形態に配慮し、1 授業あたりの学生数を学生の学習が活性化し効果的に教育を行う人数となっていますか。
(9)修士課程・博士課程において、研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）を明示し、それに基づく研究指導を実施していますか。
(10)各学部・研究科における教育の実施にあたって、全学内部質保証推進組織等はどのように関わっていますか。

【単位の実質化を図るための措置】
学部においては、単位の実質化を図るための措置として、１年間及び学期ごとの履修登録単位数の上限を設定している。2014 年度に受審した大学評価結果での指摘事項への対応として、2017 年度に全学部学科専攻における履修登録単位数の上限設定の見直しを行った。ほとんどの学部学科専攻は、年間の履修登録単位数の上限を 49 単位、各学期の上限を 28 単位に設定している。ただし、卒業に必要な単位とならない科目や他大学等の単位互換科目等については、上限設定の対象とはしていない。
また、薬学部医療薬学科は各学期 30 単位、看護学部看護学科及び生活科学部食物栄養科学科管理栄養士専攻においては、1 年次が年間 49 単位・各学期 28 単位、２～４年次が各学期 28 単位を履修登録単位の上限として設定している。
大学院においては、年間や学期ごとの履修登録単位数の上限は設定していないが、研究指導教員等により計画的な履修を指導している。

【シラバスについて】
本学のシラバスは Web による検索システムを導入しており、学部及び大学院ともに共通のフ

ォーマットを利用している。その中で、「授業テーマ」「授業の概要」「到達目標」「授業方法」「各回の授業内容」「準備学習の内容およびそれに必要と考えられる標準的な時間」「受講者へのメッセージやアドバイス」「フィードバックの方法」「成績評価方法・成績評価基準」「教科書」「参考文献等」「獲得が期待される基礎的・汎用的能力（DWCLA10)」「教員との連絡方法」「FLTナンバー」（いわゆるナンバリング）について記載することが標準となっている。

また、毎学期実施している「授業に関するアンケート」にシラバスと実際の授業内容との整合性に関する質問項目が設定されており、整合性を示す指数は非常に高いものとなっている。受講生の回答結果を各学科で確認することにより、シラバスと授業内容が乖離していないかの検証を行っている。

【授業の内容や方法等を変更する場合のシラバス改訂と学生への周知】

授業の内容や方法等を変更する場合には、当該科目のシラバスを適切に改訂している。また、学生に対しては授業において授業担当者が直接の周知を行うとともに、授業支援システムの機能を利用した周知も行っている。

【学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法の工夫】

学生の主体的な参加を促すために、授業支援システム(Learning Management System)として朝日ネットの manaba course 2 を導入、学内の愛称として「マナビー」と呼んで利用している。2020 年度秋学期以降、対面授業を基本としながらも受講者数と教室収容人数の関係から一部の授業を遠隔授業として実施することとなったが、特にこうした遠隔授業においては「マナビー」があらゆる授業運営の基盤として機能していることが「遠隔授業に関するアンケート」によって明らかとなっている。また、2020 年度春学期から 2023 年度春学期までの間、対面授業、遠隔授業のいずれにおいても、掲示板機能等での教員・学生間あるいは学生同士のコミュニケーションが進んでいるほか、レポート提出や試験におけるマナビーのコメント機能によっても、レポートや試験に関するフィードバックや、それらに対するやりとりのコミュニケーションが促進されている。

また、2021 年度より、授業内外のコミュニケーション支援ツールとして出席管理やクリッカー機能を有する「respon」を導入、活用することで、特に授業内における教員・学生間や学生同士のコミュニケーションが取りやすくなる環境を整えながら、一方向の講義に終始する授業形態ではない、双方向あるいはグループでの活動を通して学生の主体的な参加を促している。

授業に関するアンケートにおいても「教員と受講生又は受講生同士の双方向性に工夫がされていたかどうか」をたずねる質問項目を置いて、受講生が多い授業においても何らかの工夫がされていたかどうかを確認するようにしている。授業における学修の活性化に関しては、特に演習・実習・実験科目において教育的効果に配慮した少人数クラスを編成している。授業内容や受講者数によっても１クラスの人数設定は異なるが、例えば、音楽学科の実技レッスンにおいてはマンツーマンが基本となり、薬学部や生活科学部食物栄養科学科の実験・実習科目においては、少人数でクラス編成を行う以外に、１クラスの人数をさらに細かくグループ化している。学生が主体的に参加できる環境を整えるとともに、教育的効果を高め、安全性にも配慮した体制とする等の工夫をしている。実践的要素を含む科目等においては、受講者数の上限設定や予備登録の実施により、適切な人数配置となるよう調整を行っている場合もある。

【学習の進捗と学生の理解度の確認】

授業に関するアンケートにおいて、「受講生の理解度を確かめながら授業が進められていたか」を問う設問を設けて、その授業が、学ぶ側の学生として理解度の確認やそれに合わせた進捗が行われていたかどうかを確認できるようにしている。加えて、各授業に応じて授業支援システム「マナビー」のレポート、テスト機能等を活用したプロセス評価や、定期的に小レポートを課したり、授業時の発表内容を参考する等の方法にて、学生の理解度の確認を適宜実施している。

【履修指導】

新入生に対しては、教務部より入学式前の時点で全般的な「履修要項の内容に関する説明」および「履修登録および方法についての説明」を動画により配信している。それにより、新入生が時間的な制約から解放されるとともに聞き逃しへの対応や理解における再確認の機会となっている。また、各学部学科においても入学直後のオリエンテーション期間に履修方法や登録について指導し、上級生のオリエンテーション・リーダーが大学生活に関する情報の提供やアドバイスを行っている。また、在学生への履修指導と併せて、教務課、各学部学科とも電話およびメール等でも対応を行うとともに、ＡＩを利用したチャットボット「Chat VIVI」によっても時間や場所に関わらず、問い合わせを行うことができるようになっている。

各学部学科においては、年間を通じて、オフィスアワーの設定や所属の教務主任やアドバイザー教員等の担当教員により学生が個別の相談や指導を受けられる体制としている。

【授業外学習に資する適切なフィードバックや量的・質的に適当な学習課題の提示】

各回の授業ごとに必要な事前学習および事後学習の時間や課題をシラバスに記載することにより、量的、質的に適切な学習課題を提示しているほか、フィードバックの方法を明示することで、レポートや小テストの結果等について適切に学生へフィードバックを行っている。

また、授業に関するアンケートにおいて、「自主学習を促す工夫について」「フィードバックが適切に行われていたかどうか」の質問項目を設けて、その適切性について確認を行っている。

全学的な授業外学修の一例として、全学共通の英語教育において英語学習システムである「スーパー英語」を利用することを義務づけていることがあげられる。学生各自の空き時間等を使う形とし、量的に過重負担とならないよう配慮する一方で、その進捗度が成績評価に算入される点を考慮し、定期的に授業担当者からの進捗度合いの確認が行われ、受講生に対してアドバイス、フィードバックを行う仕組みとなっている。

【大学院における研究指導】

大学院における研究指導計画は、各研究科専攻において資料等を作成し、オリエンテーション等で学生に説明したうえで研究指導を行っており、2023 年度より全研究科で研究指導計画について、課程修了にいたるまでの研究指導の方法や内容及びスケジュールを記載した資料を作成し、あらかじめ学生に明示するよう取り組んでいる。なお、研究指導科目がある場合は、当該科目の範囲においてシラバスに記載して明示する。

【教育の実施と全学内部質保証推進組織の関わり】

本学の全学内部質保証推進組織である内部質保証推進委員会は、各学部学科及び研究科専攻における教育の実施に直接的に関わっているわけではない。内部質保証推進委員会の任務としては、「大学及び大学院の人材の養成に関する目的並びに大学の教育目標の確認」「３ポリシーに関する事項の検証」「大学の諸活動に係る方針や計画の検証」「自己点検・評価活動の統括」等が規定されている。本委員会は、人材養成の目的や３つのポリシーに関すること、教育課程の編成・実施の適切性等、各学部・研究科が自己点検・評価した結果を全学的な観点から検証することで関わっている。その結果により教育の実施に関して、改善や向上が必要であると判断した場合は、その方策を検討し、学長に提案することで、全学的に推進する体制を整えている。

点検・評価項目⑤：

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

〔評価の視点〕

(1)単位制度の趣旨に基づいた成績評価及び単位認定を適切に行っていますか。

(2)既修得単位の認定を適切に行っていますか。

(3)成績評価は客観性、厳格性、公正性、公平性を確保できていますか。

(4)卒業・修了要件を明示していますか。

(5)成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定にあたり、全学内部質保証推進組織等は関与していますか。

(6)学位論文審査基準を明示していますか。

(7)学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するため、学位授与における責任体制と手続を明示していますか。

(8)学位を適切に授与していますか。

(9)学位授与に関わる全学的なルールの設定にあたり、全学内部質保証推進組織等はどのように関わっていますか。

【成績評価】

本学における成績評価については、各学部等の履修要項において 100 点法による評価方法やＧＰＡ制度の説明を掲載し明示している。個別の授業科目については、シラバスに「成績評価方法、成績評価基準」を明示しており、これらに基づく公平公正な成績評価を行っている。また、前述のとおり、本学における単位の設定については、単位制度の趣旨を踏まえ、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成している。各授業科目の合格者に対し、それぞれに設定した単位を認定している。

本学においては各学期の成績を学生に開示し、成績開示日から 1 週間以内に限り成績に関する質問をすることができる。成績について質問がある学生は、教務課を通じて所定の質問用紙を授業担当教員に送付し、回答を返送してもらい、その回答を学生が「閲覧」する形となっている。

【入学前単位認定】

本学入学前に本学以外の大学等で修得した単位は、教育上有益と認めるときは、「入学前の既修得単位等の認定に関する内規」に基づき、最大で 30 単位まで認定している。修得した大学等の成績証明書と履修要項・シラバスの提出を求め、本学開講科目との対応を教務主任が確認した上で、教務部長が教務部主任会で認定している。また、本学入学以前の文部科学大臣が定める TOEIC 等の学修については、６単位を上限として単位認定を行っている。また、2017 年度に第三年次編入学、第二年次転入学制度を廃止して以来、入学前の既修得単位の認定は新入学生に限られていたが、2024 年度から表象文化学部英語英文学科について、第三年次編入学制度の運用を再開し、既修得単位を認定している。

【入学後の単位認定】

本学入学後の単位認定としては、他大学の単位互換科目の履修による単位認定、国内外の協定大学への留学による単位認定、文部科学大臣が定める学修による単位認定を実施している。他大学単位互換科目の履修による単位認定数の上限は 30 単位ではあるが、その範囲内で卒業に必要な単位として算入できる単位数は、学部学科によって異なっている。国内外の協定大学への留学による単位認定数の上限は、１年間の留学の場合は 40 単位、１学期の留学の場合は 30 単位となっている。文部科学大臣が定める学修による単位認定数の上限は英語関係で６単位まで、英語以外の外国語関係で６単位までと定めている。

【単位認定総数】

入学前の既修得単位の認定と入学後の単位認定を合わせて認定できる単位は 60 単位を超えない範囲で行うことが学則で規定されており、これを遵守している。

【成績評価の客観性・厳格性・公正性・公平性の確保】

前述のとおり、個別の授業科目における成績については、科目担当教員がシラバスで明示した成績評価方法及び成績評価基準に基づき、客観的で厳密な評価に努めている。同一授業科目がクラス分けされ、複数名の教員が担当する場合は、担当者間で成績評価に偏りが起こらないよう事前の調整や評価基準の申し合わせ、ルーブリックの活用等により客観性を高める工夫を行っている場合もある。また、各科目の成績分布・合格率・平均点の一覧が教務部から各学科に提示されており、各学科において客観性や厳密性についての検証が行われている。

教員側についても、特に同一科目が複数のクラスで構成される場合には、授業開始前の講師懇談会等においてクラス間の成績評価な大きな差異が出ないよう周知する、また各学期終了後に、各授業担当者および学科主任等に対して、各科目の合格者平均点や同一科目での合格者平均点等の数値データにより自身が振り返る等、公正性、公平性に留意する仕組みとなっている。

【卒業要件・修了要件の明示】

本学の卒業要件・修了要件については、学則及び大学院学則において規定しており、各学部及び大学院の履修要項においても明示している。

【学位論文審査基準の明示】

大学院における学位論文審査基準については､各研究科･専攻の学位論文ごとに定めており、本学 Web サイトにおいて公表するとともに､大学院の履修要項においても明示している｡なお、看護学研究科看護学専攻博士課程（前期）においては、助産学実践分野の学生に対して、修士論文に代えて特定の課題についての研究の成果として課題研究論文の提出を求めており、その審査基準を明示している。2023 年度より学位論文審査基準において、学位論文は「大学院における学修内容に立脚し、それを発展させた独創的知見を有する研究」またはそれと同等と認められる研究であることを履修要項に明文化した。学修成果の測定に関して、本学においては学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）ではなく、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）にて定めているため、ディプロマ・ポリシーを達成するための教育内容や教育方法等を記したカリキュラム・ポリシーの【学修成果の測定方法】に「学位論文審査基準に基づき、ディプロマ・ポリシーの各項目の達成度を評価する」旨の記述を新たに設け、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、学位論文審査基準の３つを連関させた。

学部における卒業論文については、各学部・学科の「卒業研究」や「卒業論文」等の授業科目のシラバスにおいて評価基準等を明示している。

【学位審査、卒業（修了）認定、学位授与】

学部においては、卒業要件を満たした者について、教授会の審議を経て、学長が決定し、学士の学位を授与する。

大学院における学位授与については、本学学位規則において次のように規定している。学位論文の審査は各研究科委員会が定める審査委員会が行う。審査委員会は、修士論文の場合は主査１名、副査１名により構成し、博士論文の場合は主査１名、副査２名をもって構成する。審査委員会は､学位論文の審査及び学位の授与に係る最終試験を行い､研究科委員会に報告する。研究科委員会は大学院学則の定めるところの課程修了の可否、学位論文及び最終試験の合否について議決する。この議決については、研究科教授の３分の２以上の出席を必要とし、出席者の４分の３以上の賛成がなければならない。研究科長は、学位論文の内容、最終試験の結果、学位授与の可否についての意見を添えて学長に報告する。学長は研究科長の報告に基づいて大学院委員会を招集し、その審議を経て学位授与の可否を決定する。

以上のように本学における学位授与及び卒業・修了認定については、厳密に審査機関や手続きが定められており、各審査過程における責任体制を明確にし、客観性及び厳格性を確保しながら適切に学位を授与している。

【学位授与と全学内部質保証推進組織等の関わり】

前述のとおり、成績評価の適切性については、各授業担当者が予めシラバスにおいて明示した成績評価方法及び評価基準に基づき、客観的で厳密な評価を行っている。全学的な組織としては、所管部署として教務部がシラバスの作成、成績管理全般に関与し、各学部・研究科の運営を支援している。

単位認定については、学則及び大学院学則で規定された範囲で行われる。その際の全学的な組織の関与としては、①学部の場合は、本人の申請に基づき、教務部主任会の審議により決定し、教授会で報告される。②大学院の場合は、本人の申請に基づき、教務部長が単位認定案を

作成し研究科委員会での審議を経て、大学院委員会で決定する。

以上のように、成績評価及び単位認定に関しては、教務部が所管部署として、運営・管理全般を担当し、所定の手続きを経て実施している。全学内部質保証推進組織である内部質保証推進委員会は、これらの各組織における自己点検・評価の結果に基づいて、その仕組みや運用の適切性を検証している。

また、本学においては、学位規則、学則、大学院学則の規定に従い、所定の手続きを経て適切に学位を授与している。学部においては、卒業要件を満たした者について、教授会の審議を経て、学長が決定している。大学院においては、各研究科委員会が課程修了の認定あるいは学位論文及び最終試験の合格を議決した者について、大学院委員会の審議を経て、学長が決定している。いずれも教務部が所管部署として原案を作成し、全学的な組織（教授会、大学院委員会）の審議を経てから決定している。全学内部質保証推進組織である内部質保証推進委員会は、学位の授与に直接関与することはないが、各組織の自己点検・評価結果に基づき、これらのプロセスや運用の適切性を検証している。

【2023 年度自己点検・評価結果等から抽出した課題】（認証評価における改善課題・是正勧告）

＜大学院の学位授与方針に定めた学習成果の測定＞

大学院の学位授与方針に定めた学習成果の測定について、学位論文によって評価するとしているが、学位論文審査基準が学位授与方針と連関しておらず、それが学習成果の指標となっていないため、改善が求められる。

＜対応状況＞

2023 年 9 月 20 日 大学院委員会において各研究科・専攻の「学位論文審査基準」および「カリキュラム・ポリシー」の改正が承認されたことを受け、2024 年度大学院履修要項に改正した「学位論文審査基準」および「カリキュラム・ポリシー」（いずれも 2024 年度以降入学生に適用）を掲載するとともに本学 Web サイトにおいても同様に「学位論文審査基準」および「カリキュラム・ポリシー」の更新を行った。

＜現代こども学科における履修登録単位数の上限の実質化＞

１年間に履修登録できる単位数の上限を設定し、学年ごとに履修指導を行っているが、資格取得に向けた科目など一部上限設定の対象としていない科目があり、現代社会学部現代こども学科の１年次では、相当数の学生が多くの単位を履修している状況があるため、単位の実質化が実現されるよう改善が求められる。

＜対応状況＞

2024 年度入学の 1 年次生は全学的なカリキュラム改正により「免許法施行規則第 66 条の 6」に必要な科目として、2023 年度までの「コンピュータ活用」に代わって「データサイエンス・ICT 活用基礎」を履修することとなった。「データサイエンス・ICT 活用基礎」は卒業必要要件としても履修上限に係る科目としてもいずれも単位数を計上するため、2024 年度入学生（1 年次生）において、履修上限に含めない科目の履修がなくなったことにより、1 年次生の年間の履修登録単位数が 50 単位以上となる者は存在しなくなった。

＜大学院における研究指導計画と研究指導の明確化＞
文学研究科英語英文学専攻博士課程（前期）、同博士課程（後期）、日本語日本文化専攻博士課程（前期）、同博士課程（後期）、情報文化専攻修士課程、国際社会システム研究科国際社会システム専攻修士課程、看護学研究科看護学専攻博士課程（前期）、生活科学研究科生活デザイン専攻修士課程、食物栄養科学専攻修士課程では、論文作成のスケジュールの提示はあるものの、研究指導計画として研究指導の方法を定めていないため、これを定めあらかじめ学生に明示するよう是正されたい。

＜対応状況＞
2023 年度より各研究科においては、新入生オリエンテーションやシラバス等において、研究計画書の提出から論文の提出・最終試験・論文発表会に至る研究進行のステップを説明、明文化して学生へと明示している。

点検・評価項目⑥：
学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

〔評価の視点〕
(1)各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの）を適切に設定していますか。
(2)学位授与方針に明示した学生の学習成果を様々な観点から把握し評価する方法や指標の開発に取り組んでいますか。
≪学習成果の測定方法例≫
・アセスメント・テスト
・ルーブリックを活用した測定
・学習成果の測定を目的とした学生調査
・卒業生、就職先への意見聴取
(3)学習成果の把握及び評価の取り組みに対して全学内部質保証推進組織等はどのように関わっていますか。

【学習成果の測定・評価に関する取組み】
学位授与方針の到達目標の達成度を課程単位で測定するために、全学的な取組みとして、2019年度より「授業振り返りシート」の作成を開始した。「授業振り返りシート」とは、授業を担当した教員が文字どおり当該授業を振り返って自己評価するためのシートである。個々の教員が、統一様式で振り返りを文字化することで、学部や学科でその内容を共有し、組織的な改善を促進する。「授業振り返りシート」には、当該科目が担う学位授与方針の中の到達目標の達成度に関する振り返り項目、授業方法や成績評価方法（ルーブリックに関する自己評価を含む）に関する振り返り項目、今後の改善点に関する項目などがある。「授業振り返りシート」は2019年度春学期から導入。2019年度、2020年度は専任教員のみを対象としていたが、2021年度からは嘱託講師も対象としている。学位授与方針の到達目標の達成度の測定に関して言えば、「授業振り返りシート」は、その達成度評価に関する教員の自己評価である。一方で、学位授与方針の到達目標の達成度の測定に関する学生側の自己評価としては、授業に関するアンケートの中の全学共通の質問項目として、「あなたは到達目標を達成できたと思いますか」という質問をしている。学位授与方針の到達目標の達成度の測定は難しいので、このような教員側及び学生側の双方からの間接評価も必要であると考えている。

また現在、学部学科の課程ごとに学位授与方針の学習成果を評価し、教育の改善につなげるためのＰＤＣＡシートの作成に取組んでいるところである。各課程の学位授与方針に示した到達目標ごとに評価方法（アセスメント・ポリシー）を設定し、達成度の検証を行ったうえで、改善の方策を検討することを目的にしている。2019年度の自己点検・評価結果に基づく改善策・向上策として、「定期的に『課程（学科・専攻）評価ＰＤＣＡシート』を活用し、各課程における学位授与方針の到達目標ごとの評価方法（アセスメント・ポリシー）の策定、「達成度」測定、それに基づく改善の実施に努めること」を設定し、全学的に取組みを促進している。

各課程の教育課程の編成・実施方針に「学修成果の測定方法」の概要を示しているが、各学部学科においては、個々の到達目標の内容や特性にあわせた評価方法を設定することになる。例えば、各授業科目の成績評価、ＧＰＡ、授業に関するアンケート結果、「在学生を対象とした

学修・生活に関する実態調査」結果、授業振り返りシート、英語アセスメント・テストの結果、卒業論文、国家試験の合格率、各種ルーブリック評価など、様々な方法で評価を行う。このように複数の評価方法を設定し、多面的に評価を行うことは重要であるが、その結果の考察とともに評価基準の在り方についても検証を行う必要がある。

特に専門的な職業との関連性が強いものとして、例えば教職課程や各種国家資格・民間資格の養成課程においては、養成施設として定められた履修科目の修得状況、実習の評価に関連して実習施設への意見聴取、薬学部における薬学共用試験や看護学部で実施する OSCE（客観的臨床能力試験）の結果、国家試験の合格率等、それぞれに適切な指標を設定し、必要な能力の修得状況を測定・把握している。

大学院における学修成果の測定については、各授業科目の成績評価、学位論文作成段階における発表会、学術雑誌等への学術論文投稿の他、毎年度実施する大学院生アンケートの結果による間接評価も活用している。最終的には学位論文の審査により学習成果・研究成果を測定している。各研究科専攻においては、特に研究計画発表会や学位論文の中間発表会、最終発表会等を公開にすることで、指導教員だけでなく当該研究科専攻の教員全体で、学生の研究の進捗や成果を共有し、学修成果の修得状況を測定・把握する体制をとっている。学部とは異なり学生数が少ないことから、統計的指標を設定し学修成果を測定することよりも、このような機会を活用することで、課程全体の学修成果をより適切に測定・把握することに努めている。

【学習成果の測定方法の事例】

①ルーブリック評価

2019 年度から全学的にルーブリックによる評価（の試行）を実施している。従来からルーブリックによる評価を実施している科目はあったが、少数であったため、2019 年度春学期からは専任教員全員に対して、各学期１科目以上において何らかの方法でルーブリックによる評価をするよう教務部から依頼している。ルーブリックによる評価はある程度の試行錯誤を経ないと適切な評価ができない面があり、ルーブリック評価に関する自己評価を別途「授業振り返りシート」に記入して情報を共有することとしている。

②英語アセスメント・テスト

全学共通の英語教育において TOEIC Bridge をアセスメント・テストとして実施し、１年次の４月と 11 月又は 12 月に TOEIC Bridge を全員に必修として課すことにより、学修成果をより明確に把握できるようにしている。TOEIC Bridge のスコアは成績評価にも算入する。

③学生調査・アンケート

学習成果の測定を目標とした学生調査には､学期ごとに実施する｢授業に関するアンケート」と、各年度の１年次生と卒業年次生を対象として実施する「在学生を対象とした学修・生活に関する実態調査」がある。授業に関するアンケートでは、当該科目の到達目標の達成度についての自己評価を５段階で質問しているほか、基礎的・汎用的能力を示した DWCLA10 のうち、学生が獲得できたと思う能力を複数選択可で尋ねている。「在学生を対象とした学修・生活に関する実態調査」では、同じく DWCLA10 の獲得度についての自己評価を質問しているほか、アクティブ・ラーニングの手法としての授業方法や教員から学生へのフィードバックの実施度合いについても質問している。DWCLA10 の 10 の基礎的・汎用的能力に関しては、本学の全学の学位授与方針において学習成果として示されており、授業に関するアンケートや「在学生を対象とし

た学修・生活に関する実態調査」における DWCLA10 に関する自己評価は、学位授与方針の達成度に関する間接評価となっている。

④卒業生・修了生アンケート

キャリア支援部において、本学卒業生の社会的評価及び本学の教育効果を検証し、今後の教育活動や就職支援の改善につなげるため、2024 年 3 月に学内企業セミナー参加企業（325 社）を中心にアンケート調査を実施し、189 社から回答を得た。アンケート項目としては、本学が学生に卒業までに身に付けてもらいたい 10 の力として定めている「DWCLA10」が身に付いているかや、採用後の満足度及び今後の採用意欲について 5 段階評価にて回答を依頼した。

このように、卒業生という新たな視点を加え、本学での教育効果を検証し、今後の在学生の教育やキャリア支援、本学の運営に必要な改善策を検討するための基礎資料として活用したい。

【学修成果と全学内部質保証推進組織との関わり】

学生の学修成果については、各学部・研究科が、それぞれの学位課程における測定指標の設定をはじめ、実際の測定・把握や、それに基づく改善・向上等を担っている。これに対して、全学の取りまとめ部署として、教務部が中心となってその取り組みや、ＰＤＣＡサイクルの確立について支援を行っている。具体的には、授業に関するアンケート、英語アセスメント・テスト、授業振り返りシート、全学的なＦＤ活動等の各取り組みを通じて、各学位課程の学習成果の測定・把握を促進するとともに、「課程（学科・専攻）評価ＰＤＣＡシート」を活用し、学位授与方針に記載の到達目標ごとに達成度の測定・評価、それに基づく改善・向上のサイクル確立を支援している。

全学内部質保証推進組織である内部質保証推進委員会は、各組織の自己点検・評価結果に基づき、その体制や運用の適切性について検証する役割を担っている。例えば、学修成果の把握や評価に関する取り組みとしては、2019 年度の自己点検・評価結果の検証により課題として抽出し、学修成果に関するＰＤＣＡサイクルの確立を図るために改善策・向上策の提案を行った。

このように当該組織が主体的に取組みに関わるわけではないが、各組織の自己点検・評価結果の検証等を通じて、その改善や向上に関わっている。

点検・評価項目⑦：

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

〔評価の視点〕

(1)学習成果の測定結果の適切な活用により、教育課程及びその内容、方法について、定期的に点検・評価を実施していますか。

(2)点検・評価結果に基づいて改善・向上を図っていますか。

「自己点検・評価規程」第３条第１項第４号において、「教育課程及び学習成果」を自己点検・評価事項と規定し、同条第２項により設定した点検・評価項目等について、定期的に自己点検・評価を実施している。教育課程及びその内容、方法については、各学部・研究科及び全学の教

育課程に関することを事務分掌とする教務部が、それぞれの組織において自己点検・評価を実施し、その結果に基づく改善・向上を図るとともに、全学の内部質保証システムにより内部質保証推進委員会においても点検・評価結果の検証を行い、改善・向上に向けた取組みを実施している。

各学位課程における学習成果の測定方法については、前述のとおり様々であるが、現段階では、学部学科においては、授業に関するアンケート結果や授業振り返りシートが、大学院においては、学位論文に関わる発表会や大学院生アンケート結果が多く活用され、各教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価を行っている。

これらの学修成果の測定結果の適切な活用という点においては、例えば授業内容や方法に関わる事項はＦＤ活動を通じて改善・向上を図っている。また、教育課程に関わる事項については、それぞれのプロセスをより明確にするため、各学部・学科においては、「課程（学科・専攻）評価ＰＤＣＡシート」を用い、学位授与方針で示した到達目標ごとの評価方法（アセスメント・ポリシー）の設定、達成度の測定・評価、評価結果に基づく改善・向上策の実施というＰＤＣＡサイクルの確立に取り組んでいる。現状においては、設定したアセスメント・ポリシーの検証や、学修成果の測定・把握、改善・向上に向けた取組み内容の開発等について、各学部・学科がそれぞれの段階で模索している状況であり、今後は全学組織と学部・学科が更に連携しながら、ＰＤＣＡサイクルを効果的に機能させるよう努める必要がある。

内部質保証推進委員会においては、各年度の自己点検・評価結果に基づき、全学的な検証を通じて教育課程及びその内容、方法に関する課題を抽出すれば、その改善策・向上策の提案を行うこととなる。2023 年度は学部における入学定員充足率の改善、大学院における収容定員充足率（未充足）の改善、第 3 期認証評価(2021 年度受審)における「是正勧告」および「改善課題」への対応という課題を抽出し、その改善策・向上策を学長に提案した。最終的には学長の判断により、各関係部長に対して改善策・向上策の実施の指示が出され、それぞれ改善・向上に向けて取り組んでいる。

【2024 年度自己点検・評価結果等から抽出した課題】

＜学位授与方針に明示した学生の学習成果の可視化＞

学位授与方針に示された学修成果の目標の達成度を、適切な評価方法（アセスメント・ポリシー）の確立により測定し、その結果を教育課程の改善に活かすための仕組みを構築する。具体的には、各課程において、到達目標ごとの評価方法を明確化し、測定結果をエビデンスとして示すことで、教育内容や方法に関する点検・評価を体系的に行い、改善サイクルを確立する。

第５章　学生の受け入れ

（１）現状説明

点検・評価項目①：

学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

〔評価の視点〕

(1)学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針を設定し、公表していますか。

(2)学生の受け入れ方針には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を明示していますか。

１）学生の受け入れ方針の設定と公表

本学では、2010 年にアドミッション・ポリシーを策定し、2012 年度入学試験実施より本学 Web サイトや「入試ガイド」及び入学試験要項を通じて公表している。学部のアドミッション・ポリシーにおいては、学部を構成する学科ごとの専門教育の特性を鑑み、学科・専攻ごとに教育目標とともに明示している。なお、入試実施当該年度の入学試験要項（入学試験願書）の配付は多くの入試が９月から開始となるため、先立って５月に「入試ガイド」に記載をして公表している。

大学院研究科のアドミッション・ポリシーは、入学試験要項に明示している。さらにはカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及び課程修了要件と入試実施当該年度のカリキュラム表までを参考資料として別冊子にまとめ、入学試験要項とともに配布を行っている。

本学のアドミッション・ポリシーは次のように定め公表している。

【アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）】

本学は、「キリスト教主義」・「国際主義」・「リベラル・アーツ」を教育の理念とし、学生一人ひとりが持っている才能を生かして、責任感を持って社会に貢献できる女性を育むことを目指している。

入学者受入れにあたっては、それぞれの学部学科における教育理念および教育目標に基づく専門的知識と理論を修得し、様々な分野で社会において貢献・活躍したいと考える多様な優れた資質を有し、学びへの意欲に溢れる女性を求めるとともに、個性豊かな学生が互いを尊重し合い、高め合う教育環境を実現するために観点の異なる複数の入学者選抜を実施している。

入学者選抜において、高等学校における教科学習の総合的な達成度を評価するため、学部学科ごとの入学試験教科・科目の設定や、学業以外の分野における秀でた個性（活動歴）、異文化体験、社会人としての経験等を評価する複数の選抜方法の設定など、本学の建学の精神に深い理解を示し、自覚をもって勉学に励もうとする個性豊かで有能な女性を、多様な複数の選考制度を通して広く求めている。

２）学生の受け入れ方針における求める学生像の明示

前述の大学全体のアドミッション・ポリシーに基づき、学科ごとにアドミッション・ポリシーを定め、公表している。各学科は、アドミッション・ポリシーにおいて当該学科の教育目標とその目標を達成するために求める学生像（入学前の学習歴や学力水準、能力等）を学力の３要素である「知識・技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」の区分に従って明示している。

大学院においては、研究科専攻・課程ごとに、アドミッション・ポリシーを設定しており、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを踏まえ、教育・研究目的及び人材養成指針とともに求める学生像を明示している。

点検・評価項目②：
学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

〔評価の視点〕
(1)学生の受け入れ方針に基づいた学生募集方法及び入学者選抜制度を適切に設定していますか。
(2)授業料及びその他の費用や経済的支援に関する情報を提供していますか。
(3)入学者選抜実施のための体制を整備し、責任所在を明確にしていますか。
(4)公正な入学者選抜を実施していますか。
(5)合理的な配慮が必要な入学希望者に公平な入学者選抜を実施していますか。

１）学生の受け入れ方針に基づいた学生募集方法及び入学者選抜制度の設定

本学では、アドミッション・ポリシーにも明示しているように、観点の異なる複数の入学者選抜を設定し、自覚をもって勉学に励もうとする個性豊かで有能な女性を多様な複数の選考制度を通して広く求めている。入学者選抜については、公正かつ適切に実施することを目的とし、広報部において入学試験実施前年度に各種入学者選抜の実施内容及び日程等の原案を策定し、学部の入学者選抜においては、常任委員会、評議会、全学教授会で審議し、学長が決定している。大学院の入学者選抜においては、常任委員会、評議会、大学院委員会で審議し、学長が決定している。

また、夏期と冬期に実施する常任委員会集中討議において前年度の入試結果、他大学も含めた入試制度の動向及び次年度に向けての基本方針の方向性の確認等を行っている。

本学で実施している入学者選抜制度は、以下のとおりである。なお、ＡＯ方式入学者選抜や特定の受験者を対象とした入学者選抜については、それぞれの入学試験要項に選抜方法の趣旨を明示している。

【入学者選抜制度（学部）】
①一般入学試験（前期日程、後期日程）
②一般入学試験（前期日程・音楽実技方式、後期日程・音楽実技方式）
③大学入学共通テストを利用する入学試験〈前期、後期〉
④推薦入学試験Ｓ（公募制推薦入学試験）

⑤推薦入学試験Ｃ（法人の同窓・校友の子女を対象とした入学試験）
⑥推薦入学試験Ｍ（学芸学部音楽学科演奏専攻）
⑦推薦入学試験Ｌ（学芸学部国際教養学科）
⑧推薦入学試験Ｂ（指定高等学校推薦入学試験）
⑨社内校推薦入学試験（法人内諸学校推薦入学試験）
⑩協定校推薦入学試験（協定高等学校推薦入学試験）
⑪教育連携特別推薦入学試験（教育連携高等学校推薦入学試験）
⑫帰国生入学試験
⑬社会人入学試験
⑭外国人留学生入学試験
⑮ＡＯ方式入学者選抜
⑯推薦第三年次編入学試験

【入学者選抜制度（研究科）】
（博士課程（前期）・修士課程）
①一般入学試験（第１次募集、第２次募集）
②社会人入学試験（第１次募集、第２次募集）
③外国人留学生入学試験
④特別推薦入学試験（本学学部学生対象）
⑤本学卒業生対象社会人特別推薦入学試験
（博士課程（後期））
①一般入学試験
②社会人入学試験
③外国人留学生入学試験
（博士課程）
①一般入学試験（第１次募集、第２次募集）
②社会人入学試験（第１次募集、第２次募集）
③外国人留学生入学試験（第１次募集、第２次募集）
④特別推薦入学試験（本学学部学生対象）
⑤本学卒業生対象社会人特別推薦入学試験

【学生募集方法】
前述の多様な入学者選抜を実施する本学にとって、入学希望者に対し公正な受験機会の保障とそれらの情報を広く提供することは責務であると考えている。そのため、本学 Web サイトへの各種入学試験情報の掲載をはじめ、大学紹介の広報誌である「大学案内」に加えて、入学試験関連資料として「入試ガイド」「入学試験問題集」を発行し、オープンキャンパスや進学相談会で無料配布を行い、全国の高等学校及び予備校等へも一斉送付している。さらに、高校生、保護者、高等学校教員との直接接触の機会を多数設けることを目的に、オープンキャンパス、キャンパスツアー、入試対策講座、高等学校訪問、高等学校及び予備校教員対象進学説明会、

業者主催の各種入試相談会、高等学校内ガイダンス等を積極的に行い、広く本学の紹介及び入学試験に関する情報提供に努めている。

また、大学院については各研究科において特別推薦入学試験の学内説明会を開催し、学部学生に情報提供している。

２）授業料及びその他の費用や経済的支援に関する情報の提供

授業料をはじめとする学費や奨学金等の経済的支援に関する情報については、本学 Web サイトや「大学案内」及び「入試ガイド」によって情報提供に努めている。また、大学院については本学 Web サイト上に「大学院ファイナンシャル・プラン」のページを作成し、学費や奨学金等の経済的支援に関する情報を集約して提供している。

３）責任所在を明確にした入学選抜実施のための体制の整備

入学者選抜方法は、アドミッション・ポリシーとそれぞれの選抜方法の趣旨に基づき、入学試験内容である試験教科・科目の設定及び実技、面接、小論文、口頭試問や出願書類等について適切に定めている。出題は学長が委嘱する各科目の出題委員が業務にあたる。出題ミスの防止を第一に複数の出題委員によるチェック体制を整え、入学試験実施の前年度より出題構成等の検討を始め、作問内容検討約７カ月間、原稿校正約３カ月間にわたっての作業となる。なお、作業期間内の出題原稿や関連資料等は情報漏洩防止のため、作業日以外はすべてセキュリティ性の高い警報装置を備えた保管庫に管理し、広報部広報室入学課が厳密に管理・運用を行っている。

学部の入学試験実施においては、全国より広く学生募集を行っていることから、受験者の多い入試制度では、地理的な負担を少しでも軽減するために、全国主要都市で受験可能な体制を整えている。

・推薦入学試験Ｓ・Ｃ（一次）：全国 14 試験場
・一般入学試験（前期日程）：全国 16 試験場
・一般入学試験（後期日程）：全国６試験場

学部入試ではすべての入学試験実施において、原則として全学体制で行うこととしており、学長を総括責任者、広報部長を入学試験実施責任者とした入試本部を設置し、入学試験の実施・運営にあたる。また、学外試験会場においても複数の専任教職員を配置し、それぞれの試験場に入試実施本部を設置することで、入試本部との連携において公正な試験実施の運営にあたっている。

大学院入試では、学部入試と同様に学長を総括責任者、広報部長を入学試験実施責任者とし、各研究科と広報部広報室入学課が協力しながら公正な試験実施の運営にあたっている。

４）公正な入学者選抜の実施

合否判定は、入学者選抜方法ごとに過去数年間の定着率及び入学者比率を参考にしながら学科ごとの収容定員との関連を含め緻密かつ慎重に行っている。学部入試は代議員会で査定案を審議し、学長が合格者を決定する。なお、代議員会は教授会から入学試験の査定に関する事項を付託された組織であり、審議結果は遅滞なく教授会に報告するものとしている。また、大学院入試は、研究科委員会で査定案を策定・審議し、大学院委員会の議を経て学長が合格者を決

定する。入学者選抜において透明性を確保するために、入試結果は、受験者に対して合否照会システムにより受験科目ごとの得点と合計得点及び合格者最低点を記載し得点情報の開示を行っている。さらに、「入試ガイド」には過去２年間の募集人員・志願者数・受験者数・受験選択科目情報・合格者数・合格者最低点等を公表している。また、学部・大学院ともに入学者選抜の志願者数･合格者数･入学者数を過年度に渡って本学 Web サイトに公開していることからも、入学者選抜に対し十分に透明性を確保しているといえる。

５）合理的な配慮が必要な入学希望者に公平な入学者選抜の実施

各入学試験要項及び本学 Web サイトにおいて、受験方法や入学後の修学について配慮を希望する場合の申し出方法を周知している。入学希望者から申し出があった場合には、受験に関する配慮については広報部広報室入学課が、入学後の修学に関する配慮については当該学部（研究科）事務室及び学生支援課等が相談に応じ、入学希望者と丁寧な合意形成に努め、可能な限りの合理的配慮を行っている。

点検・評価項目③：
適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

〔評価の視点〕
(1)入学定員及び収容定員を適切に設定し、在籍学生数の管理を適正に行っていますか。
(2)入学定員に対する入学者数比率は適正ですか（学士課程）。
(3)収容定員に対する在籍学生数比率は適正ですか（学士課程、修士課程、博士課程）。
(4)収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応がなされていますか（学士課程、修士課程、博士課程）。

１）入学定員及び収容定員の適切な設定及び在学生数の適正な管理

本学では、全体の教育研究組織の構成や各学部学科、研究科専攻の適切性について、定期的に点検･評価を行いながら必要に応じて、学部等の新設･改組や収容定員の変更を行っており、入学定員及び収容定員についても適切に設定している。なお、学部学科の定員については、近年の受験生の本学に対する高い進学希望に応えること、また、社会からの要請に応えてより多くの優秀な女性を輩出すること、そして、より適正な定員管理の実現を目的に 2020 年度より８学科において収容定員の増加を行った。

在籍学生数については、毎年度の入学者数決定の過程を通じて適正に管理している。入試制度ごとの合否判定について、学部に関しては、広報部において過去の入試結果に基づく合格者に対する入学者数割合（定着率）や過年度の入学定員超過率等を勘案のうえ、合格者の原案を策定し、教授会から入学試験に関する事項を付託された代議員会での審議を経て、最終的に学長が決定している。また、大学院に関しては、各研究科委員会において合否に関する原案が策定され、大学院委員会の審議を経て最終的に学長が決定しており、学部・大学院ともに適正に管理を行っている。

なお、入学定員、収容定員、在籍学生数等は、本学 Web サイトを通じて広く社会に公表して

いる。

２）入学定員に対する入学者数比率

入学者数の決定は、過去数年間の定着率を参考にしながら緻密な合否判定を行うべく取り組んでいる。学部の過去5ヵ年の入学定員に対する入学者比率は、2020年度:1.01、2021年度:1.03、2022年度：1.05、2023年度：1.07、2024年度：1.06であり、5ヵ年平均においては1.04となっている。全体としては概ね適正な入学者数といえるが、5ヵ年平均で学芸学部音楽学科演奏専攻は0.90、学芸学部国際教養学科は0.97となっている。

また、入学試験においても全学の志願者数は、2020年度:12,878、2021年度:11,267、2022年度：10,587、2023年度：9,259、2024年度：8,117と５年連続減少に至っている。

３）収容定員に対する在籍学生数比率

学部の過去5ヵ年の収容定員に対する在籍学生数比率は、2020年度:1.04、2021年度:1.02、2022年度:1.02、2023年度：1.05、2024年度：1.06となっている。修士課程の過去5ヵ年の収容定員に対する在籍学生数比率は、2020年度0.46、2021年度0.41、2022年度：0.42、2023年度：0.53、2024年度：0.65となっている。博士課程の過去5ヵ年の収容定員に対する在籍学生数比率は、2020年度:0.33、2021年度0.48、2022年度：0.43、2023年度：0.35、2024年度：0.39となっている。なお、大学院研究科（修士課程、博士課程）については、いずれも収容定員に対する在籍学生数比率が低く、収容定員を充足できていないため、今後も引き続き入学者の確保に向けて検討を行っていく。

４）収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

学士課程における収容定員に対する在籍学生数の比率については、概ね適正な数値である。修士課程、博士課程における収容定員に対する在籍学生数の比率については、2024年度は前年度より増加しているものの、大学院においては収容定員に対する在籍学生数比率が低い数値のため、入学者の確保に向けて検討を行っていく必要がある。

各研究科独自の取組みについては、例えば、文学研究科においては2021年度より教育内容の充実に向けてカリキュラムを改正した。国際社会システム研究科では、特別推薦入試説明会に合わせた広報の強化や、教員をはじめとした学内での認知度の向上に向けた取り組み、大学院での研究内容がわかるように、カリキュラム、履修モデル、主な修士論文テーマ、指導教授の研究内容および指導内容を本学Webサイトに掲載するなどして広報の強化を図っている。

薬学研究科では提携する医療機関への案内や卒業生の会である「憩水会」のWebサイトに入試要項を掲載する等、募集広報を強化している。

看護学研究科ではマナビーを活用して大学院の各領域のトピックスや研修会、公開講座の紹介等により、知的好奇心を引き出す施策の実施に努めている。

生活科学研究科生活デザイン専攻では、引き続き特別推薦入学試験説明会やオープンキャンパスにおける広報活動の実施や、2024年度からの分野名称の変更も含めたカリキュラム改正の検討を進めている。食物科学専攻については、2023年度から臨床栄養学コースの名称を実践栄養管理学コースへの名称変更およびカリキュラム改正を決定し、実地研修の充実や研究計画の立案や研究方法に関する科目を充実させること等の方策により入学志願者の獲得につながる活

動を実施している。

このように全学的な取組み、各研究科専攻による取組み等、様々な方策を模索しながら、改善・向上に努めている。

また、学外有識者からは大学院の収容定員に対する在籍学生比率の未充足に関する本学の対応について、学生募集広報の強化や教育環境の整備を主眼とした教育の供給側視点での対応だけでなく、学部の志願者動向の分析等と同様に、本学の大学院進学者の中で中心となる卒業生の大学院進学に対する意向等、大学院を受験する者の需要側の分析を行うことで他の対応策が浮かび上がる可能性があるのではないかという助言を受けた。

当該助言を受け、10 月に今出川キャンパスで開催予定のホームカミングデーの参加者アンケートに大学院への進学意向や進学にあたっての課題等に関する質問を引き続き実施予定であるため、今後の改善・向上策の検討に活用していきたい。

点検・評価項目④：

学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

〔評価の視点〕

(1)学生の受け入れの適切性について、適切な根拠に基づき定期的に点検・評価を実施していますか。

(2)点検・評価結果に基づいて改善・向上を図っていますか。

１）適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

学生の受け入れの適切性については、定期的に実施する自己点検・評価に加え、広報部広報室入学課において、各入学者選抜における受験者数の推移、合格者に対する入学者数割合（定着率）等をはじめ、入学者選抜方法ごとの入学者の成績の推移及び大学生活における活動内容等の追跡調査を行い、各入学者選抜方法の適切性を検証している。また、常任委員会集中討議においても、志願者動向の分析と入学者の量的、質的確保について検討を行っている。

２）点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れに関する改善・向上に向けた取り組みは、次年度以降の入試制度を改正することや学生募集に関する取り組みを変更することで実施している。大学院の収容定員充足率（未充足）の課題は、前述のとおり、内部質保証推進委員会の提案した改善策・向上策に基づき取り組んでいるところである。また、定員についてもより適正な人数となるように 2020 年度には８学科の収容定員増加を行った。学部については、出身高等学校に対し個人情報の保護に留意しながら在学生の状況をフィードバックし、高校現場との関連において情報収集にも努めている。

【2023 年度自己点検・評価結果等から抽出した課題】

＜学部における入学定員充足率の改善＞

全学として中長期的に安定した入学者の確保を目指し、各部署において教育・研究の一層の充実に向けた取り組みや、大学の社会的価値を高める活動に取り組む。

また、大学広報、学生募集においてもこれらの取り組みを広く受験生をはじめとしたステークホルダーに訴求できるよう、戦略的な広報展開に努める。

＜対応状況＞

各部署において入学者の確保に向けて、直接的な取り組みや、間接的に改善につながる取り組みを推進している。

（取り組み内容の一例）

- 看護学部
  学部内に看護広報委員会を設置し SNS を活用した授業風景や学生生活の配信、広報課取材の取りまとめ、学部内で撮影したデータを広報課に提供する等の計画的な広報活動に取り組んでいる
- 教務部
  「DWCLA データサイエンス･AI 教育プログラム」におけるプロモーション動画を作成し、2024 年 6 月末より本学 Web サイトにて公開しており、本学在学生のみならず、受験生等一般への周知も促し、入学者確保の一端を担うことに努めている。
- カリキュラム改正
  2025 年度より、学芸学部音楽学科、国際教養学科、現代社会学部社会システム学科、現代こども学科においてカリキュラム改正を行い、学びの充実と志願者獲得につなげる。

その他各部署においても安定した入学者の確保を目指し取り組みをおこなっており、今後も継続して取り組んでいく予定である。

＜大学院における収容定員充足率（未充足）＞**（認証評価における改善課題・是正勧告）**

前回認証評価（2014 年度受審）において指摘を受けて以降、定員充足に向けて様々な施策に取り組んできたが、複数の専攻・過程において依然として定員充足率が基準を下回っている。

また、第 3 期認証評価（2021 年度受審）においても改善事項として指摘されていることからも、引き続き、改善・向上に取り組む必要がある。

2023 年度の収容定員に対する在籍学生数比率において、＜基準:修士 0.50 未満　博士 0.33 未満＞を下回る専攻・課程は以下のとおりである。

【2023 年度】

文学研究科英語英文学専攻博士課程（前期）	0.25
文学研究科日本語日本文化専攻博士課程（前期）	0.32
文学研究科情報文化専攻修士課程	0.40
国際社会システム研究科国際社会システム専攻修士課程	0.36
生活科学研究科生活デザイン専攻修士課程	0.20
文学研究科英語英文学専攻博士課程（後期）	0.15

文学研究科日本語日本文化専攻博士課程（後期）	0.25
医療薬学専攻博士課程	0.30

（認証評価における改善課題）

収容定員に対する在籍学生数比率について、文学研究科修士課程・博士課程（前期）で 0.39※と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。

※2021 年５月時点

＜対応状況＞

文学研究科修士課程・博士課程（前期）の 2024 年度入学者は 12 名（前年度比 4 名増）で、うち 12 名全員が内部（本学学部）出身者であった。当該分野の大学院は他大学にも多数設置されていることから、入学定員の充足のためには内部からの入学者を増やすことが現実的な対応となる。

今年度も本学学生対象の特別推薦入学試験の第一次募集に向けての学内説明会を専攻別に 5 月に実施し、説明会および入試日程告知のポスター・チラシを例年同様作成、学生の目につく場所への掲出および配布を行い、周知に努めた。第二次募集に向けては 12 月に説明会を実施する予定である。また、日常的にも教員から学部学生に対してアプローチを図り、進路の選択肢としての大学院進学の魅力を説いている。

大学院に関する情報の積極的な発信としては、本学 Web サイトにおける研究科のページを 2020 年 7 月から 2021 年 3 月にかけて充実させ、研究科事務室とも情報を共有し適宜更新を図っている。

外部向けにも、入学試験に係る募集要項について、本学に設置している大学院研究科の学問分野に合致した学部・学科を設置している全国の私立大学を選定し、452 大学に郵送した。

【2024 年度自己点検・評価結果等から抽出した課題】

＜大学院における収容定員充足率（未充足）＞

前回認証評価（2014 年度受審）において指摘を受けて以降、定員充足に向けて様々な施策に取り組んできたが、複数の専攻・過程において依然として定員充足率が基準を下回っている。また、第 3 期認証評価（2021 年度受審）においても改善事項として指摘されていることからも、引き続き、改善・向上に取り組む必要がある。

2024 年度の収容定員に対する在籍学生数比率において、＜基準：修士 0.50 未満 博士 0.33 未満＞を下回る専攻・課程は以下のとおりである。

【2024 年度】

文学研究科英語英文学専攻博士課程（前期）	0.31
文学研究科日本語日本文化専攻博士課程（前期）	0.30
国際社会システム研究科国際社会システム専攻修士課程	0.30
文学研究科英語英文学専攻博士課程（後期）	0.17

第６章　教員・教員組織

（１）現状説明

点検・評価項目①：

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部･研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

〔評価の視点〕

(1)大学として求める教員像を設定し、明示していますか。

(2)各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針を設定し、分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等を適切に明示していますか。

本学は、2019 年７月に制定した「同志社女子大学の諸活動に関する方針」の中で、「大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針」を以下のとおり策定し、本学 Web サイトにおいて広く社会に公表している。

＜大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針＞

〔求める教員像〕

１．本学の教育理念及び３つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を理解し、専門知識と教育・研究能力を有し、真摯に教育研究に取り組む教員。

２．本学における自身の役割を認識し、他の教職員との協働により大学運営を円滑かつ効率的に推進することができる教員。

３．本学における教育研究及び大学運営の活動を通じて、本学及び社会の発展に寄与する意欲のある教員。

〔教員組織の編成方針〕

１．大学設置基準、大学院設置基準等の関係法令に則り、本学の教育課程に相応しい教育が適正に行われる教員組織を編成する。

２．教員の配置については、年齢構成、男女比、国際性など教育研究上の必要性を踏まえた構成となるように配慮する。

３．教員の採用については、「専任教員採用システム」に基づき行う。教員採用方針（職種、分野、人数、所属学部学科等）は、学部学科の教育研究計画を勘案し、将来構想等全学的な観点から学長が決定する。

　また、任用、昇任については、「同志社女子大学教員任用規程」、「同志社女子大学大学院教員任用内規」、「教授昇任基準に関する申し合わせ」等に従い、透明かつ公正で適切な方法で行う。

４．教員の資質向上を図るため､組織的かつ継続的にファカルティ･ディベロップメント(FD)活動に取り組み、教育能力の向上、教育課程の開発及び改善、授業方法の改善を図る。

各学部・研究科においては、前述の教員組織の編成方針に基づき、各組織の教育研究計画を勘案のうえ、教員の専門分野・領域等のバランスにも配慮した教員組織を編成している。

なお、教員の任用、昇任にあたっての基準や手続きは、「同志社女子大学教員任用規程」、「同志社女子大学大学院教員任用内規」、「教授昇任基準に関する申し合わせ」等に従い行っている。

教員の役割については、学則において規定している。第 39 条第１項では、「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。」同条第２項において、「授業科目の選択等に関し、アドバイザーとして学生の指導に当たるほか、課外活動の各分野に対し指導助言の責任を分担する。」と定めており、教育・研究だけでなく学生指導においても教員の職務として役割を果たすことを明確にしている。本学の教授会は学部単位ではなく全学の教員で構成しているため、学部・学科においては、学部長や学科主任を長として、各所属の教員で学部会議や学科会議を構成する。また、必要に応じて運営委員会等の組織や分野ごとの担当の割り振り等を行い、相互に連携を図りながら学部・学科の運営にあたっている。更に各教員は学部・学科内での役割に加え、宗教主任、教務主任、学生支援主任、学術情報主任や全学の各種委員会委員等に選出されれば、全学組織の構成員として各組織との連携・調整を図っている。

点検・評価項目②：
教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

〔評価の視点〕
(1) 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数は大学設置基準を踏まえ、適正に配置していますか。
(2)教員組織の編成に関する方針と教員組織は整合していますか。
(3)各学位課程の目的に則して、教育研究上の必要性を踏まえた教員配置になっていますか。
(4)教員の国際性や男女比に留意していますか。
(5)特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成となるよう配慮していますか。
(6)教育上主要と認められる授業科目に専任教員（教授又は准教授）を適正に配置していますか。
(7)大学院研究科の教育課程に配置する担当教員の資格は明確化され、適格性を有する教員を適正に配置していますか。
(8)学部・研究科など組織ごとに教育研究上必要かつ十分な専任教員を配置し、授業担当負担に適切な配慮をしていますか。
(9)教員と職員の役割分担、それぞれの責任を明確にするとともに、協働・連携を図れていますか。
(10)教養教育の運営体制は適切ですか。

2024 年５月１日現在、大学設置基準上で必要な教員数 174 名に対して本学の専任教員数は 192 名であり、そのうち教授数も必要な基準数 90 名に対して、111 名と基準を十分に満たして

いる。学部学科ごとの基準数および大学院の専攻ごとに置く教員数の基準においてもそれぞれ充足しており、大学全体における専任教員数は適正に配置している。（大学基礎データ表１）。

学部においては、専任教員一人当たりの在籍学生数が、大学全体で 33.2 人であり、学部学科により差はあるが、それぞれ教員組織の編成方針に基づき、各教育課程に相応しい教育が適正に行われる教員配置となっている。

また、各学部学科において、教育研究上の必要性を踏まえた教員構成に努めている。学部学科により構成比は異なるが、大学全体では、専任教員数 192 名のうち、男性教員 88 名（45.9%）、女性教員 104 名（54.1%）となっている。教員の国際性という観点からの外国人教員数は 14 名（7.3%）となっている。教員の年齢構成については、大学基礎データ表５に示すとおりであるが、学士課程全体では、特定の年齢層に偏ることなくバランスのとれた配置となっているが、なかには教員の高齢化や特定の年齢層に偏りの見られる学部等もある。

各学部学科においては主要な専門科目は専任教員が担当する体制を整えている。学科別の主要授業科目の専任･兼任教員の担当率については、大学基礎データ表４に示すとおりであるが、必修科目の担当はほとんどの学科で専任教員の担当率が高くなっている。学芸学部音楽学科においては、実技レッスン科目において専攻楽器が多種類におよぶことから専任教員が専門としない楽器を専攻する学生がいるため、より専門的な指導ができる体制として非常勤講師の担当率が高くなっているが、コースごとに専任教員を責任者として配置し、授業運営における責任体制を整えて管理している。

また、本学においては大学院専従の専任教員はいないため、学部と大学院の担当を兼ねることになる。大学院の担当については、「同志社女子大学大学院教員任用内規」に任用資格等が規定されており、教育研究上の指導能力や優れた研究業績等を有する教員等を各研究科長の推薦により、評議会及び大学院委員会の議を経て学長が任用を決定しており、適格性を有する教員が配置できている。

大学院教員の年齢構成についても大学基礎データ表５に示すとおりであるが、前述のように教育研究の指導力や優れた研究業績を有する教員として、教育研究歴や臨床現場等での実務経験を積み上げた教員が任用されるため、学士課程に比べれば年齢層は高くなる傾向にある。

授業担当の負担という観点においては、各学部学科、研究科専攻の授業計画の際に教員間での負担に偏りのないよう、特定の教員に過重にならないよう配慮を行っているが、一部には担当授業時間数が多い教員もいる。

教員と職員の役割分担や協働・連携の状況については、各学部・研究科の特性に応じて職員と教員がそれぞれ適切な方法で協働・連携を行っている。例えば、看護学部では毎週月曜日の午前中には学部長、学科主任、事務長による打合せを行い学部内の現状や学生の履修状況・教員の動向など学部内の全般を共有し、問題に対しては早期対応ができるように、その都度、役割分担についても確認し行動している。特に学生の学習支援においては、教員と事務職員、さらにはスチューデントサポートセンターとも連携・協働し対応している。生活科学部人間生活学科では、講義、実験・実習、演習など、学生教育に直接的に関連する事項は教員が担当し、科目履修のための事務手続きの関連事項は、生活科学部事務室職員が担当している。それぞれの用務に応じて、学科主任や教務主任、各学年のアドバイザーが、学部事務室と適切に連携し、協力しながら教育にあたっている。生活科学部食物栄養科学科では、講義科目と実験・実習科目、および演習科目など、直接的に授業に係わる教学事項については各教員が責任を持って担

当し、これらの科目を履修するための事務手続きの関連事項を生活科学部事務室職員が担当している。教員と職員は常に密接に連携しながら学生情報を共有し、勉学面だけでなく生活面等、あらゆる点において適切な学生指導を行えるよう、緊密な体制を構築している。

学士課程における教養教育として全学共通科目には、「共通学芸科目」「キリスト教・同志社関係科目」「外国語科目」「スポーツ・健康科目」「データサイエンス・ＡＩ科目」の５つの科目区分があり、全学のカリキュラム委員会のもとに、それぞれの科目区分ごとの運営委員会が組織されている。各運営委員会は、それぞれの科目区分の運営と改善に責任を持つ体制となっている。

点検・評価項目③：
教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

〔評価の視点〕
(1)教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続を設定し、規程を整備していますか。
(2)教員人事に関する諸規程に沿った教員の募集、採用、昇任等を実施していますか。

専任教員の募集・採用については、2000 年度から施行している「専任教員採用システム」において定めたうえ、採用・昇格については、「同志社女子大学教員任用規程」「同志社女子大学助手任用規程」「同志社女子大学大学院教員任用内規」等の任用規程を整備している。

専任教員の募集・採用については、各学部長から提出される次年度の教員採用に関する要望書に基づき、学長が当該学部学科の中・長期の教育研究計画を聴取する。学長とその補佐機関である常任委員会は、昨今の大学が置かれている環境等を鑑み、学部学科の事情、全学的見地、大学設置基準、将来構想等を総合的に勘案して、適正な教員配置となるように、次年度教員採用方針（「職位」「分野」「人数」「所属学部学科」「採用年月日」）案を策定する。承認が得られれば当該教員採用方針を評議会に提案し、その議を経て決定している。次年度採用枠が承認された後、当該学部長を委員長、学科主任を副委員長とする教員採用選考委員会を設置し、公募等により募集、選考を行い、学長に候補者を推薦する。学長は候補者の面接を行い、評議会の議を経て、教授のみ教授会でその任用を承認している。

また、昇任の手続きは、「同志社女子大学教員任用規程」に基づき各学部長から学長へ推薦し、学長は評議会及び教授のみ教授会に提案しその議を経て、昇任を決定している。大学院の教員任用については、「同志社女子大学大学院教員任用内規」に基づき各研究科長からの推薦をもって、評議会及び大学院委員会の議を経て、学長が決定している。特に教授への昇任については、「研究業績」、「教育上の貢献」、「大学運営への貢献」についての評価基準を学部・学科毎に定めた「教授昇任基準に関する申合せ」を整備し、2009 年度より運用している（看護学部は 2020 年度より施行）。

点検・評価項目④：
ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

〔評価の視点〕
(1)ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動を組織的かつ多面的に実施していますか。
(2)教員の教育活動、研究活動、社会活動等を評価し、その結果を適切に活用して、それらの活動の活性化を図っていますか。

全学的なファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動は、教務部教育開発支援センター（事務局は教務課）が組織的な主体として位置づけられている。全学的なＦＤ活動の具体的な企画、運営は、教務部長、教育開発支援センター長及び各学科の代表からなる教育開発支援センター運営委員会での議論を経て実施されている。

なお、「ＦＤ」には研究活動や社会活動も含まれており、ＦＤ活動全体のあり方として、より広い間口でＦＤを捉えることができるよう、2023 年度より「ＦＤ講習会」と「アクティブ・ラーニング研究会」の二つを統合し、ＦＤとして取り上げるテーマの自由度を高める形にしたうえで、「FD Session」との名称で実施していくこととした。

2024 年度の活動の主なものは、次のとおりである。

・FD Session mini：「同志社女子大学データサイエンス・AI プログラム　DWCLA-ADa 新設科目の紹介」（和氣 早苗 教授・オンデマンド型）を実施。
・大学コンソーシアム京都主催ＦＤフォーラム参加（各学科等から２名以上参加：２月下旬）
・学外団体等主催セミナー等への参加（教育開発支援センターが紹介、交通費を補助する場合もある）

上記以外にも各学部・研究科ごとにＦＤ活動を行っている。最近実施したＦＤ活動については、以下のとおり。

・学芸学部：学部独自のＦＤ活動として、「10min.FD/Labo」を実施している。教員会議開催と同時に、学部教員持ち回りで、各教員が実践している教育または研究活動を 10 分間の動画にまとめ、学部教員全員に配信し、教員からの感想を共有することで、学科を超えた教育・研究活動を知ることによりＦＤ活動に役立てることを目的としている。
・現代社会学部：授業紹介と工夫、研究紹介の２つのテーマのうちいずれかについて報告することを 6 回、学部コンプライアンス研修を 4 回、計 10 回実施。
・薬学部：　2023 年度には、次期新コアカリキュラムにおいて薬剤師に求められる基本的資質・能力（項目 A）の一環として、「プロフェッショナリズム」の評価基準を決定するための FD 講習会を実施した。また、2024 年度には「発達障害の学生への対応（仮）」と題した講習会を予定している。
・看護学部：「発達障がいを有する学生への臨地実習における支援のあり方」をテーマに、順天堂大学保健看護学部北川明氏を講師として、発達障害を有し合理的配慮を要した学生の事例を挙げながら臨地実習指導時の対応の実際を理解した。
・表象文化学部英語英文学科：英語発表会に科目担当者以外も参加し、ＦＤの場としている。
・表象文化学部日本語日本文学科：1 年次必修科目「基礎リテラシー」に関する報告会の実

施。

・生活科学部：学科懇談会でのＦＤ活動報告、ＦＤワーキング・グループの開催。

大学院のＦＤ活動としては、年に一度「大学院ＦＤ講習会」を開催し、大学院に特化したＦＤ活動についての取り組みを行っており、2024 年度については 7　月 17　日に外部講師による「大学院に来る意味をどのように創造するか」と題した講演をオンライン開催した。また、例年大学院生アンケートを実施している。本学大学院は在学生数が少ないため、アンケートの回答数も多くはないが、率直な意見や要望が回答されることも多く、各教員組織はその結果を授業や研究指導の評価と受け止め、その改善に向けた取組みへつなげている。各研究科のＦＤ活動は、基礎となる学部学科と合同でＦＤ活動を実施している場合も多いが、研究指導の在り方や研究方法の事例等、それぞれに取組むテーマを模索しながら、組織的な研修を通じて教育方法の改善や向上に努めているところである。

教員の研究業績、教育活動、社会活動等については、教員業績管理システムにより『研究者データベース』を公開、教員の研究業績、教育活動、社会活動等を週に一度の頻度で更新している。本学所定のフォーマットで出力することにより、教員の昇任人事等の資料に供している。2024 年度秋からは新たな業績管理システムに更新することで、researchmap との連携も可能となり、外部から各教員の研究成果が認知されやすくなることで新たな外部資金の獲得等につながることが期待される。

また、教員の研究成果発表の論文集として『総合文化研究所紀要』を 7 月に、『学術研究年報』を 12 月に毎年発刊しており、これらを社会に公表することを通して、教育・研究活動を評価するための状況を整備している。

点検・評価項目⑤：
教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

〔評価の視点〕
(1)教員組織の適切性について、適切な根拠（資料、情報）に基づき定期的に点検・評価を実施していますか。
(2)点検・評価結果に基づいて改善・向上を図っていますか。

教員組織の適切性については、定期的に実施する自己点検・評価に加え、毎年度４月開催の常任委員会及び評議会において、当該年度４月１日現在の各学部学科・研究科専攻の専任教員数一覧の資料により、大学設置基準をはじめとする教員数の基準とともに確認を行っている。各学部学科・研究科専攻においては、所属教員の年齢や退職の時期を考慮のうえ、新規教員採用や昇任人事にあわせて当該組織の教育研究計画を踏まえた適切な教員配置について点検している。

各学部長から提出される次年度の教員採用に関する要望書について、関係資料（「専任教員年齢階層表」「専任教員学科別年齢一覧」「専任教員職名別年齢一覧」）に基づき、各学部の教員組織の適切性について学長を中心に検討を行い、その結果を常任委員会において説明し、次年度の教員採用方針を決定することとしている。

また、例年実施している常任委員会夏期集中討議においては、財政状況の見通しのなかで中長期的な人件費収支予想も提示し、その推移を確認したうえで次年度以降の教員採用方針決定の際の指標としている。

【2023 年度自己点検・評価結果等から抽出した課題】（認証評価における改善課題・是正勧告）

＜研究活動や社会貢献の活性に向けた FD 活動の取り組み改善＞

ＦＤ活動において、研究活動や社会貢献についての活性化や資質向上を図るための取り組みがなされておらず、改善が求められる。

＜対応状況＞

各学部、各研究科での実施している FD の取り組みにおいて「研究活動や社会貢献についての活性化等」に関するテーマをできるだけ取り上げるために、生活科学部、生活科学研究科においては、指摘事項を前面に取り上げた形で、教員個々が研究活動や社会貢献の一端をほかの教員に紹介、共有することで、教員が互いに他分野の研究・社会貢献活動の手法を学び、刺激を与えあうことを目指して「生活科学部・生活科学研究科 FD 研修（仮称）」の実施を開始した。また、それ以外の学部、研究科においても、FD レポート「教育開発実践報告」で、各教員がそれぞれの分野で実施している社会貢献活動、あるいは各教員の研究内容や手法の共有を行っている。一方、全学的な FD 活動（FD Session 等）のテーマ選定においては、本学の学部、研究科の構成をふまえると、一つのテーマを以てすべての教員の関心を呼ぶことは容易ではないものの、教育開発支援センターにて継続的に意見交換を行っている。

なお、2024 年度においては 2025 年 2 月に外部講師による「主体的な学びを導く Problem

Based Learning」と題して講演を予定している。

研究活動の活性化を図る取組としては、2024 年度も科研費獲得支援として、外部業者による「外部資金獲得のための動画講座」を希望者対象に提供している。また、科研費申請支援（研究計画調書レビュー）も 10 名限定であるが提供している。また、研究者データベースについては、2024 年秋から新しい「研究業績プロ」への移行・運用開始に向けて現在作業を実施している。

資質向上を図る取組としては、従来から研究倫理を遵守するために各規程やガイドラインを制定するとともに、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的に実施している（2023 年度の受講率は教員 100%、職員 100%）。さらに 2021 年度からは「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正により要請されることとなった各学部・学科がそれぞれの特色に合わせたコンプライアンス研修及び啓発活動を四半期に１度（年４回）実施することとし、それに向けての情報提供として、学術研究支援課より不正防止に関する記事を配信しており、2024 年度も年６回配信を行う予定である。

第７章　学生支援

（１）現状説明

点検・評価項目①：

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

〔評価の視点〕

(1)大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針を定め、明示していますか。

創立者新島襄は、同志社創立 10 周年記念演説の中で、自身の渡米中に退学処分となった数名の学生のことにふれ「諸君ヨ人一人ハ大切ナリ、一人ハ大切ナリ」と語った。また、臨終の折には「社員たるものハ生徒ヲ鄭重二取扱ふ可き事」という同志社への遺言を残してこの世を去った。本学の学生支援における基本姿勢は、(一国の良心とも謂ふ可き人々の育成を目指し、)学生一人ひとりに全人格的に接しようとした新島の真摯な姿勢に他ならない。創立者の志、姿勢を受け継ぎ、本学は 2019 年７月に制定した「同志社女子大学の諸活動に関する方針」において、「学生支援に関する方針」を以下のとおり定め、本学 Web サイトを通じて広く社会に公表している。

さらに、学生支援の内容等を総合的に網羅した冊子「DWCLA Campus Life Guide」を毎年作成し、在学生及び専任教職員全員に配付することで周知及び学生支援に関する情報の共有を図っている。

また、障がいのある学生に対する支援方針としては「同志社女子大学障がいのある学生支援に関する指針（ガイドライン)」を制定し、本学 Web サイトを通じて学内外に公表している。

＜学生支援に関する方針＞
本学は、学生一人ひとりに全人格的に接しようとした創立者新島襄の真摯な姿勢を受け継ぎ、学生支援に関する方針を以下のとおり定める。

〔修学支援〕
１．学生が円滑に学修を進めていくことができるように学修相談、履修指導の実施に取り組む。
２．図書館やラーニング・コモンズ、情報通信設備等の学習環境を整備し、学生の主体的な学習を促進する。
３．学業の継続に困難を抱える学生の状況を早期に把握し、関連部署の連携により一体的な支援を行う。
４．外国人留学生、障がいのある学生など、多様な学生に対応した修学の支援を行う。
５．経済的な理由で就学の継続が困難な学生に対しては、学内外の奨学金等を通じて支援を行う。

〔生活支援〕
１．保健室を中心に学生の心身の健康維持管理に努める。特にメンタルヘルスケアについては、学部・学科と保健室、学校医・学生相談室の連携により、心や適応の悩みを抱える学生の相談体制を整える。
２．本学のすべての構成員を対象にハラスメント防止の啓発活動を実施する。また、相談体制を強化するとともに、ハラスメント事案が発生した場合には所定の規程・手続等に従い適切に対処する。
３．課外活動は、学生の人間的な成長と自立を促す教育の一環と位置づけ、クラブ活動及びボランティア活動等を積極的に支援する。

〔進路支援〕
１．学生一人ひとりが自己の人生を考え、生涯を通じたキャリアの構築を目指すことができるように、体系的なキャリア教育を実施する。
２．学生が入学時から自らの職業観、勤労観を培い、社会人として必要な資質・能力を形成し、学生一人ひとりの希望する進路選択ができるように、キャリア支援部は、相談、助言、各種ガイダンスの実施等の多様な支援を行う。

点検・評価項目②：
学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

〔評価の視点〕
(1)学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援体制を適切に整備していますか。
(2)学生の修学に関して、以下の事項について適切な支援を実施していますか。
・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
・正課外教育
・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応や学習支援
・オンライン教育における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援や授業動画の再視聴機会の確保など）
・留学生等の多様な学生に対する修学支援
・障がいのある学生に対する修学支援
・成績不振の学生の状況把握と指導
・留年者及び休学者の状況把握と対応
・退学希望者の状況把握と対応
・奨学金その他の経済的支援の整備
・授業料やその他の費用及び経済的支援に関する情報提供
(3)学生の生活に関して、以下の事項について適切な支援を実施していますか。
・学生の相談に応じる体制の整備
・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
・学生の交流機会の確保等、人間関係構築につながる措置の実施
(4)学生のキャリア支援を行う体制を整備するとともに、キャリア教育や進路選択に関わる支援及びガイダンスを実施していますか。
(5)博士課程において、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供をしていますか。
(6)学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援を実施していますか。
(7)学生の要望に対応した学生支援を適切に実施していますか。

１）学生支援体制の適切な整備

学生の修学支援及び生活支援体制については、学部については当該学部長、学科主任、アドバイザー教員や学部事務室を中心に、大学院については当該研究科長、専攻主任、研究指導教員や研究科事務室を中心に、教務部、学生支援部、キャリア支援部等の関係部署と協力しながら対応している。

また、本学ではアドバイザー制度を設けており、全ての学部・学科において学生一人ひとりに対し、相談相手となる（高等学校までの担任に相当する）アドバイザー（教員）を設定している。学生は修学に関することに限らず、学生生活全般についてもアドバイザーに相談することができ、必要に応じて学内の各部署と連携を図り対応する体制を整えている。

全学的な学生への生活支援や奨学金等の経済支援、保健室や学生相談室等の体制整備、課外活動（クラブ活動）や学生会への支援等は、学生支援部が担当しており、学生支援部長が議長、各学部から１名ずつ選任された学生支援主任が委員となる学生支援部主任会を通して常任委員会及び評議会で報告・審議し、全学的に情報を共有しながら、総合的な学生支援体制を整備している。

２）学生の修学に関する適切な支援の実施

【学生の能力に応じた補習教育、補充教育】

前述のとおり、本学ではアドバイザー制度を設けており、全ての学生に担当のアドバイザー教員がおり、修学に関する相談が可能である。また、専任教員全員が毎週決められた時間帯にオフィスアワーとして学生との面談の時間帯を設けており、学生からの授業に関する質問等に応じている。

さらに、一部の学部・学科では、学生の能力や理解度に応じて、補習教育、補充教育を実施している。例えば、音楽学科では実技科目については、学生の能力に応じて随時補講レッスンを実施し、人間生活学科では各実習科目において、学生の進捗状況に応じ対面またはオンラインでの相互学習により担当教員による補習を実施している。さらに講義科目においてもオンラインにて授業の理解を進めるための補足資料の提供を行っている。

【授業支援・自主学習支援】

＜語学学習支援＞

英語学習支援オンラインシステムとして、スーパー英語を導入し、一部の授業で使用しているほか、全学の学生が自主学習に随時利用できる環境を整えている。また、中国語検定のためのオンラインシステムを導入し、中国語履修者が検定試験受験のための学習を進めることができる環境を整えている。

＜免許・資格取得支援＞

a. 国家試験対策

薬剤師、看護師、管理栄養士等の国家試験合格を支援するため、関係学部学科ごとに国家試験対策室等を設置しており、国家試験対策講座や模擬試験、学生個々の能力に応じた学習指導等を実施し、国家試験合格率の向上をはかっている。

b. 教職課程センター

教職を目指す学生のために両キャンパスに教職課程センターを設置している。教職課程センターでは、教職課程の学習や教員採用試験、学校ボランティアに関する資料を多数揃えているほか、教職課程センター教員による個別面談や、研究会・講演会の開催など、教員を目指す学生を支援し、実践的指導力の向上をはかっている。2024 年度に実施された公立学校教員採用選考試験では多くの教育委員会で試験日程の早期化、および複数回受験が実施された。これを受けて 2024 年度から教員採用試験模擬試験の補助対象について、これまでの 3、4 年次のみであったところを全学年に拡充するとともに、1 年次から教員採用試験情報等を提供（教職課程オリエンテーション、1 年次対象教職課程履修希望者説明会、夏期集中教職課程研究会、春期集中教職課程研究会等）することにより、教員希望者を支

援している。

c.各種免許・資格取得支援

免許・資格の取得を目指す学生に対して、取得に向けたアドバイスや履修指導を行うとともに、学外実習施設との調整・契約や、関係機関への免許状申請を行う等、学生の免許・資格取得をサポートしている。

その他 2021 年度以降、書類提出、各種申込・代金支払等や、掲示板により行っていた各種情報発信を、本学 Web サイト、E メール、授業支援システム「マナビー」等を活用することで、学生が大学に来ることなく手続き・情報確認が可能となるよう対応し、また、MS-Forms やパピルスメイト（証明書自動発行機）を活用した各種申込・代金支払いが行えることを可能となるよう対応した。

教職課程センター教員が学生と個別面談を実施する際には、従来の対面方式のみによるものだけではなく、MS-Teams を活用した遠隔による面談と、対面形式での面談のハイブリッドで実施している。

【正課外教育】

正課の授業以外にも学部・学科の特性に応じて、学科主催のプロジェクト、ボランティア支援センターとの連携による小学校における食育指導ボランティア、e-ラーニング教材の提供及び自己学習施設の設置等、様々な学びの場を提供している。なお、ボランティア活動については、新型コロナウイルス感染症により活動が制限されたが、学部・学科やボランティア活動支援センターが連携しながら持続性・発展性のあるボランティア活動の仕組みを模索している。

【自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応や学習支援】

主には「遠隔授業を受講する」等のため、自宅などの教室外で学修する学生への相談対応体制については、主に両キャンパスヘルプデスクにおいて、授業支援システム「マナビー」の利用方法、MicrosoftTeams/Zoom 等の Web 会議システムを含めた各種 PC アプリケーションの操作方法等、多様な問い合わせに対して、メールや電話対応も含めて、丁寧に対応する仕組みを構築している。また、教務課においても対応できる範囲において、同様の質問応答対応を行っている。

本学 Web サイト「在学生の方へ」において、ヘルプデスクの問い合わせ受付窓口のページを設置し、電話、メールでの問い合わせが可能となっている。また、同ページの「よくある質問」やチャットボット「ChatVIVI」等によって学生自身が疑問について確認することができるなど自宅等からでも学修支援を受けることができる仕組みを整えている。

【オンライン教育における学生の通信環境への配慮】

学生より「オンデマンド型の遠隔授業動画」の視聴期間に関する指摘、要望があったことを受け、該当する授業科目の各授業動画の視聴期間については一定のガイドラインの検討を行う予定である。

【留学生等の多様な学生に対する修学支援】

本学の「留学生受入れプログラム」は主に次の４つに区分できる。短期（４～８週間）の「日

本語集中講座（JLIC:Japanese Language Immersion Course)」、１セメスターの「JSP:Japanese Studies Program」、本学の正規科目を履修する１または２セメスターの「中・長期留学生受入れ」及び本学での学位取得を目指す「私費留学生」である。

受入留学生に対する代表的な支援として、プログラム開始時にオリエンテーションを開き、キャンパス案内や施設設備の利用方法、周辺地域の案内、在留資格や国民健康保険制度、生活の注意点を含めた説明を行っている。また、日本語学習に関して、それぞれのプログラムの中で、留学生を対象にした「日本語」授業を開設している他、中長期留学生受入れにおいては「ライティングサポート」も設け、個別指導により、高度な日本語作文能力を養成している。また、受入留学生に対しては経済的な支援も行っており、交換留学制度に基づいて受入れる場合は、本学授業料が免除となることが多い（但し、各校との協定書において個別に定める)。さらに経済的補助として、協定校から受入れる場合は全員、協定校でない場合でも ASEAN 加盟諸国からの留学生（日本語集中講座のみ）であれば、生活費の補助を行っている。これにより留学期間中の住居費は全額賄えるため、経済的負担は非常に小さい。なお、私費留学生については、授業料減免制度もあり、留学生の家庭の経済状況と学習状況により 30％の減免を行っている。

【障がいのある学生に対する修学支援】

修学支援を希望する学生との面談を通して適切且つ合理的な修学支援を行っている。「同志社女子大学障がいのある学生支援に関する指針（ガイドライン)」を定めるとともに「同志社女子大学障がい学生サポートセンター内規」を定め、障害のある学生を対象とした専門的相談窓口を設置（2020 年 4 月開設)、専任のコーディネーターが常駐し、修学支援体制の更なる充実を図っている。2024 年度は、支援の障壁になるとの声が多かった専門的相談窓口である「障がい学生サポートセンター」という名称を「スチューデントサポートセンター」に変更した他、教職員合同研修会にて講演を行うなど、学内啓発にも継続的に努めている。

【成績不振の学生の状況把握と指導】

成績が不振な学生の把握については、毎学期当初に直前の学期の全学生の単位修得状況及びＧＰＡを教務課より各学部事務室に提供している。さらに各学部事務室では出席調査を実施しており、欠席が多い成績不振の学生については、教員または学部事務室から連絡をとり、面談及び履修指導を実施している。状況に応じて保護者にも連絡をとり、状況把握に努めている。

【留年者及び休学者の状況把握と対応】

休学願は、原則として学生支援課に申し出のあった学生本人と必ず面談を行った後で交付している。面談では、休学を希望する理由や原因についてのヒアリングを通じて、履修状況、日本学生支援機構奨学金の貸与状況、ご父母の承認、アドバイザー教員等への相談・報告を把握するとともに、今後の対応について心身の不調はカウンセラーへ、履修や授業に関する事項は教務課や学部（研究科）事務室へ、就職関係はキャリア支援課へ送達するほか、人間関係や経済的な理由については学生支援課で対応する等できるだけ丁寧に事情を聴取し対応している。また、ヒアリング結果は、所定用紙に記録し、在籍学科又は専攻に回覧することで情報の共有及び必要な措置を講じる上での資料として活用している。学科では、必要に応じて学科主任や教務主任等が面談し、適切に対応している。

また、留年者については、各学科・専攻を中心に履修登録状況や授業への出欠状況等を把握し、個別に対応しながら修学支援を行っている。

【退学希望者の状況把握と対応】

退学については、休学同様、学生支援課にて申し出のあった学生本人に対し、必ず面談を実施した上で退学願を交付している。履修状況や日本学生支援機構の奨学金貸与状況のチェック、ご父母の承認、アドバイザー教員等への相談状況等を把握し、退学を希望する理由をヒアリングする。その後の対応についても、できるだけ丁寧に面談し対応している。学科では、必要に応じて学科主任や教務主任等が退学希望者と面談し、適切に対応している。

【奨学金その他の経済的支援の整備】

本学独自の奨学金をはじめ、高等教育の修学支援新制度や日本学生支援機構奨学金を活用して、経済的支援を行っている（大学基礎データ表７）。高等教育の修学支援新制度に併せて、「同志社女子大学に係る大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免規程」を制定し、さらに本学独自の同志社女子大学奨学金（給付制）についてもその内容を見直し、「同志社女子大学奨学金規程」及び「同志社女子大学奨学金規程細則」を改定した。同志社女子大学奨学金では、学力及び経済困窮度を選考基準とする点は踏襲しつつ、奨学金支給限度額（予算額）設定を撤廃し、経済困窮度 200 以上の学生には全員奨学金を支給する。但し、高等教育の修学支援新制度の認定を受けるものにあっては、減免額と給付額の合計が年間授業料の２分の１を超える場合は併給できないこと、年間授業料の２分の１に満たない場合はその不足額を併給できることと定めるとともに、奨学金支給額も経済困窮度により年間授業料の２分の１に90％、80％、70％を乗じた額を支給するように改めた。その他、基金運用の果実による各種指定奨学金の給付や同志社女子大学栄光会、同志社同窓会、同志社女子大学同窓会「Vine の会」等の関連団体の奨学金を給付している。また、2018 年度より「同志社女子大学サポーターズ募金“ぶどうの樹”」を創設し、広く一般から奨学金目的の寄附を募っており、2020 年度より新たにこれを財源とした奨学金の給付を行っている。

【授業料やその他の費用及び経済的支援に関する情報提供】

授業料やその他の費用については、本学 Web サイトにおいて公表している。また、入学を希望する受験生に対して、「大学案内」「入試ガイド」「入学試験要項」に入学年度の学生納付金額とその内訳及び２年次以降の年間学生納付金額等を掲載している。

奨学金をはじめとする経済的支援に関しても本学 Web サイトや「大学案内」を通じて情報提供を行っている。

また、大学院については、本学 Web サイトにおいて「大学院ファイナンシャル・プラン」のページを作成し、学生納付金及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置（奨学金制度、長期履修学生制度、ティーチング・アシスタント等）について集約したうえで、情報提供を行っている。

３）学生の生活に関する適切な支援の実施

【学生の相談に応じる体制の整備】

本学では学生生活における様々な悩みや問題についての相談に対して、様々な制度や窓口を設けている。まず、各学科の専任教員によるアドバイザー制度、オフィスアワーの設定、学生相談委員である。次にビッグシスター制度は申込制で、入学前に紹介した上級生が新入生の相談相手になり、新入生が大学生活の新しい環境に少しでも早く慣れ親しめるように支援するもので、1957 年より続く伝統あるシステムである。2024 年度は 278 名の上級生（ビッグシスター）が、463 名の新入生（リトルシスター）の相談に応じている。さらに、各キャンパスにカウンセラー（臨床心理士）や学校医（精神科医）、保健室の看護師による相談体制を整備している。もちろん、学部・研究科事務室や学生支援課、教務課等の各事務室においても相談は可能である。このように様々な相談窓口を設け、学生が状況に応じて相談しやすい窓口を選択できる体制を整えている。

また、コロナ禍以降、電話相談、オンライン相談によるカウンセリング体制を整備し、現在も継続して行っている。

【ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備】

本学では、ハラスメント防止とハラスメントに起因する問題の解決に必要な事項を定め、本学構成員の教育、研究、就労及び修学における環境などを保護することを目的として、「同志社女子大学ハラスメント防止等に関する内規」を制定し運用している。目的を達成するために同志社女子大学ハラスメント防止委員会を設置し、ハラスメントに起因する問題が発生することを予防し、ハラスメントによる被害に適切に対応することとしている。また、内規の内容の周知を徹底し、本学構成員が安全で快適な環境で教育、研究、就労及び修学できるよう、ハラスメントを容認しない取組みを推進・広報する役割として「同志社女子大学ハラスメント防止等のためのガイドライン」を作成し、本学 Web サイトにおいて内規とともに公表している。

ハラスメントに関する相談と苦情に対応するため、ハラスメント相談員を置いている。相談員は各学部各１名の専任教員、各キャンパス各２名の専任職員及び学外の臨床心理士等カウンセリングの資格を有する者で構成し、それぞれの連絡先を本学 Web サイトに掲載し、直接連絡が取れるよう配慮している。また、本学 Web サイトには、問題解決の流れを図解したものを掲載し、手続きやルールについて分かりやすく伝えるよう配慮している。相談員は就任時に「ハラスメント相談員マニュアル」に基づき総務課よりレクチャーを受け、内規、ガイドライン及び相談員の役割について理解したうえで用務にあたることとしている。

なお、学生に対しては学生支援課を一次相談窓口と位置づけ、ハラスメント相談員の紹介を行うほか、ハラスメントの申し立てをしない事案であっても関係部署と協働のうえ、救済措置を講じている。

【学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮】

保健室では総員５名の看護師を配置し、学生の日常的な健康管理の充実を図っている。また、学生相談室にも総員８名のカウンセラー（臨床心理士）を配置して学生のメンタル面のサポートを行っており、相談学生個々の状況に応じて学校医への面談、学校医の判断により医療機関の受診を勧める等の対応を行っている。

【学生の交流機会の確保等、人間関係構築につながる措置の実施】
新入生同士の交流を図るPray&Hike、上級生と下級生が集うビッグ・リトル交流会、学生の委員会組織が企画運営するスポーツフェスティバルやＥＶＥ（大学祭）など、学生交流の機会に繋がるイベントは年間を通じて複数実施している。また、各学部学科においても、１年次では、新入生オリエンテーション期間にクラス別のミーティングを行ったり、「アドバイザー・アドバイジー会合」を行ったり、３年次からの卒業研究では「ゼミ合宿」を開催する等、学生の交流機会を推進している。

４）学生の進路に関する適切な支援の実施
学生のキャリア支援については、キャリア支援部が主として担当しており、各種ガイダンスやセミナーを開催し、学生一人ひとりへのきめ細やかな支援体制を構築している。

【就職支援】
＜委員会＞
各学科から選出の教員11名とキャリア支援部が協力して支援を行うため、「キャリア支援委員会」を設置している。
＜ガイダンス、セミナー＞
入学直後から卒業まで段階的にキャリア意識の醸成やキャリア支援を行うため、ガイダンスやセミナー等を数多く実施している。現在、6学部11学科と学部・学科構成が多様化する中で、学科の特性・特色にも対応すべく注力している。

2024年度は4月初旬より3年次（薬学部5年次）生対象のガイダンス等が開始した。初回ガイダンスは学科別に開催し、内容も一部学科の特性に合わせたものを盛り込んだ。就職活動を行う上で必ず修得してもらいたい「基本ガイダンス（①自己分析から自分の特徴を理解する、②履歴書・エントリーシート対策、③業界・企業・職種研究、④面接・マナー対策）」については、対面を基本としつつZoomを利用し他キャンパスに同時配信をしている。また、当日参加できない学生のためにオンデマンド配信も行っている。基本ガイダンスの後には、少人数で開催する「ゼミ形式ガイダンス」や個人面談を行うなど、学生の理解度・習熟度を深めてもらうためのさまざまな取り組みを実施している。
また、春学期には近年インターンシップの重要度が増していることから、参加を促す「インターンシップガイダンス」やインターンシップの選考対策として「グループディスカッション対策講座」「SPI3理解講座」なども実施した。
その他、マスコミ・広告業界を希望する学生を対象に「マスコミ業界対策セミナー」、地元や地方での就職を目指す学生向けに「UIJターン就職ガイダンス」なども開催、また夏期休暇期間には「エアライン業界対策セミナー」や日本経済新聞社による「日経就活サポート講座」、「SPI3対策講座」なども開催した。
春学期や夏期休暇期間に十分な準備や活動ができなかった学生のための集中対策として2023年度から開始した「就活準備1日集中対策セミナー」は秋学期開始直後に開催する予定である。
今後は「集団面接対策講座」や、「教員志望者向けセミナー」を開催する予定である。

その他にも、企業の採用担当者と直接出会うことのできる「業界研究実践セミナー」や「先輩による就活体験報告会」「就活超集中対策セミナー」「模擬面接実習」等を予定している。

また、年明け以降も「集団面接対策講座」「グループディスカッション対策講座」各種「直前対策講座」を順次開催予定である。

学生の取り組み開始時期の分散化に伴い、同内容のセミナーや対策講座を複数回設定し、多様なニーズに応えている。

＜低年次生対象ガイダンス＞

就職活動の早期化を踏まえ、早くからのキャリア意識の醸成が必要であることから、今年度も 1･2 年次生ガイダンスへの参加を必修とし、6 月に「2 年次生対象キャリア・就職ガイダンス」、7 月には「1 年次生対象キャリア・就職ガイダンス」を開催した。秋学期には 2 年次生対象の第 2 回ガイダンスを予定している。その他にも、企業の採用条件として重視される傾向が強い「課題解発見・解決力」の強化を目的として、「課題解決ワーク体験セミナー」を日本女子大学と連携し開催する予定である。

＜社会（人）との接点＞

ガイダンス等に実践的な内容を盛り込むとともに、学生の社会性向上のために、多くの企業・団体や社会で活躍する卒業生を講師として招き、仕事に携わる者の心構えや業界への知識の習得、現場の状況を学ぶために、「キャリアカフェ（座談会)」を開催するとともに、今年度、秋以降には「業界研究セミナー」「企業研究セミナー」等の開催を予定している。

＜キャリアアドバイザー等による指導＞

様々な分野の第一線で活躍された方や「キャリアコンサルタント」等の専門資格を有する方を本学職員として採用し､キャリアアドバイザーとして対面もしくはＷＥＢで個別相談を実施。また、日頃の面談内容等から、本学学生の特徴に合わせたガイダンスの講師も務めている。

＜メールマガジン及び SNS による徹底した情報提供＞

1 年次から学年別にメールマガジンを開設し、キャリア支援に関する様々な情報を適切な年次に配信している。とりわけ、4 年次生（薬学部 6 年次生）には、求人案内に関する情報もメールマガジンで配信している。また、LINE やインスタグラムを利用した情報発信にも力を入れている。

＜電話による個人連絡および個別支援＞

年に複数回、就職活動状況調査を実施のうえ、職員が分担して 4 年次生（薬学部 6 年次生）に電話連絡を行い、就職活動の状況を聞き出し、必要な支援に結び付けている。4 年次（薬学部 6 年次）夏時点でまだ就職活動継続中の学生に対しては「就活リスタート講座」や「個別相談・求人紹介会」等を開催し一人ひとりの状況に応じた支援や求人案内を実施した。

＜産学連携による支援＞

2019 年度には京都に支店を置く企業（大塚製薬株式会社京都支店、株式会社 JTB 京都支店、日本調剤株式会社関西支店）と連携協定を締結、キャリアカフェや業界・企業研究等に講師として参加いただいている。

＜交通費の一部補助＞

就職活動を行う 4 年次生（薬学部 6 年次生）を対象に、首都圏または出身地（UIJ ターン）などで就職活動をする際に交通費の一部を補助している。

＜個室ブース（テレキューブ）の設置＞

新型コロナウイルスを契機に各キャンパスに２台ずつ個室ブース（テレキューブ）を設置。採用に係る説明会や初期面接等がWEBで実施されるケースが一般化したことから、今後も継続需要が見込まれる。ブースは有線LANを常設、ある程度のプライバシーを確保できる仕様となっているため、安心して就職活動等が行える環境を整えている。

【キャリア形成支援】
＜委員会＞
本学の正規科目におけるキャリア教育推進のため「同志社女子大学キャリア教育委員会」を設置している。
＜正規科目＞
「共通学芸科目－キャリア教育科目」の中に「大学生活とキャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ」「インターンシップ（大学コンソーシアム京都）」「インターンシップⅠA・ⅠB」を開設している。

2021年度からは「キャリアプランニングのための演習Ⅰ・Ⅱ」、「キャリアのためのプロジェクト演習」を新設。「キャリアのためのプロジェクト演習」ではキャリア支援部と産学連携包括協定を締結している株式会社JTB京都支店様（京田辺キャンパス）及び大塚製薬株式会社京滋北陸支店京都営業所（今出川キャンパス）の協力を得て、企業担当者から現場のリアルな声を伝えていただき、提示された課題（テーマ）について、グループで解決策を考え、最後には企業担当者に向けてプレゼンテーションを行う。学生にはこれらの演習を通じて、実社会やビジネスの現場で必要となる心構えや能力（マーケティング思考・プレゼン技法等）等を身に付けるとともに、キャリア意識の醸成や今後のキャリアプラン形成に役立つ貴重な機会となっている。当該科目に対する学生の注目度は高く、2024年度は109名の学生が受講した。
＜キャリア・資格取得支援講座＞
資格取得などをめざす学生に向けて「キャリア・資格取得支援講座」を課外で開設している。学内で受講できる「オンキャンパスコース」、指定する専門学校等で受講する「オフキャンパスコース」、全27講座を何講座でもオンライン受講できる「WEBコース」を設置している。資格取得だけでなく、学生のキャリア形成に資する取り組みとして、日本航空株式会社による「JALホスピタリティ・マネジメント講座」や、「就職筆記試験対策講座」も開講しており、2023年度は延べ533名の学生が受講した。
＜インターンシップ＞
大学の正課科目として実施する「インターンシップⅠA・ⅠB」を開講。本プログラムは夏期休暇期間中に企業等で実習をするだけではなく、2回の事前指導講義（課題/目標設定、企業研究、マナー講座）や実習後の事後指導を含めた一連のプログラムとなっており、学内で学んだ知識や理論を現実のフィールドで実践し、体験することで大学内での学習効果を一層高めることが期待できる。また、実社会における企業等の現場を体験することで、現実的な職業観を形成する貴重な機会となっている。海外インターンシップについては、昨年度から開始した株式会社JTBマレーシア支店に加えて、新たに日本航空株式会社バンコク支店でも現地実習を実施した。
＜起業家セミナー＞
予測不可能な社会において、大学生の進路選択の多様化は進行し、企業への就職にとらわれ

ない生き方として起業を選択する者も増加している現状を背景に、起業に興味はあるが自信が持てない“起業潜在層” の発掘と支援を目的に、財務省近畿財務局京都財務事務所、京都市及び中小企業基盤整備機構と連携し「小さなお店のひらき方～好きや得意をしごとにする方法～」を開催。大学近隣のカフェ経営者をトークセッションのゲストに招いて起業のリアルを知り、「起業アイディアワーク」をとおして自身の強みに気づくとともに、起業への具体的なステップを学ぶ内容を盛り込み、夢を具体化する一歩を後押しした。

５）博士課程における学識教授のために必要な能力を培うための機会の設定及び当該機会に関する情報の提供

ティーチング・アシスタントとして、大学院生に教育経験を積む機会を提供し、教員、研究者又は専門職業人として自立できるよう支援することを目的としているが、現段階では学部の授業に関する補助業務が中心となっている。教育能力向上を意図した実践的な教育機会の設定や情報提供については検討が必要である。

６）学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

学生支援課ではクラブや同好会の運営に対し、課外活動援助金制度による活動資金の交付を行っている。また、前述の「同志社女子大学サポーターズ募金“ぶどうの樹”」の募金使途の一つとして学生の課外活動支援を設けており、これを財源として課外活動の充実を図っている。クラブ活動に対しては、各部の主将、部長、主務（会計）等を集め「クラブリーダーズミーティング」を年１回開催している。さらに各部の指導者（顧問、講師、監督、コーチ等）との懇談会を年１回開催し、課外活動指導現場の声を聴取し、改善策等を講じている。

宗教部では、本学の教育理念の一つである「キリスト教主義」について学生の理解を深めることを目的とした正課外活動を充実させるための支援を行っている。学生が相互にかつ本学とのつながりを感じることができ、しいては不安や孤独感を少しでも和らげることにつながれるように、正課外活動を原則対面式で行っている。授業期間中に毎日実施している通常礼拝や創立記念礼拝、クリスマス礼拝、卒業礼拝等等の特別礼拝、年間２回（春・秋）のリトリート、パイプオルガン見学会、今出川歴史ツアー、クリスマスツリー点灯式、メディテーション・アワー等を様々な正課外活動を設け実施することによって、教育理念を少しでも感じることができ、より豊かな学生生活を送ることができるように支援している。また、ボランティア活動支援センターでは、ボランティア活動発表会を実施し、正課内外でボランティア活動を行っているグループに対して活動内容を総合的に審査・検証し奨励等支援を行っている。

７)学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

同志社建学の精神に基づき、学生の自治によって学生の総意を実現し、学生生活の充実発展を図ることを目的とした「同志社女子大学学生会」については、組織の運営を支援する一方、毎年学生会が在学生より聴取、集約した要望書（改善要望書）が大学に対して提出され、大学が検討した結果は学生支援部を通じて回答する制度が確立している。この学生会からの要望書や「在学生を対象とした学修・生活に関する実態調査」における自由記述欄で得られた要求や意見については、関係部署が協働して対策や改善を検討しており、例えば学内 Wi-Fi 設備の拡充等、適宜必要な措置を講じている。

点検・評価項目③：
学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

〔評価の視点〕
(1)学生支援の適切性について、適切な根拠（資料、情報）に基づき定期的に点検・評価を実施していますか。
(2)点検・評価結果に基づいて改善・向上を図っていますか。

１）適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価の実施

学生支援の適切性については、全学で実施する定期的な自己点検・評価に加え、学生支援に携わる各部署においては、会議を定期的に開催し、学生支援の内容等について点検・評価を行っている。例えば、学生支援部では学生支援の内容等について総合的な点検・評価を行うため、学生支援部長を議長、各学部の学生支援主任を委員とする学生支援部主任会が定期的に開催され、奨学金、課外活動、学生の健康管理、寮・下宿、学内外の行事、学生からの要望等について客観的なデータに基づく報告（情報共有）や審議を行うことで点検・評価を行っている。

また、学生相談に携わるカウンセラー（臨床心理士）、学校医（精神科医）、学生相談委員、看護師、学生支援課による学生相談委員懇談会を毎年度末に開催し、心身の不調に悩む学生の相談現場における事例紹介を通した情報共有や意見交換を行っている。

進路支援については、就職支援の最終的な達成度を「就職決定率と内容（質）」により最終的な達成度を評価している。本学は例年高い就職決定率を維持しており、過去 10 年間では就職決定率が毎年度 95％を超過しており、直近の 2023 年度においては 98.4％であった。業種別では「卸売業・小売業」19.0％、「医療・福祉業」13.5％、「製造業」12.6％、「情報通信業」8.9％、に就職している。また、企業規模別では大企業に 51.5％が就職、職種別では「総合職」42.0％、「専門的技術的職業（教員・薬剤師・看護師・管理栄養士等）」34.3％、「事務職」11.9％と「業種」「職種」「企業規模」等、バランスのとれた配分となっている。これらの数値は本学学生の就職が率だけでなく質も高いことを物語っており、2023 年度就職活動に関するアンケートにおいても全体の満足度は 98.5％（とても満足 47.0％、満足 38.6％、ほぼ満足 12.9％）という高い数値に反映されている。

また、学部・学科や研究科では、全学的に実施している「在学生を対象とした学修・生活に関する実態調査」及び「大学院生アンケート」の集計結果や自由記述欄の内容、学生会からの要望書等に基づき点検・評価を行い、課題を抽出し、改善に向けた検討を行っている。

２）点検・評価結果に基づく改善・向上

全学で実施する定期的な自己点検・評価の結果に基づく改善・向上のサイクルに加え、各部署における点検・評価により改善が必要と判断された事項については、各部署で改善策を検討し、常任委員会及び評議会での報告・審議を経て改善を図っている。

例えば、修学・生活支援に関して、学生のメンタルに関する相談については、学生支援部主任会で各学期総括を報告すると共に、学生相談委員懇談会で意見交換等を実施するが、有効な対策に着手できているとまでは言えない状況である。特に、精神的障がいや精神的な疾患が疑

われる学生についての対応は個別様々で、現場での統一的な対応策の策定には困難を伴う。一方、障がいのある学生の修学支援においては、「同志社女子大学障害のある学生支援に関する指針（ガイドライン）」を制定し、「障がい学生サポートセンター」を 2020 年 4 月より各キャンパスに設置、専門のコーディネーターを配置し、より有効な支援体制の確立及び実施を図っている。2024 年度は支援体制整備の一環として当センターの名称を「スチューデントサポートセンター」に変更した。センターを中心に、本学の障がい学生支援体制は、全学的な取り組みとして整いつつある状況である。

また、進路支援に関して、コロナ禍を経て、就職ガイダンスの参加者が減少傾向にあったが、各ガイダンスの目的の明確化や連動性についてより分かりやすく学生に提示し、初回ガイダンスを学科別に開催するなど、個別ニーズにも配慮した内容で実施することで参加者の増加や継続受講等、改善につながっている。

第８章　教育研究等環境

（１）現状説明

点検・評価項目①：

学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

〔評価の視点〕

(1)大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえ、学生の学習や教員による教育研究の環境に関する方針を定めて、明示していますか。

本学は、2019 年 7 月に「同志社女子大学の諸活動に関する方針」を策定し、その中で「教育研究等環境の整備に関する方針」を以下のとおり定め、本学 Web サイトにおいて学内外に公表している。

＜教育研究等環境の整備に関する方針＞

１.学生の学習と教員の教育研究活動に必要な校地及び校舎等の施設･設備の充実に努める。また、校舎等の施設・設備については、維持管理、防災への対応等に計画的に取り組む。

２．情報通信技術（ICT）機器や安全なネットワーク環境の充実に努めるとともに、教職員及び学生の情報倫理の確立に取り組む。

３．図書館では、各学部・学科、各研究科の教育研究内容に沿った質・量ともに十分な水準の学術情報資料を系統的に集積し、学生及び教職員にその効果的な利用を促進する。

４．学生の自主的な学習を促進するためにラーニング・コモンズや自習室の整備・充実に努める。

５．教員の教育研究活動を促進するため、研究費、研究室、研究時間の確保等、学内研究支援制度の充実を図るとともに、科学研究費等の外部資金の獲得を促すための組織的支援を講じる。また、学生の学修支援の一環として、SA（スチューデント・アシスタント）や TA（ティーチング・アシスタント）の運用の充実に努める。

６．教員及び学生の研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施や、研究倫理に関する学内審査機関の整備に努める。

また、中・長期計画である「Vision150」においても、中期目標としてキャンパス整備や学術研究の推進を掲げ、教育研究等の環境や条件の整備・充実に取り組むことを明示している。

点検・評価項目②：
教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

〔評価の視点〕
(1)教育研究等環境に関する方針に基づき、以下の事項の整備及び管理が適切に行われていますか。
・ネットワーク環境や情報通信技術（ＩＣＴ）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
・学生の自主的な学習を促進するための環境整備
(2) 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みをしていますか。

2024 年５月 1 日現在の校地面積は、京田辺キャンパス 115,763.1 ㎡、今出川キャンパス 23,524.8 ㎡、校舎面積は、京田辺キャンパス 60,437.8 ㎡、今出川キャンパス 32,009.6 ㎡であり、校地面積、校舎面積はいずれも大学設置基準を充足している。また、教員研究室、教室、図書館、図書資料等、教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している（大学基礎データ表１）。

【施設・設備の整備及び維持管理】
本学キャンパスの施設・設備に関する維持管理・防災への対応について、今出川キャンパスにおいては 2013 年度から 2017 年度までのキャンパス整備における改築･改修工事（２棟改築、２棟改修、１棟減築）が完了し、耐震強度を満たした安心・安全なキャンパスが実現した。また、京田辺キャンパスにおいては、すべての建築物が耐震強度を満たしている。
非構造部材の耐震対策としては、帰宅困難時の避難施設である京田辺キャンパス恵真館アリーナ特定天井改修工事を 2018 年度に実施した。今出川キャンパスの避難施設である純正館デントンホール特定天井改修工事を 2020 年度に実施し、既存不適格を解消した。2021 年度には恵真館卓球室、ダンス・トレーニング室の天井、2023 年度には栄光館ファウラーチャペルの天井、2024 年度には頌啓館ホールの天井に対して耐震対策工事を実施し、安全性を高めた。さらに 2020～22 年度に今出川キャンパスブロック塀改修工事を実施した。この工事により学内のブロック塀は、すべて現行法令の基準を満たすことになった。
また、2019 年度からキャンパス営繕計画を念頭に置きながら計画的に改修・更新を進めている。2020～22 年度に京田辺キャンパストイレ改修、2021～22 年度に今出川キャンパス正門機器更新が実施され、これにより両工事は完了した。それ以外にも 2020 年度は空調更新（友和館・知徳館・新島記念講堂）、2021 年度は空調設置（恵真館）、動力盤更新（頌啓館）、自動火災報知設備更新（新島記念講堂）非常放送設備整備（栄光館）、電力設備更新（今出川図書館）、2022 年度は憩水館地階旧 RI エリア改修を実施した。
京田辺キャンパスの空調設備に関しては、2022 年度に「京田辺キャンパス空調機にかかる更新計画（中央熱源方式→個別空調方式）」を策定し、2023 年度からは更新計画に従い、3 か年に

亘り、知徳館・聡恵館東館の各教室で温度調節が可能となる個別空調化工事に着工した。

2023 年度は、知徳館 1 号棟 4 階および 8 号棟南側 2 階から 4 階、知徳館 7 号棟 3 階から 4 階の工事を完了した。2024 年度は、知徳館 1 号棟から 3 号棟の 1 階および６号棟の 1 階から 4 階、聡恵館東館 1 階から 2 階の工事を完了し、また、併せて、窓ガラスに特殊な遮熱塗装を施し、夏場は遮熱、冬場は室内の保温効果が高まる施行を施し、省エネ効果、CO2 削減効果をさらに高める施策を併せて実施した。

バリアフリー化に対しては、館内エレベーター、点字ブロック、多目的トイレの設置を進めている。扉の自動化についても計画的に進めており、2020 年度は知徳館 3 号棟出入口に、2021 年度には頌啓館東側、恵真館、知徳館 8 号棟出入口、2024 年度には頌啓館西側出入口に自動ドアを設置した。この設置により、京田辺キャンパス内の学生の利用頻度が高い建物への自動ドアの設置が完了した。また、心和館東側入口は階段のまま（西側入口は自動ドア化済）であり、純正館方向からの車椅子使用者の利用に問題があったため、2022 年にスロープに改修、2023 年には栄光館にスロープを整備した。さらに、2023 年度には栄光館北側と新島記念講堂内の舞台袖にスロープを設置、2024 年度には京田辺キャンパス内の正門から友和館までの通学路の各所に手摺を設置し、バリアフリー機能の強化を図っている。近年の改築建物については、京都府福祉のまちづくり条例、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例に合致するように建築されている。

その他、学内各所に消毒用のアルコールの設置、換気能力向上のために主な教室等に網戸を設置している。

【学生の自習環境の整備】

学生の自主的な学習を促進させる環境整備としては、図書館、ラーニング・コモンズ、ラウンジを両キャンパスに設置しており、多くの学生が利用している。さらに、食堂やカフェの照明照度を学習に適したものに改修したことにより多くの学生が学習スペースとして利用している。京田辺キャンパスのラーニング・コモンズは図書館と一体型であり、今出川キャンパスのラーニング・コモンズは図書館とは独立した形態となっているが、両方のラーニング・コモンズはほぼ共通したエリアから構成されており、学生の自主的な学習を促進する環境となっている。ラーニング・コモンズで開催されるイベントやワークショップについては、Web サイトにもスケジュールを掲載しており、イベントエリア等の利用申請や貸出機器の予約についても Web サイト上のフォームから可能であり、利用者の利便性に配慮している。貸出機器としては、ノートパソコン、プロジェクター等が多数用意されている。また機器のほかにもはさみやのり、ホッチキス、ポスター用ペンなどの文具類の貸し出しを行っている。

【ネットワーク環境・ＩＣＴ機器の整備、情報セキュリティの確保】

本学におけるネットワーク環境整備については、Vision150 第Ⅱ期（2022-2016）アクションプランにより、取組目標および取組内容を掲げて単年度ごとの活動内容の実績と点検評価の内容をネットワーク環境整備につなげている。取組目標においては、より安全で利便性の高い情報通信基盤を構築し、教育・研究や学生支援、大学事務業務への積極的な利活用の促進を支援することとしており、特に遠隔授業や学内外の各種サービスを利活用した多様な授業運営および学生の主体的な学修環境の整備を支援していくことを主な取組内容としている。

2024 年度においては、昨年度に教務システムをプライベートクラウドでの運用形態をクラウド基盤に移行したことにより、プライベートクラウドの運用をすべて撤退して、学内のオンプレミスとクラウド利用の形態を整理し、全学ネットワーク基盤を全面的に見直すこととした。今年度については，情報システム運用継続計画（IT-BCP）の観点から、本学公式ホームページのネットワークサービスをクラウド利用への移行と 2026 年度に公開を目指している新教務システムの構築を新たに計画している。このように今後学内で運用を行っている他のシステムについても費用対効果を見据えながら、クラウド環境への移行がよりスムーズに行えるような環境整備につなげていく予定である。また、学内の仮想基盤環境は、今年度リプレイスサイクルを迎えるため、全面的なリプレイスを計画し、各部署の業務のデジタル化および効率化を目指し、全面的なリプレイスを予定している。

また、2019 年度導入の両キャンパス情報処理教室及びラーニング・コモンズの PC 約 750 台と各教室の通信機器類約 35 台のリプレイスを実施し、PC の安定運用と通信環境の増強を図っている。さらには、ラーニング・コモンズで行われる多様な授業のサポートを可能にすること及び学生のプリント出力の利便性を考慮し、デスクトップ PC 以外にも、貸出用ノート PC 等から Wi-Fi 経由にてプリント出力を可能とするオンデマンドプリントシステムの構築を行った。

情報セキュリティ確保の取組においては文部科学省 2019 年 5 月 24 日付「大学等におけるサイバーセキュリティ対策等の強化について（サイバーセキュリティ対策基本計画書）」に基づき本学における実施計画の策定と実施内容の点検を年度ごとに継続して行ってきた。技術的セキュリティ面においては、まずは前述のようにシステムの導入年度によりリプレイスサイクルを定め情報通信基盤類などを定期的に見直すとともに、学内主要通信機器類の通信帯域等の定点観測を随時行いながらネットワーク環境整備の管理運用面とセキュリティ面双方での点検評価を継続的に行っている。また、クラウドサービス利用のための多様素認証システムの導入や、Microsoft365 の監査ログ及びメール送受信ログ取得、分析ツールを導入し、定期的なログの確認などで不正アクセス対策の強化を図っている。各種ネットワークの利用状況の統計や不正侵入の検出システムなどからは現在のところ緊急性を伴うような構成変更の必要はないと判断している。さらには、定期的に外部委託の形態で実施をしているセキュリティ診断結果においてもリスクレベルの高い脆弱性も指摘されておらず、ここ数年に渡り学内ネットワークは安定稼働していると判断している。情報セキュリティにおいては、ゼロリスクを実現するのは非現実的なことから、リスクを最小限にするセキュリティを目指しつつ、現行のインシデント発生時の対応方策の見直しを行うとともに、リスクマネジメントの体制を継続的に整備・推進することが重要であると捉えている。

【情報セキュリティの整備・情報倫理の確立】

本学における情報セキュリティポリシーに関しては、2019 年 1 月に学内情報セキュリティポリシー（「基本方針」「対策基準」）を制定し、学内の規程と体制の整備を行い、翌年には各種実施手順の作成を行った。また、文部科学省 2019 年 5 月 24 日付「大学等におけるサイバーセキュリティ対策等の強化について（サイバーセキュリティ対策基本計画書）」に基づき本学における実施計画の策定と実施内容の点検を年度ごとに継続して行ってきた。

学内の情報教育環境を周知するためのガイドブック（学生用、教職員用）の内容においてはネットワークセキュリティの項目を設け取り組んでいることや、「パスワード利用の注意事項」、

「SNS 利用上の注意」などのリーフレットを別途作成し配布している。さらには情報倫理に関わる e-learning コンテンツを全学生・全教職員に提供している。

現在のところ情報セキュリティに関わる重大インシデントは発生しておらず、今後についてもこれらの啓蒙活動を継続して行うとともに、情報セキュリティ委員会を中心に取り組み内容について評価及び見直しを行う予定としている。

点検・評価項目③：
図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

〔評価の視点〕
(1)図書資料と図書利用環境に関して、以下の事項について整備を行っていますか。
・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
・学術情報へのアクセスに関する対応
・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備
(2)図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する職員を配置していますか。

本学の学術資料の整備状況は、2023 年度末時点で図書 576,421 冊、学術雑誌 7,472 冊、電子ジャーナル 11,536 点（出版社等のカレント契約 1,056 タイトル及びアグリゲータ 10,450 タイトル）、電子ブック 4,342 点を所蔵し、リポジトリ上で 1,986 件のメタデータを公開している。

本学図書館は国立情報学研究所が提供する NACSIS-CAT/ILL サービスに参加しており、目録データを NACSIS-CAT に登録するとともに OPAC で公開している。また、NACSIS-ILL サービス非参加館を含め、他機関所蔵資料の複写物または現物の取り寄せに対応するネットワークを構築している。 リポジトリについては JAIRO Cloud を利用し、本学紀要等の研究成果を公開している。2023 年度には Weko3 への移行が完了し、研究データ公開に対応可能な最新の公開基盤となっている。

学術情報へのアクセスについては、本学 OPAC を基盤として所蔵資料のほか各種外部サービス、リポジトリを有機的に連携させ、統合的に利用できる環境を整備している。例えば、国立情報学研究所が提供する CiNii のサービスをはじめ各種データベースと OPAC を連携させることにより、データベース検索結果から本学所蔵を確認できるようにしているほか、OPAC には冊子体の図書・雑誌だけでなく、電子ジャーナル・電子ブックも登録し本文表示を可能とするとともに、リンクリゾルバを介することにより、契約データベースを含め電子資料を ILL 申し込みまで連携させて利用できる環境を整備している。また OPAC は NACSIS-CAT や他機関の OPAC 等と連携し、自大学以外の資料も検索可能となっている。また電子資料に関しては、契約内容によるが、本学学生教職員は VPN 接続により学外からの利用も可能である。2023 年度には一部のデータベースを学認連携とすることにより、学外からの DB 利用においてセキュリティと利便性の向上を図っている。また、他機関所蔵資料へのアクセス障壁を除去するため、正規学生の

ILL 料金を無償化（一部例外あり）している。

学生の図書館利用環境に関しては、サービス面では、学科との連携の下、図書館の実地において新入生向け・上級年次生向けの図書館ガイダンス・講習会等を実施したり、LMS への資料の提示、教員からの要望に応じて説明動画を作成して公開するなどオンラインもあわせた充実した利用者指導を展開し、学生の学習支援の一翼を担っている。また、2020 年度に整備した図書館所蔵資料の郵送貸出サービスを継続運用し、学生が来館せずに資料を取り寄せることができるサービスも通常開館と並行して提供している。物理的環境面においては、個人キャレル、オープン閲覧席など目的に応じた座席を用意している。

また、本学の図書館では、電子資料に精通した専任職員が学術情報サービスの統合的利用環境を整備・提供しているほか、合計で 26 名の司書・司書補が勤務しており、レファレンス、ILL、DDS（ドキュメントデリバリーサービス）等の対応を行うことで、図書館所蔵資料に限らず学生・教員の資料入手をサポートしている。

点検・評価項目④：

教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

〔評価の視点〕

(1)研究活動を促進させるために、研究に対する大学としての基本的な考えを明示し、以下の事項について整備していますか。

・研究費の適切な支給

・外部資金獲得のための支援

・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

(2)ティーチング・アシスタント（ＴＡ）、スチューデント・アシスタント（ＳＡ）等の教育研究活動を支援する体制を整備していますか。

(3)オンライン教育を実施する教員からの相談対応や技術的な支援体制を整備していますか。

本学においては、「同志社女子大学の諸活動に関する方針」における「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、教育研究活動の促進を図っている。

【研究費の適切な支給】

教員の基盤的研究費として、専任教員、特別任用教員及び任期付教員を対象に、「個人研究費交付申請書」に基づき、個人研究費として年額 41 万円を支給している。薬学部では研究室単位で、看護学部では部門単位で申請・執行されている。直接研究に関係ある経費の場合、使途範囲中、１項目が 28 万円を超えない範囲であれば、研究計画に沿って比較的自由度の高い柔軟な執行が可能である。

また、「同志社女子大学教員の研究助成に関する内規」及び「同志社女子大学教員の在外研究助成に関する施行細則」を定めており、教員の応募により一定の審査を経て支給する学内研究助成金制度がある。「同志社女子大学教員の研究助成に関する内規」の第６条第１項に定める科学研究費助成事業対象奨励金は、科学研究費応募のインセンティブを高めるために、科学研究費の応募が不採択となった教員の申請に基づき交付しているものである。

これ以外に、本学の研究基盤となる、研究設備及び研究資料を計画的に整備し本学教員の研

究促進に寄与することを目的として、「同志社女子大学研究基盤整備費に関する内規」も定めている。「研究設備整備費」は、毎年度、各学部学科所属分野、人数の持点に基づき、学部毎に一定額を配分している。この申請資格者は各学部学科等の代表者であり、各学部学科等の研究計画に基づいた設備の整備を対象として募集している。「研究資料費」も同様に、経理部が定めた基準により各学部学科等へ配分している。

【外部資金獲得のための支援】

本学で主となる外部資金「科学研究費」の支援としては、「外部資金獲得のための動画講座2024」を提供し、希望者を募り、今年度中視聴できるようにしている。また、科研費申請書作成（添削）支援も10名限定ではあるが受けられるように手配している。その他の外部資金については、教員の自主的な応募や、産官から教員への直接的な申込がほとんどであるが、学術研究支援課に届いた外部資金の募集情報は適宜、該当する学部事務室を通して教員に案内している。

【研究環境の整備】

本学においては、専任教員に対して個人研究室を整備し、机、椅子、書棚、電話、学内ＬＡＮ、給湯装置等の必要となる備品を配備している。教員の研究専念時間確保については、教員の授業担当時間が「同志社就業規則」第15条第１項第２号に定められており、研究時間が確保されている。また、慣行的に週１日の研究日確保に努めている。その他、長期の研究時間確保の方策として、「同志社女子大学の研究所の研究員に関する内規」による専任研究員、専従研究員の制度及び「同志社女子大学教員の在外研究助成に関する施行細則」による在外研究員制度がある。いずれの研究員も一定期間、授業担当義務を免除され、研究に専念できる。

【ＴＡ・ＳＡ制度】

本学においては、「同志社女子大学ティーチング・アシスタントに関する内規」及び「同志社女子大学スチューデント・アシスタントに関する内規」を定め、ティーチング・アシスタント（ＴＡ）、スチューデント・アシスタント（ＳＡ）制度を運用している。学部の授業を補助する大学院生をＴＡ、学部の授業を補助する学部上級生又は専攻科生をＳＡとし、ＴＡ、ＳＡともに個別の指導教員（担当教員）を定め、指導教員の指示に基づいて学部の授業に関する補助業務に当たるようになっている。また、両制度の適切な運用が行われるよう、ＴＡ・ＳＡは自己評価書を、指導教員はＴＡ又はＳＡ評価書を教務部長に直接提出することにしている。

【オンライン教育を実施する教員からの相談対応や技術的な支援体制】

遠隔授業を実施する授業担当者からの相談対応や技術的な支援については、ヘルプデスクがその中心的な役割を担っている。授業支援システム「マナビー」内に全ての授業担当者を参加メンバーとするコース「教務部からのお知らせ」を設定し、コースニュース等を用いて、遠隔授業を含むすべての授業、試験、成績等授業運営に係る様々な告知、案内を行っている。

上記の取り組みの一つとして遠隔授業に係る問い合わせ対応のための掲示板を運用しており、授業担当者からの問い合わせや相談があった場合、ヘルプデスクから回答するだけでなく、授業担当者同士の情報交換も行われている。

点検・評価項目⑤：
研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

〔評価の視点〕
(1)研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みとして、以下の事項について適切に対応していますか。
・規定の整備
・コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的に実施する等、教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供
・研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学は、学術研究の信頼性と公平性を確保することを目的とし、「同志社女子大学研究倫理規準」を制定している。ここでは、研究者の態度、研究のための情報・データ等の収集、インフォームド・コンセント、個人情報の保護、実験ノート・情報・データ等の利用及び管理、機器、薬品・材料等の安全管理、研究成果発表の規準、オーサーシップの規準、研究費の取扱規準、他者の業績評価等、研究を遂行する上で求められる研究者及び研究に関与する事務職員の行動・態度の倫理的規準を定め、本学の責務を果たすことに努めている。また、同志社女子大学研究倫理委員会を設置し、必要に応じて研究倫理に関する事項について審議、調査、検討することになっている。さらに、研究に関して、不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応するために、「研究倫理相談員に関する申合せ」も制定している。

また、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の趣旨に則り、次の規程等を制定し、不正行為等が生じた場合における必要な事項を定めている。

①「同志社女子大学公的研究費の運営・管理に関する規程」
②「同志社女子大学における研究費の不正使用等への対応に関する内規」
③「同志社女子大学における研究活動の不正行為防止及び対応に関する規程」

①の第７条第４項、③の第６条に定めるところにより、年に一度、全教員、関係職員を対象に、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を開催し、オンライン講座による受講を義務付けている。受講率は教職員とも100％)。大学院生には、研究倫理eラーニング教材により、また学部生にも各学部・学科で定められた科目等で受講を義務付けている。それらに加えて、2021年2月1日付にて改正された、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準)」に対応すべく、各学部学科等に年4回の研修及び啓発活動実施を要請した。それに加え、啓発活動の一環として実施する、学術研究支援課からの研究不正防止に関するメール配信を年６回行っている。また、人を直接研究の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行われる研究を遂行する上で求められる研究者の行動、態度の倫理的規準及び研究計画の審査に関する事項については、「同志社女子大学『人を対象とする研究』倫理規準」を制定している。審査に関しては、「同志社女子大学『人を対象とする研究』に関する倫理審査委員会規程」を制定し、年に５回（内２回は医学系研究含む）の審査期間を設け、研究者が審査を希望する場合、「人を対象とする研究計画等倫理審査申請書」等、提出書類により、審査委員会で審査を行っている。

点検・評価項目⑥：
教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

〔評価の視点〕
(1)教育研究等環境の適切性について、適切な根拠（資料、情報）に基づき定期的に点検・評価を実施していますか。
(2)点検・評価結果に基づいて改善・向上を図っていますか。

教育研究等環境の適切性については、定期的に実施する自己点検・評価に加え、授業教室等の施説・設備の環境については、各学部学科の授業計画、各教員からの希望などを確認しながら、必要に応じて整備を行っている。一般教室の整備については、各学部学科からの教室設備等に関する要望について既存設備との整合性も検討のうえ、教務部が整備案を策定し、教務部主任会において審議している。また授業計画策定の段階で、教務部が各教員に教室・教具に関する問い合わせを行っている。これらの結果に基づき、教務部が予算措置を講じ、教室設備の改修やＩＣＴ機器等の配備、更新等、教育環境の向上に努めている。なお、情報処理教室のパソコン等は経年による劣化や陳腐化が発生することから、定期的にリプレイスを行っている。

また、学生からは、毎年度実施している「在学生を対象とした学修・生活に関する実態調査」における授業教室、パソコンの利用環境、Wi-Fi 環境等の施設設備の満足度や自由記述欄、学生会から提出される要望書等により意見や要望を確認している。すべての意見や要望に対応できるわけではないが、利用者からのニーズととらえ、実際の利用状況等を確認しながら整備を行っている。

本学の校舎等、施設・設備の安全性に関しては、文部科学省のガイドブックに基づく点検調査を毎年実施している事に加え、建築基準法に基づく定期報告を特定行政庁に提出している。また、特定の構造（特定天井、ブロック塀、石綿含有保温材等）に対する文部科学省からの調査依頼に対応している。設置当時は関係法令に合致していても、法令の改正に伴い現在の基準に合致しなくなった建物、施設・設備は存在している。原則として、建物については改築時および大規模改修時、施設・設備については更新時および大規模改修時に最新の基準に合致するようにしているが、これ以外の場合でも必要に応じて早期の対応を実施している。例えば、前述のとおり、非構造部材の耐震対策のうち、特定天井対策として 2018 年度に京田辺キャンパス恵真館アリーナ天井改修工事、2020 年度には純正館デントンホール天井改修工事を実施し既存不適格を解消した。2021 年度には恵真館卓球室、ダンス・トレーニング室の天井、2023 年度には栄光館ファウラーチャペルの天井、2024 年度は頌啓館ホールの天井に対して耐震対策工事を実施し、安全性を高めた。また、公道に面するブロック塀改修工事を 2020～22 年度に実施し、学内のブロック塀はすべて現行法令の基準を満たすことになった。

教員への研究助成については、学内研究助成制度「同志社女子大学教員の研究助成に関する内規」に基づき、毎年 11 月に兼担研究員を募集している。その応募状況等を勘案しながら見直しを図っており、2024 年度も 2023 年度に実施された法人部監査室による業務監査での指摘等を踏まえてさらに見直しを行う予定である。公平かつより多数の教員が応募できるように、研

究助成に関する内規の改正を行い、確実に年間予算総額に対する交付率は上昇していたが、2024年度は同じ教員が研究助成金と研究奨励金を併給できないこととしたため交付率は減少した。また、研究プロジェクトと出版補助の有無により、交付率はかなり増減する（2020 年度:60.4%,2021 年度:67.9%,2022 年度 73.4%、2023 年度 81.1%、2024 年度 56.6%)。

第９章　社会貢献・社会連携

（１）現状説明

点検・評価項目①：

大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

〔評価の視点〕

(1)大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を定め、明示していますか。

2019 年７月に制定した「同志社女子大学の諸活動に関する方針」において、「社会連携・社会貢献に関する方針」を以下のとおり定め、本学 Web サイトを通して広く社会に公表している。

＜社会連携・社会貢献に関する方針＞

１．学外の諸組織（教育研究機関、地方公共団体、企業その他の団体等）との間に協定及びその他必要な取り決めを定め、適切な連携体制を構築し、教育連携事業、地域連携事業、生涯学習事業等の社会連携活動を積極的に推進し、地域社会の発展や課題解決に貢献する。

２．海外の大学等との連携協定に基づき、学生の海外留学及び海外研修、外国人留学生の受け入れ、教職員の学術交流等の国際交流活動を推進し、海外の教育機関等との連携の活性化を図り、その成果の活用により国際社会の発展に貢献する。

点検・評価項目②：

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

〔評価の視点〕

(1)社会貢献・社会連携に関する取り組みを推進するため、学外組織との適切な連携体制を構築していますか。

(2)社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進に取り組んでいますか。

(3)地域交流や国際交流事業に参加していますか。

１）学外組織との適切な連携体制の構築および教育研究活動の推進

社会連携・社会貢献に関する取り組みについては、大学全体及び学部・研究科がそれぞれ多種多様な取り組みを行っており、2024 年度時点で本学と連携協定を締結している学外機関や、主な取り組み内容は以下のとおりである。

種類	企業名等	2023 年度における主な取り組み
大学	フェリス女学院大学	1 年間（または半年間）、派遣先の大学で各自の興味に応じた科目を正規学生と同様に学ぶことができる「国内留学制度」を実施している。 【2023 年度実績】受入：1 名、派遣 1 名
	日本女子大学	1 年間（または半年間）、派遣先の大学で各自の興味に応じた科目を正規学生と同様に学ぶことができる「国内留学制度」を実施している。 【2023 年度実績】受入：1 名、派遣 1 名
	奈良県立医科大学	１）奈良県立医科大学・同志社女子大学合同講演会 『地域で“健康に暮らす”ためには』を統一テーマとした合同講演会を 10 月 22 日（日）、奈良県コンベンションセンター・天平ホールで開催。約 150 名が来場。 講演Ⅰ『アクティブシニアを維持するために～今日からはじめるフレイル予防～』看護学部准教授　山縣 恵美 講演Ⅱ『地域で自立した生活を続けるポイント～日々の生活で何をしたらよいのか～』奈良県立医科大学地域医療学講座教授 赤井 靖宏
	金城学院大学	１）本学における金城学院大学職員の研修〔9 月 11 日（月）〕 参加者：高橋 誠弥（教育研究支援部研究支援課）、日髙 英登（学生支援部履修支援センター） 本学受入部署：教務課、学術研究支援課 ２）大学祭での交流 10 月 22 日（土）、「金城祭」に本学まちづくり委員会学生 14 名が参加し、京田辺市企業と共同開発した商品を模擬店にて販売した。3）1 年間（または半年間）、派遣先の大学で各自の興味に応じた科目を正規学生と同様に学ぶことができる「国内留学制度」を実施している。 【2023 年度実績】受入：2 名、派遣 1 名
	奈良先端科学技術大学院大学	2024 年度に両大学の強み・特色を活かし、相互に連携協力するため包括協定を締結。グローバル社会に貢献できる人材の育成に向け、学生及び教職員の交流の推進、教育及び研究に関する協力等、広く連携を図り、両大学の更なる充実・発展に資することを目的とする。
企業	ＡＮＡ総合研究所	本学と ANA グループの人的、知的資源の交流と活用を図り、包括的な連携のもと教育、研究、文化等の分野において相互に協力し、社会の発展と人材育成に寄与することを目的とし 2007 年から協定を締結している。
	日本航空株式会社	2016 年に社会の発展と、国際人材育成に寄与することを目的に、 連携協力に関する包括協定を締結し、グループ各社の協力によりセミナーなどを実施している。

医療機関	医療法人石鎚会	１）石鎚会寄付講座（春学期・計 15 回） 「臨床医学入門」　受講者 200 名 ２）看護学部科目「外科疾病・治療学」（春学期計 15 回）受講者 91 名 ３）看護学部科目におけるゲストスピーカー ５月 11 日（木）、高比良伸子（同志社山手病院看護部長）氏が看護実践総合演習Ｉにて「日常生活における感染予防」と題し講師を務めた。 ４）抗体検査実施 薬学部生１、４年次生に対する抗体検査を春学期に、ワクチン接種を秋学期に京田辺キャンパスにて実施。 ５）本学学生とのオンライン交流会 本学まちづくり委員会学生と施設入居者らによる交流会（第 24 回～33 回）を行い、会話やクイズ、体操、手遊び唄などを楽しんだ。 ６）SEITO フォトコン‘22 京都田辺中央病院特別展 ２月 26 日（月）～3 月 25 日（月）、京都田辺中央病院西館１・３・５階にて実施。 ７）本学薬学部 第 13 回卒後教育講演会 3 月 17 日（日）、京田辺知徳館 C183 にて九里 武晃氏（京都田辺記念病院内科部長）が『漢方を用いた治療』をテーマに講演した。 ８）委員会外部委員 本学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会外部委員 古川　啓三氏（京都田辺中央病院内科担当顧問）
	その他	相互の教育・研究活動及び地域・社会の一層の発展に寄与することを目的として、各機関との連携事業に取り組んでいる。 ・独立行政法人国立病院機構南京都病院 ・宗教法人在日本南プレスビテリアンミッション淀川キリスト教病院 ・独立行政法人国立病院機構京都医療センター ・社会医療法人岡本病院（財団）岡本記念病院 ・社会医療法人高清会高井病院 ・一般財団法人京都工場保健会
福祉施設	社会福祉法人盛和福祉会 児童養護施設・乳児院 「京都大和の家」	相互の交流及び連携をとおして教育・研究の推進及び社会福祉の進歩発展と、地域社会の発展及び人材育成に寄与することを目的とし 2012 年に連携協力に関する協定を締結。 １）児童養護施設にて現代こども学科学生１名が学生ボランティアとして活動。
研究機関	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	１）協定締結を記念して３月３日に行われた「同志社女子大学今出川講座」において、小切間美保食物栄養科学科教授ら両機関の研究者が「明日の健康と食生活」をテーマに講演を行った。

官公庁等	京田辺市	１）看護学部による地域看護学実習の実施 市の協力を得て、地域の人々の生活や健康に関する状況を知るための科目を開講。 ２）英語学習と異文化共生の関連に係る予備調査 ７月４日(火)、11 月 21 日(火)、12 月 12 日(火)、三山木幼稚園で沖キャサリン国際教養学科准教授とゼミ生が園児との交流及び英語のレッスンを行った。 ３）現代こども学科プロジェクト「こどパ」開催 ８月 23 日（水）、京田辺市教育委員会の後援を得て地域の小学生 208 名をキャンパスに招き開催。 ４）「みんフェス 2023」における砂場遊びイベント ９月 23 日（土）田辺公園で笠間教授及び現代こども学科学生がサンドアート挑戦など児童らに想像力・創造性の広がる砂場遊びを提供。 ５）音楽学科演奏専攻学生らが NHK 大河ドラマテーマ曲を演奏 11 月５日（日）、NHK 大河ドラマ「どうする家康」放映にあわせ、京田辺市が「伊賀越え」関連の地であることから市にゆかりのある武将・穴山梅雪を演じた田辺誠一さんのトークショーなどが新島記念講堂で行われた。本学はイベントに後援し、音楽学科ウインドオーケストラが「どうする家康」や「八重の桜」テーマ曲を演奏した。また、NHK 主催による「どうする家康」パネル展をラーニング・コモンズで開催した。 ６）地域子育て支援拠点子育て講習会「おやこ de ぐっすり！～知って得する睡眠の疑問～」の共催 11 月 16 日（木）、社会福祉センターで看護学科宮川幸代准教授及び神原祐美実習助教が乳幼児の保護者に対し、睡眠についての講話や寝かしつけのアドバイスを行った。 ７）本学ボランティアシンポジウムに市職員が参加 11 月 19 日（日）、「京田辺市を舞台としたボランティア活動」をテーマにシンポジウムが開催され、京田辺市から市民参画課職員が参加。 ８）音楽によるアウトリーチ活動 音楽学科科目「音楽によるアウトリーチ」（主担当教員：椎名亮輔教授）履修学生約 20 名が小学生を対象に参加型の音楽公演授業を実施。 12 月１日（金）　三山木小学校３年生 12 月 15 日（金）普賢寺小学校全学年 ９）内部質保証に関わる本学から市職員への学外有識者委嘱
	京都府	○京都府との連携事業 １）宇治市との地域連携プログラム 京都府とお茶の京都 DMO、社会システム学科天野太郎ゼミが協力し、宇治市の観光課題の解決に取り組んでおり、2023 年度は学生による現地フィールドワークを複数回実施。研究成果の活動報告会では、観光 PR 動画の展

		開などの提案がされ、その一部はお茶の京都 DMO の HP にて公開されている。
	京都市	１）京都市、イオンとのコラボレーション弁当の考案 市の「そうだ、野菜とろう」キャンペーンの一環で、食物栄養科学科学生が「チキン南蛮と 14 種の彩り野菜弁当」「彩り野菜と白身フライのお弁当」を考案し、店舗にて販売した。 ２）食物栄養科学専攻科目「食品開発プロジェクト」 　京都市の協力のもと、丸大食品株式会社など食品関連企業３社と連携し、新商品の開発に取り組んだ。
	その他	相互の教育・研究活動及び地域・社会の一層の発展に寄与することを目的として、各機関との連携事業に取り組んでいる。 ・精華町 ・亀岡市 ・守口市教育委員会 ・国立国会図書館 ・公益財団法人 大学コンソーシアム京都
	関西文化学術研究都市	１）けいはんな学研都市７大学連携「市民公開講座 2023」 日　程：９月 15 日（金） 会　場：国立国会図書館関西館（精華町） 講　師：大倉 真人　社会システム学科教授 テーマ：テクノロジーの進歩と保険～保険の未来について考える～ ２）けいはんな学研都市「大学・研究機関」共創会議 　2025 年の「けいはんな万博」開催に向けて設立された同会議に本学は機関参加しており、2023 年度は動画サイト「けいはんな Voice」において小﨑学長のインタビュー動画が公開された。

２）地域交流や国際交流事業への参加状況

地域交流については、学生が主体的にまちづくりに取り組むための組織として 2017 年 7 月に発足した「同志社女子大学まちづくり委員会」があり、2023 年度における主な取り組み内容は以下のとおりである。

国際交流事業については、2021 年度秋学期に派遣留学を再開したものの、2022 年度以降は新型コロナウイルス感染症蔓延の影響が続く中で、地域交流や学外組織との連携事業は行うことができなかった。しかし、従来から実施している京田辺市と本学協定校所在地との交流については、引き続き模索しており、今後の再開を検討している。

種類	企業名等	2023 年度における主な取り組み
その他	同志社女子大学まちづくり委員会活動	１）げんき推進プロジェクト石鎚会とのオンライン交流会 特別養護老人ホームやすらぎの杜サービス利用者及び介護老人保健施設やすらぎ苑入所者との交流会第 24 回～第 33 回を実施した。 ２）京田辺市立のコミュニティカフェを運営 ４～９月の毎月第４金曜日、京田辺市立南部まちづくりセンターミライロにて委員会学生が「café bloom」の店名でカフェを運営。委員会と地元企業が共同開発したフレーバーティー（SUMIRE、MOMOKA）とワッフル（タナベッフル）をセットで提供した。 ３）マッチャモーレ京都山城と『第２回大運動会』開催 ５月 28 日（日）、京田辺キャンパス体育館にて、学生 30 名と京田辺市を本拠とするサッカークラブ・マッチャモーレ選手らとの共同企画により、地域児童 34 名をキャンパスに招き開催。「まっ茶チーム」「ほうじ茶チーム」「一休納豆チーム」に分かれ、台風の目、玉入れ、障害物競走、宝探しの種目を行った。 ４）京田辺ふれんずプロジェクト 大住小学校留守家庭児童会を定期的に訪問し、手紙交換や伝言ゲーム、外遊びなどを行った。 ５）「ミュージックストリート」を開催 ７月 30 日（日）、アル・プラザ京田辺店にて、京田辺彩りプロジェクトメンバー約 20 名がアル・プラザ京田辺店、NPO 法人京田辺音楽家協会との共催により初開催。ミニバンド、軽音楽、ウクレレ、吹奏楽、沖縄ソングなど様々な演奏が行われ、店舗内に音楽と笑顔が溢れる１日をプロデュースした。 ６）「同志社山手秋祭り」に出店 10 月 22 日（日）、さくらの丘公園（同志社山手内）にて学生５名が自治会主催の秋祭りに工作コーナーブースを出店。子どもたちと一緒に、お菓子入れや紙のしおり作成に取り組んだ。 ７）京田辺市長杯争奪カローリング大会に参加

		12 月 10 日（日）、田辺中央体育館にてカーリングの陸上版とも言われる京田辺市で盛んな生涯スポーツに１チーム（学生３名）が出場。 ８）きょうたなべ政策グランプリ JAPAN 決勝プレゼン大会に出場 12 月 16 日（土）、京田辺市立南部まちづくりセンターにて開催。 委員会からはチーム「Innovator」（学生３名）が出場。空き家の有効活用について政策を提案した。 ９）小学生対象の測量体験と VR 体験イベントを開催 12 月 17 日（日）、京田辺キャンパスにて開催。京田辺市の企業（株式会社 SOCRAH）協力のもと、小学生 10 名が参加し測量と VR 体験に取り組んだ。2022 年度に開催された「きょうたなべ政策グランプリ JAPAN」で委員会が最優秀賞を受賞した政策プラン「Kidsku（キヅク）」を実現したもので市の補助金を得て実施された。 10）いすー１ＧＰ 2024 京田辺大会に出場 ３月 23 日（土）、京田辺市中央体育館前特設コースにて開催。事務用イスを走らせて走行距離を競う京田辺市発祥のスポーツ大会に委員会から「チーム襄」「チーム八重」の２チーム（学生４名）が参戦。

３）女性アクティベーションセンターにおける取り組み

本学では、「本学学生並びに卒業生が生涯にわたって社会的役割を担い、能力を発揮できるように支援と提言を行う」ことを目的に、女性アクティベーションセンターを 2015 年４月に設置した。準備期間を経て、2016 年度から対象を一般女性にも広げ、次の事業を実施し、多数の参加者から好評を得ている。

＜女性のための起業家セミナー＞

2023 年 12 月 17 日に今出川キャンパスにて「パラレルワールドの女性起業家たち―まったく新しい世界観でグローバルなビジネスを構想する―」をテーマに開催した。メディア創造学科の川田教授をコーディネーターに、堀口こみち氏（株式会社こころ 代表取締役）と楢﨑友里氏（株式会社２時 代表取締役）を講師に迎え、10 代から 60 代までの幅広い年代の参加者があった。2024 年度も開催する予定である。

＜女性アクティベーション講座＞

2024 年度もホームカミングデー同日に開催する。

「VUCA 時代の女性のウェルビーイング：ポジティブ心理学を活かして」と題して、関西医科大学教授の西垣悦代氏を講師に迎えて開催。

＜子育て支援プログラム＞

2024 年度も 2023 年度と同様に京田辺市で開催されるイベントに協賛し「おやこ de ぐっすり！～知って得する睡眠の疑問～」をテーマに 11 月に開催する予定。

また、社会連携の取組のひとつとして、2018 年 3 月から、本学、京都女子大学、京都光華女子大学を幹事校として、「女子大学連携ネットワーク」を発足（2019 年 9 月に大妻女子大学と和洋女子大学、2024 年 3 月に実践女子大学、宮城学院女子大学が幹事校に追加）。女子大学が取り組む課題などについて情報交換を行い、連携協力体制を構築、日本の女子大学が果たす役

割を共に考え、学術成果を提示、情報発信に努めている。例年 2 回ミーティングを開催しており、2024 年度の第 1 回目は 2024 年 9 月 10 日にオンラインでミーティングを開催する。

４）産官学連携に関する事業

産官学連携推進については、学術研究支援課は産官学連携推進に関する窓口となっており、知的財産権の取得及び管理に関する業務も担っている。現在は、一般社団法人京都知恵産業創造の森が主催する京都産学公連携プラットフォーム会議（旧：京都産学公連携機構）に所属し情報収集に努めている。また、これまで京都ビジネス交流フェアに参加しているが、他に積極的な産学連携活動は行えていない。また、薬学部や生活科学部の教員を中心に、企業や地方自治体等から受託研究や共同研究、奨学寄付金の申し出を受けている。該当教員は、これらの資金を基に研究を展開し、その成果を社会に還元している。

点検・評価項目③：
社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

〔評価の視点〕
(1) 社会連携・社会貢献の適切性について、適切な根拠（資料、情報）に基づき定期的に点検・評価を実施していますか。
(2) 点検・評価結果に基づいて改善・向上を図っていますか。

１）適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価の実施

社会連携・社会貢献の適切性については、定期的に実施する自己点検・評価に加え、連携協定締結機関によっては連携協議会を定期的に開催し、各年度の連携事業について参加者数、参加者アンケート等に基づき、定量的・定性的な点検・評価を実施している。また、連携協議会を発足していない協定機関との連携事業についても、終了後に事業報告を学内会議で報告する等、連携事業の点検・評価を行っている。

女性アクティベーションセンターが実施する事業については、イベントごとに参加者アンケートを回収し、女性アクティベーションセンター運営委員会において点検・評価を実施し、次年度の事業を検討している。

２）点検・評価結果に基づく改善・向上

連携協定締結機関との事業について、連携協議会を開催している場合、上記の点検・評価の結果や前年度までの反省点及び社会的なニーズを踏まえ、次年度以降の連携事業内容の検討を行い、改善を図っている。

また、上記以外の連携事業についても、事業終了後に参加者等との意見交換や報告書の作成、学内会議等での事業報告の実施により、次年度以降の連携事業の改善を図っている。

第１０章　大学運営・財務　（１）大学運営

（１）現状説明

点検・評価項目①：

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

〔評価の視点〕

(1)大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画を実現するための大学運営に関する方針を定め、明示していますか。

(2)大学運営に関する方針を学内構成員に周知していますか。

本学は、2016 年度に、創立 150 周年を迎える 2026 年に向けた 10 年間（2017 年度～2026 年度）の中・長期計画として、同志社女子大学将来構想「Vision150」を策定し、学内外に公表した。

本学の教育理念や目的を踏まえて策定された「Vision150」のコンセプトは「21 世紀社会を女性の視点で『改良』できる人物の養成」であり、その実現に向けて「創造性を育む教育の推進」「自分自身を生涯にわたりデザインできる女性の育成」「『学修するコミュニティ』の構築」「迅速かつ戦略的な意思決定を可能にする経営力の強化」の四つの長期目標を掲げている。

この「Vision150」のコンセプトの実現や目標の達成も含め、本学の教育研究活動等における方針として、2019 年 7 月に「同志社女子大学の諸活動に関する方針」を策定し、その中で「大学の管理運営に関する方針」を以下のとおり定め、本学 Web サイトにおいて広く社会に公表している。

＜大学の管理運営に関する方針＞

１．学長のリーダーシップのもと、学長の職務を補佐・推進する機関であり各組織の長で構成する常任委員会において、教育研究の充実発展及び財政基盤の安定に関わる事項を総合的に審議することにより、迅速かつ適正な大学運営を推進する。また、関係法令及び学内諸規程に基づく公正で透明性の高い大学運営を行う。

２．教授会及び大学院委員会は、リベラル・アーツの教育理念を具現化するために、全学的に構成する。教育研究に関する事項は教授会又は大学院委員会で審議し、管理運営に関する事項は評議会に諮問し、学長が決定する。

３．教育研究活動を適切かつ効果的に支援するため、「同志社女子大学事務機構規程」に定められた事務組織に適正な人員を配置する。また、教職員に対し、必要な知識・技能を習得し、能力・資質を向上させるため、研修の機会を設ける。

４．質の高い教育研究活動を展開していくため、中・長期的な財政計画に基づき、健全で安定した財政基盤を確立し、適切な予算編成及び予算執行を行う。

「同志社女子大学の諸活動に関する方針」は、2019 年 7 月 17 日開催の評議会において承認可決された。本学では評議会における決定事項は、各学部学科に持ち帰り、それぞれの教員会議において所属教員へ周知が図られる仕組みとなっている。また、職員に対しても定期的に行われる職員部課長会及び事務連絡会において、担当部署より説明があり周知を図っている。なお、本方針は、これら諸会議を通じて教職員に周知するとともに、本学 Web サイトに公表することにより学生も含めた学内構成員に広く周知している。

点検・評価項目②：
方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

〔評価の視点〕
(1)方針に基づき適切な大学運営を行うための組織を整備し、以下の事項について取り組んでいますか。
・学長の選任方法と権限の明示
・役職者の選任方法と権限の明示
・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
・教授会の役割の明確化
・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
・学生、教職員からの意見への対応
(2)適切な危機管理体制を整備し、危機管理対策を実施していますか。

１）大学運営における組織の整備
本学では 2000 年１月に「同志社女子大学の意思決定の仕組み」を施行し、常任委員会、評議会、教授会、大学院委員会の役割と位置付けを明確化している。学長を中心とする常任委員会を事務組織上の所属長である部長で構成し、単なる審議機関ではなく、執行部として明確に位置付け、学長の補佐機関としての役割を担うものとしている。教授会・大学院委員会は基本的に教学に関する事項を、評議会は管理運営に関する事項をそれぞれ審議することが規定されており、その役割を明確に分担している。

①学長の選任と権限
学長の選任については、「同志社女子大学長候補者選挙規程」に則り、「同志社女子大学長候補者選挙実施要領」及び「同志社女子大学長候補者選挙規程第 10 条第１項第２号及び第 11 条第２項の取扱いに関する申合せ」に基づき適切に行っている。厳正な学長候補者選挙により選出された学長候補者を総長に推薦し、重要人事として法人理事会の承認を得て決定している。
学長の権限については、学則第 38 条第１項で「本学に学長を置く」、同条第２項において「学長は校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と規定しており、学校教育法第 92 条の規定に基づく権限を有する。また「学校法人同志社寄附行為」第７条第１項第２号により学校法人同志社の理事となり、「経理規程」第８条第１項により同志社女子大学の経理責任者となっている。さらに学内では「同志社女子大学常任委員会規程」第４条により常任委員会を招集し、その議

長となり、「同志社女子大学評議会規程」第３条では、評議員は学長が委嘱し、同第４条により学長は評議会を招集してその議長となる。「同志社女子大学教授会規程」第６条第１項により学長は教授会を招集し、その議長となる。大学院学則第 32 条では、大学院委員会は学長が招集して議長になることが規定されている。

以上のように、本学の学長は学校法人の職務を有して法人の意思決定に参画するとともに、学内では教育研究及び管理運営における意思決定機関の議長となり、学内全体を統括している。

②役職者（部長）の選任と権限

本学の役職者として、各事務機構の長である部長（学部長、研究科長を含む）は、「同志社女子大学事務機構規程」に基づき各々所轄の事務を管掌する役割を担う。また、学長の職務を補佐・推進し、本学の教育研究の充実発展及び財政基盤の安定に関わる事項について総合的に審議する機関である常任委員会の構成員となる。さらには、全学的な管理運営上の重要課題、学部学科間の調整を必要とする事項等について審議する学長の諮問機関である評議会の構成員でもある。これら部長の選任については、学長が委嘱し、評議会の議を経て、法人理事会の承認を得て決定している。

③学長による意思決定と教授会の役割

学長による意思決定や執行等の整備、学長との関係を含む教授会の役割の明確化という点に関しては、2014 年の学校教育法の改正（2015 年４月施行）に伴い、「同志社女子大学学則」「同志社女子大学教授会規程」の改正及び「教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものに関する内規」を整備し、教授会は本学の教育研究に関する事項を審議する機関とし、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものと規定し、学長の意思決定と教授会の役割との関係を明確化している。

④法人組織（理事会等）と教学組織（大学）の権限と責任

本学を設置する学校法人同志社は、本学の他に、同志社大学、高等学校４校、中学校４校、小学校２校、幼稚園１園、各種学校１校を設置している。学校法人同志社では、「学校法人同志社寄附行為」「学校法人同志社寄附行為施行細則」により、理事会及び評議員会について規定している。理事会は、いわゆる独立採算を原則として、学校経営の責任を持つことを各設置校に求めている。そのため、予算・決算、工事請負等業者の選定、学部学科・研究科の新設・改編、入学定員・収容定員の変更、学則や諸規程の制定・改正、学費の設定・変更、大学の学長並びに部長、学部長、研究科長、室長、次長の重要人事等について、各設置校の意思決定を尊重し、法人として決議している。理事会の審議案は、予め総長、理事長、常務理事で構成する担当理事会で予備審査を経て、理事会に上程されている。本学学長は、「学校法人同志社寄附行為」第７条の規定により理事となり、同第 14 条の規定に基づき、理事会の同意を得て理事長より常務理事に選任され、「常務理事の職務分掌等に関する規程」第２条第２項に定める法務担当の常務理事を務めている。法人組織（理事会等）と教学組織（大学）との関係については、「学校法人同志社寄附行為」第 18 条第２項において、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」とし、同第 13 条において「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と理事会及び理事長の権限と責任を明確化している。

⑤学生・教職員からの意見への対応

学生や教職員からの意見への対応は、学生に対しては１年に１度実施している「在学生を対象とした学修・生活に関する実態調査」や毎学期実施している「授業に関するアンケート」、学生会からの諸要求を通じて、学生生活の実態を把握し要求に応えており、教職員に対しては定例で開催される全学教授会、職員部課長会、事務連絡会等での意見に対応している。

２）危機管理体制

2002 年 11 月に、本学に不測の事態が発生した場合に、そこから生じる被害及び損害を最小限に食い止め、迅速な回復を行うことを目的として「同志社女子大学緊急対策本部規程」を制定し、2006 年 10 月には、同志社女子大学の教育研究と管理運営を阻害する事態の発生を未然に防ぐために必要なリスク管理を行うことを目的として「同志社女子大学リスク管理本部内規」を制定し、本学の危機管理体制を整備している。両本部とも学長を本部長とし、構成員は本学の執行部となる常任委員会のメンバーである。また、毎月定例で開催される常任委員会においても本学の危機管理に関連する事象について報告し情報を共有している。

また、2020 年度以降「危機管理マニュアル」を整備し本学 Web サイトの教職員認証ページ内に掲載し、教職員に対する適切な危機管理対応を進めている。

点検・評価項目③：

予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

〔評価の視点〕

(1) 予算執行プロセスの明確性及び透明性に関して、以下の事項について適切に取り組んでいますか。

・内部統制等

・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本法人では、理事会で決定した予算編成方針に基づいて、各学校がそれぞれの予算編成方針を決定する。

法人の予算編成方針では、経常勘定における収支均衡、学生生徒等納付金の安定的な確保のための適切な定員充足率の設定、中・長期の財政見通しに基づく慎重な人事採用、経費削減のために必要な取り組み、建設勘定での繰越消費支出超過の改善など、財政の健全性確保という視点を組み込んだ基本方針を示している。

なお、本法人及び各学校では、学校法人会計基準に基づく計算書とは別に、一般会計を「経常勘定」と「建設勘定」に区分して管理する独自の会計制度を用いている点を特徴としている。経常勘定は学校運営のために恒常的に必要とする取引を、建設勘定は学費のうち教育充実費や建設事業宛寄付金等を収入源とし、土地、建物等の取得にかかる取引とそれによって生じる借入金の元利及び経費に関する取引を扱う。「経常勘定」と「建設勘定」に区分することにより、年度により事業規模が大きく異なる建設事業が日常的な教育研究活動の収支に影響を与えることのないようにするとともに、中・長期的に見た施設設備整備の規模の妥当性に対するチェック機能を働かせている。

本学では、各組織（部）に予算管理単位を割当て、その組織の長を予算管理責任者としている。本学の予算編成方針案及び予算案は、経理責任者である学長を含め、各予算管理責任者で構成する常任委員会で審議する。その後、学科主任と教授会から選出された教授６名を加えた委員からなる評議会の議を経て、理事会において最終決定している。また、常任委員会での審議に先立ち、事業評価委員会において、予め予算編成にあたっての指針を策定することとしている。事業評価委員会は、企画部長、教務部長、学生支援部長、総務部長、経理部長、学長が委嘱する委員若干名で構成し、委員長は委員による互選で選出される。

予算には、事業計画に基づき必要な事業費を計上する予算のほか、積算基準を設けて予算額を配分する予算がある。積算基準には、教員数や学生数を積算基礎とするもの、一定の基準を設定して積算額を定めるものおよび法人部から通知されるものがある。

予算編成にあたっては、10 月に各部課の取扱担当者向けの説明会を開催し、編成方針の趣旨を浸透させるとともに、予算要求の手続方法について周知を図っている。各予算管理単位は、事業計画を付した書面を提出して予算要求を行う。事業計画では、新規事業はもとより、既存事業でも規模を大幅に拡大するものは重点施策事業と位置づけ、計画の必要性（目的）、詳細内容（実施方法・手段等）、期待される効果等を記した計画調書「事業計画調書」の提出を必要とする。これらの要求書をもとに、経理部が中心となり、各予算管理単位の担当者と 12 月初旬から約２か月をかけて事業計画に対するヒアリングと折衝を行い、査定を進めていく。

新規・重点施策事業の内容については、予算案の審議に先立ち、12 月下旬から１月下旬にかけて事業評価委員会において内容の確認と査定を行い評価している。最終調整を終えた本学の予算案は、２月の常任委員会及び評議会にて審議したのち、３月の理事会で最終決定する。

予算の執行管理については、法人で定める「経理規程」及び「経理規程取扱細則」に則って実施している。また、「同志社女子大学会計等職務の権限に関する規程」により会計等職務に関する承認及び決裁の権限の種類、その権限を有する職位者（事業実施責任者、事務取扱責任者、事業実施担当者、取扱担当者）の予算執行における管理責任を明確化している。

予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みとして、決算時には、各予算執行部署において、予算策定時に提出された「事業計画調書」を基に、事業ごとの費用対効果や成果および事業計画の達成度について自己点検を行い、「事業別実績報告書」を用いて報告することを義務付けている。その後、経理部にて報告内容のとりまとめを行い、事業評価委員会において内容の確認・検証を行い、その結果を各予算執行部署にフィードバックし、次年度以降の予算に反映する仕組みを構築している。なお、事業評価委員会での内容の確認・検証結果については、常任委員会及び評議会において報告を行っている。

点検・評価項目④：
法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

〔評価の視点〕
(1)大学運営に関わる組織の構成と人員配置に関して、以下の事項を含め、適切に取り組んでいますか。
・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

本学の事務組織は「同志社女子大学事務機構規程」において、組織、学長以外の役職、事務分掌を規定している。各部課に定員は設定しておらず、学部学科の新設等によって大学全体の職員総数を増加させることは原則せずに、将来構想や本学が直面する課題と労働環境を考慮して、人員配置を適宜見直している。10 部のもとに課・事務室及びセンターを設置し、各学部には学部・研究科事務室を置いている。これらの事務組織に 2024 年５月１日現在、専任職員 72 名、常勤嘱託職員３名、契約職員 81 名、特定業務職員（有期）38 名、特定業務職員（無期）２名、研究支援員１名、アルバイト職員 64 名の合計 261 名を配置している。これらの職員以外に派遣労働者や業務委託などを活用して事務を処理している。

職員の採用及び昇格に関しては、「同志社女子大学評議会規程」、「同志社女子大学職員人事委員会内規」及び「同志社女子大学職員部課長会内規」に基づき審議され、これらの諸規程において各委員会の権限や役割を明確化している。

職員採用については、常任委員会及び評議会で職員採用方針として、採用年月日、採用人数の承認を得て、職員人事委員会で採用計画、採用スケジュール、募集要項を決定し、募集及び選考は職員部課長会で実施している。職員部課長会が推薦した候補者について、職員人事委員会による最終面接を経て、評議会で決定している。

係長・事務主任、課長・事務長への昇進は「同志社女子大学専任職員役職者人事に関する内規」（2020 年４月１日施行）に基づき、職員人事委員会の議を経て決定する。また、学長が委嘱する職員の部長、室長、次長への昇進は、法人理事会の承認を必要とするため、評議会に学長が提案し、その承認を得た後、理事会で決定している。

職員の業務内容の多様化、専門化に対応するため、社会の要請に応えて新たな業務分掌を定め、組織の集約化と人的資源の効率的有効活用を念頭において対処してきた。2016 年度には、18 歳人口の減少に伴う志願者及び入学者の確保、高大接続の在り方及びそれに伴う入学者選抜の改革、アクティブ・ラーニングの推進とＦＤの実質化等に対応すべく大幅な事務機構改正を実施した。

専門化する職員業務への対応としては、原則として異動を伴わない常勤嘱託職員（無期雇用）に加えて、2018 年度より特定業務職員制度を導入した。

本学では以前から、教学運営及び大学運営において教職協働の体制を採用しており、教学・大学運営を担う各種委員会の事務局はすべて職員であり、委員会の委員に積極的に職員を含めるようにしている。2024 年度の本学の各種会議 61 委員会のうち、カリキュラム委員会や教務

部主任会等の教学運営に関わる委員会も含め、44 委員会（会議）において職員が委員として参画している。

点検・評価項目⑤：
大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

〔評価の視点〕
(1)大学運営を適切かつ効果的に行うために、スタッフ・ディベロップメント（ＳＤ)を組織的に実施していますか。

本学職員の意欲や資質、職務遂行能力の向上を目的に職員研修制度を設けており、それぞれの研修に関する取扱い基準は「同志社女子大学職員研修内規」に定められている。また、本学の研修体系は、2009 年 12 月に同志社女子大学ＳＤワーキンググループより提出された「ＳＤ（職能開発）推進に関する答申書」をもとに、本学として目指すべき大学職員像や各階層に求められる能力等を明確化し、それを実現するために、2010 年度から新研修制度を実施している。この研修制度は研修委員会において毎年度見直し、改善内容を反映した「職員研修 Guide」を毎年度作成し配付している。

階層別研修は、「新入職員研修」「係員研修」「新任係長研修」「係長・事務主任研修」「新任課長研修」「課長・事務長研修」の６つに区分している。「新入職員研修」は法人全体で実施する、社会人や大学職員としての基礎知識・基本動作を身につける研修と、本学の伝統や各部署における業務内容全般について理解することを目的に係長・事務主任が講義を行う本学独自の研修とで構成している。加えて入社３カ月目・１年目には、研修委員長及び所属長が面談を実施し、日々の業務を遂行していく上での課題等について自己点検・評価をするとともに、今後の目標を設定させている。「係員研修」では入社２年目以降の一般職員を対象に、各部署の課長・事務長が講師を務め、大学職員としてより高度な知識や能力を身につけるため、本学の状況のみならず、国内外の大学を取り巻く環境や他大学における先進的な取り組みなどを紹介し、グループワーク等を通じて知識の定着を図るとともに、本学の現状や課題について改めて考える機会としている。また、学外団体が主催する研修会へ参加を義務付けており、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、企画力等のビジネスリテラシー能力を修得するとともに、他大学職員との意見交換や討議を通じて、中堅職員に求められる能力や態度、大学業界を取り巻く状況等について新たな気付きを得ることを期待している。「新任係長研修」は初級管理者である係長の立場・役割を認識し、管理の基本概念を修得するともに、係長の役割を果たすために必要なリーダーシップと問題解決能力の強化を目的として学外団体が主催する外部研修に参加している。「新任課長研修」は同志社大学の新任課長とともに研修を受講し、組織における管理者の立場と役割、果たすべき機能についての認識を深め、マネジメントに必要な能力、職場でリーダーシップを発揮する際の考え方等を修得することを目的としている。「係長・事務主任研修」及び「課長・事務長研修」では、各職員がそれぞれの職階や職務内容に応じて必要となる能力や知見を身につけるため、数年に一度、大学が指定する学外団体主催研修に参加することを義務付けている。

また、一方で、職員の希望により受講できる研修として「研修助成」、「通学講座特別助成」、「在外研修・国内研修」、「他大学との合同研修」、「学外団体主催研修」がある。「研修助成」「通学講座特別助成」は自己啓発によるレベルアップを目的に、現在の職務に直接又は間接に関連する課題について、勤務時間外に書籍や通信教育・通学講座等により研修を行うもので、その研修に係る費用の一部を助成している。「在外研修・国内研修」は一定期間業務を離れ、業務に関する調査研究に専念する機会を与える研修である。「他大学との合同研修」では、現在、金城学院大学との包括協定に基づき、隔年で互いの大学を訪問し、それぞれの大学において取り組んでいる先進事例等について情報収集を行っている。「学外団体主催研修」は一般社団法人私立大学連盟、公益財団法人大学コンソーシアム京都、一般社団法人日本能率協会等が実施する大学職員を対象とした研修プログラムへの参加を奨励し、大学職員として身につけるべき知識や情報を修得する機会としている。

各研修は、必修、選択を問わず、参加後に報告書の提出を義務付けており、報告書は本学 Web サイトの教職員認証ページにおいて閲覧可能な状態としている。また、上記にも記載のとおり、一部の研修では研修成果を発表する機会を設けており、研修成果が全職員で共有できる体制となっている。

上記研修制度を運用する中で改善し得る事柄もあるため、2019 年 10 月に総務部長から職員部課長会に対し「新たな人材育成制度の検討」について諮問があり、2019 年 11 月 22 日付で「職員の人材育成制度に関する検討について（答申）」が提出された。この答申に基づき、職員研修制度に新たに「OJT 確認シート」の活用が設定され、「同志社女子大学専任職員役職者人事に関する内規」が 2020 年４月１日より施行された。「OJT 確認シート」はルーブリックを用いて作成されており、日々の業務において発揮される部下の行動特性を所属長（課長・事務長）が把握し、それに基づき業務上の行動及び行動を通じて知る思考や意識の方向性を、所属長（課長・事務長）が OJT 確認シートを用いた面談（部下による自己評価との比較など）で講評するものである。また、「同志社女子大学専任職員役職者人事に関する内規」の制定により、課長・事務長職又は係長職への昇進基準が明文化された。既存の研修制度と「OJT 確認シート」の各項目において日々の研鑽を積み重ね、ある程度のジョブローテーションを経験し、職員人事委員会において役職者に求められる能力が十分にあると認められれば、昇進が決定される仕組みが 2020 年度より確立している。

また、年に一度専任職員と常勤嘱託職員全員が参加する職員集合研修を実施し、大学として直面する課題について、職員全員で情報を共有したうえで、今後の業務の在り方について考える機会としている。過去５年間の各回の研修テーマと参加率は以下のとおり。

2024 年８月 27 日　「「同志社女子大学の『リベラル・アーツ』を考える　～自分の言葉で語れるように～」98.6%

2023 年８月 29 日 女子総合大学のこれからを考えるー大学改革における職員の役割　98.6%

2022 年８月 30 日 近年の高等教育行政の動向と創立 150 周年に向けた本学の取組み 92.1%

2021 年８月 30 日　ウィズコロナ・アフターコロナにおける大学教育・大学サービス　92.0%

（2020 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）

さらには、2010 年度より専任教員、任期付教員、特別任用助手、実習助手（有期）、専任職員、常勤嘱託職員を対象とした教職員合同研修を６月の教授会終了後に時間を設けて実施している。過去５年間の各回の研修テーマと参加率は以下のとおり。(2021 年度、2020 年度は新型

コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）

2024 年 10 月 30 日　障がい学生支援について 76.8%

（『改正障害者差別解消法』施行に伴う合理的配慮の提供義務化と具体的対応について）

2023 年６月 21 日 障がい学生支援について 82.5%

2022 年６月 15 日 世の改良者と成りて働かれたし ～創立 150 年を迎える同志社女子大学の伝統と使命～ 83.5%

点検・評価項目⑥：

大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

〔評価の視点〕

(1)大学運営の適切性について、適切な根拠（資料、情報）に基づいて定期的に点検・評価を行っていますか。

(2)監査は適正なプロセスで行われていますか。

(3)点検・評価結果に基づいて改善・向上を図っていますか。

大学運営の適切性については、定期的に実施する自己点検・評価に加え、2016 年度に策定した同志社女子大学将来構想「Vision150」に関する点検・評価も行っている。「Vision150」のコンセプト「21 世紀社会を女性の視点で『改良』できる人物の育成」を実現するために掲げた４つの長期目標の一つに「迅速かつ戦略的な意思決定を可能にする経営力の強化」がある。この長期目標の下に「組織」「財政」「広報」「キャンパス整備」に関わる中期目標とそれを達成するためのアクションプランをそれぞれ設定している。各事業の実施については、それぞれに自己点検・評価シートを作成し、５カ年の取組目標・取組内容を定めたうえで、毎年、単年度の活動目標・活動計画を定め実績を点検・評価している。2022 年度は第２期（2022～2026 年度）のアクションプランに取組み、毎年度終了後には点検・評価を行っている。

また、常任委員会（夏期・冬期）集中討議を毎年度開催し、入試の動向や財政状況、将来計画等に関する喫緊の重要課題を集中的に討議し、その方向性を確認している。また、その結果を「常任委員会（夏期・冬期）集中討議報告」として全教職員に周知することで、大学運営の適切性について、定期的に点検・評価を行っている。

本法人の監査は、「私立学校法」及び「学校法人同志社寄附行為」、「同志社監事監査規程」「同志社内部監査規程」等の関連規定に基づき、三様監査（監事による監査、監査法人による会計監査、内部監査）を行っている。特に 2018 年度からは内部監査において業務監査が開始され、本学では年間２部署程度に対して監査が行われることとなっている。

学校法人としては、監事による監事監査と内部監査の体制を整備している。監事については、「学校法人同志社寄附行為」で３名、任期は３年と定めており、学校法人「同志社監事選任規程」に基づき、監事選考委員会の選考により推薦された者について、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

監事は、「学校法人同志社寄附行為」に基づき、理事の業務執行の状況、学校法人の業務及び財産の状況を監査している。また、理事会及び評議員会をはじめ重要な会議に出席し、意見を述べ、私立学校法第 37 条第３項第４号の規定に基づき、毎会計年度終了後、監査報告書を作成

し、理事会及び評議員会に提出している。

監事による監査は、「同志社監事監査規程」に基づき、監事が作成し、理事長に提出される監査計画に沿って行われる。各学校の業務運営状況を把握するため、毎年度、学校長を対象とした書面監査、対面によるヒアリングが実施されるほか、会議の議事録の閲覧、回付される重要文書の確認等も行われている。財産の状況の監査については、監事監査を補佐する監査室による監査結果の報告を受けるとともに、会計監査人の監査結果の報告を受け、主としてその相当性を判断することによって行われている。

内部監査については、「同志社内部監査規程」に基づき、業務監査と会計監査について、理事長統括の下で監査室が担当しており、理事長に承認を受けた監査計画に沿って監査が実施され、監査室から理事長に監査報告が行われている。2018 年度から実施している業務監査は、法人内の全ての事務組織を対象として、法令及び寄附行為、諸規程等を遵守し、適正かつ効率的に業務が運営されているかを監査するもので、ヒアリングを中心とする実地調査や書面調査を通じて、各組織における業務運営状況、リスクへの対応状況、コンプライアンス推進状況、ハラスメント防止等に係る取組み等を確認している。なお、９年間を目処に法人内の全ての事務組織を監査する計画により、本学においても順次、各事務組織が業務監査を受けているところである。

他方、監査法人による会計監査は、監査計画に基づいて期中監査、期末監査等を行っているほか、理事長、常務理事（財務担当）、大学長、女子大学長へのヒアリングも実施している。これらの監査結果は適正意見であった。

本学の大学運営においては、点検・評価結果に基づき、業務の効率化に対する取組が各部署において積極的に成されるようになり、定量的に判断できるものとして時間外労働の勤務時間が減少していることが成果としてあげられる。

また、2019 年２月に内部質保証システムの確立に向けて「内部質保証推進規程」及び「自己点検・評価規程」を制定し、さらに同年７月に「同志社女子大学の諸活動に関する方針」を策定したことは、大学運営の適切性についての点検・評価に基づき改善・向上を図った一つの結果とも言える。今後もこれらの規程や方針に基づきＰＤＣＡサイクルを機能させ、改善・向上に向けた取り組みを行っていく。

財政面に関しては、新入生定着率（入学者/入学定員）において定員を充足できていない学科はあるものの、全学では 1.06 倍と良好で安定した収入が得られており、本学の教育研究を安定して遂行するために必要な財政基盤を確立している。加えて、2011 年度から 2017 年度までの大規模な建設事業についても、自己資金により計画的に事業を実施してきた。 しかしながら、定員管理の厳格化の影響もあり、事業活動収入は横ばいである中、新設学部（看護学部）の設置もあり、人件費をはじめ支出の伸びが大きくなる状況が懸念されたため、予算面では、2017 年度予算編成時より「経常勘定・建設勘定ともに収支均衡を図れる収入・支出構造の転換」という目標を掲げ、各年度の予算編成を行っている。特に 2017 年度予算は「対前年度マイナス３％シーリングでの予算編成方針」を策定し、予算総額の抑制に効果を上げた。それ以降、前年度配分基準額を上限としたゼロシーリング予算を基調とする予算編成を行っている。また、決算時には、「事業別実績報告書」の提出を求め、事業ごとの費用対効果や成果等について検証を行い、次年度以降の予算に反映させている。

第１０章　大学運営・財務　（２）財務

（１）現状説明

点検・評価項目①：

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

〔評価の視点〕

(1)大学の将来を見据えた中・長期の計画に則した中・長期の財政計画を策定していますか。

(2)財務関係比率に関する指標又は目標を設定していますか。

本法人が策定した「学校法人同志社中期計画（2020年度～2025年度）」の財政計画に基づき、本学においても中・長期財政計画（2020年度～2026年度）の策定と財務関係比率上の指標・目標の設定について、2020年3月開催の評議会において機関決定した。

従来、本学では学部学科再編、学費改定、大規模建設事業等の計画策定時に、中・長期の収支予想を行い、それを実施可否等の判断材料の一つとし、経常勘定及び建設勘定それぞれの累積の収入・支出超過額を示すことで中・長期財政の健全性を検証してきた。近年、教育の質保証の観点から定員管理の適正化を図る中で､財政基盤のより一層の安定化を目指す方策として、「経常勘定・建設勘定ともに収支均衡を図れる収入・支出構造の転換」という目標を掲げ、各年度の予算編成を行っている。これは、本学の中・長期計画である「Vision150」においても目標として取り組んでいる事項でもある。今回の中・長期財政計画及び財務関係比率上の指標・目標は、これらの取り組みを前提として策定している。

点検・評価項目②：

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

〔評価の視点〕

(1)大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤又は予算配分を確立していますか。

(2)教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組みが確立していますか。

(3)外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等は十分な状態ですか。

【学校法人の財務運営体制】

本法人では、いわゆる独立採算を原則とし、理事会が、設置学校各々に対して学校運営の責任を持つことを求めているため、財政運営の方針として、各学校に執行権限と責任を委譲している。そのため本法人は、14 学校を９つの経理単位（大学２、中学校及び高等学校４、小学校２（うち１校に各種学校を含む)、幼稚園１）に分けて各経理単位に経理責任者を置き、各学校の長をその任に充てている。各経理単位、すなわち各学校に財政運営を委ねることによって、それぞれの意思決定を最大限尊重しながら、学校経営に対する責任を明確にしている。

また、建設事業の財源を外部借入金に頼らないことを方針とし、一時的に多額の事業費を要

する校舎の新築や増改築等において、資金確保が間に合わない場合に備えて、その１/２以上を各経理単位が自己資金で用意したうえで、必要に応じて不足資金を法人内で融通する「法人内資金調達」制度を設けている。本制度を利用した経理単位は、５年を目処に調達した資金を内部勘定で計画的に返済することとしている。各経理単位には、法人内資金調達制度の利用や第２号基本金の組入計画を含め、財源確保のための計画立案が求められる。さらに、寄付金増収の取組について、同志社創立 150 周年を間近に控える中、募金事業を各学校で行っている他、法人が全額出資の事業会社（株式会社同志社エンタープライズ）から毎年継続的に寄付金を受領している。

5 ヵ年連続事業活動収支計算書より、学生生徒等納付金収入については 2019 年度から入学者の定員管理を厳格に行っていることで大きく減少していたが、2023 年度は新入生定着率が 1.06 倍と良く、前年度より増収となった。その他の収入項目では、日本銀行によるゼロ金利政策の解除を受け、受取利息・配当金は若干の増加が見込めるものの、寄付金・補助金については減少傾向であり、事業活動収入全体でみると横ばい傾向である。一方、事業活動支出全体においては、新学部設置、両キャンパスの整備事業終了後のランニングコスト増加、光熱費高騰等の影響により、人件費および教育研究経費の支出総額が増加する傾向にある。寮整備を含めた大規模建設事業が 2019 年度にて終了し、借入金もないことから、今後の建設勘定における財政計画は、収入超過を予想している。したがって、前述の「経常勘定・建設勘定ともに収支均衡を図れる収入・支出構造の転換」の実現を目指し、より一層収入の多様化と支出抑制に継続して取り組む必要がある。

【法人の財務関係比率】

本法人の財政的な安定度について、2023 年度の本法人数値と日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」による医歯系法人を除く 2022 年度の全国平均値を用いた財務比率を通しての検証結果は以下のとおりである。

事業活動収支計算書関係比率について、事業活動収支差額比率は全国平均を上回る（本法人 5.2%、全国 4.6%）結果となっているものの、さらに収入の多様化と支出抑制により改善を図らなければならない。

その他の指標値の全国平均との比較は、学生生徒等納付金比率（本法人 78.2%、全国平均 73.5%）が高く、寄付金比率（本法人 1.5%、全国 1.9%）や補助金比率（本法人 11.3%、全国 14.4%）は低めで、学費への依存度が比較的高い収入構造となっている。人件費比率（本法人 51.7%、全国 50.9%）は全国平均と比較すると若干高くなっているものの、人件費依存率（本法人 66.1%、全国 69.3%）は全国平均を下回る結果となった。管理経費比率（本法人 5.1%、全国 8.3%）は全国平均を下回り、教育研究経費比率（本法人 38.0%、全国 36.1%）で全国平均を上回っており良好な状態と言える。

貸借対照表関係比率では、各指標とも概ね全国平均の水準で、全国平均を上回る項目も多い。負債比率（本法人 11.2%、全国 13.3%）、総負債比率（本法人 10.1%、全国 11.7%）に関しては、借入金に依存しない方針を堅持しているので年々漸減（好転）している。同様の理由により基本金比率（本法人 100.0%、全国 97.2%）も 2019 年度より 100%を維持している。なお、2023 年度末現在の引当資産は、第 2 号基本金引当資産約 104 億円、第 3 号基本金引当資産約 213 億円、退職給与引当資産約 139 億円、減価償却引当資産 600 億円、合計約 1,056 億円であ

る。

【教育研究活動の遂行と財務確保の両立を図るための仕組み】

法人及び各学校では、学校法人会計基準に基づく計算書とは別に、一般会計を「経常勘定」と「建設勘定」に区分して管理する独自の会計制度を用いている点を特徴としている。経常勘定は、学校運営のために恒常的に必要とする取引を、建設勘定は学費のうち教育充実費や建設事業宛寄付金等を収入源とし、土地、建物等の取得にかかる取引とそれによって生じる借入金の元利及び経費に関する取引を扱う。「経常勘定」と「建設勘定」に区分することにより、年度により事業規模が大きく異なる建設事業が日常的な教育研究活動の収支に影響を与えることのないようにするとともに、中・長期的に見た施設設備整備の規模の妥当性に対するチェック機能を働かせている。

本学では、中・長期計画「Vision150」の基本コンセプトの実現に向けた施策については、第 3 号基本金の一つである「21 世紀基金」の果実を充当し、本学の教育研究活動の発展を図っている。さらに、事業計画に基づく事業費計上とは区分して、学生数に基づいた積算基準を設けて学部・学科に予算額を配分する教学費予算を設け、各学部・学科の特色に合わせた弾力的な執行による教育活動の活性化と､限られた財源の中での効率的な予算編成の両立を図っている。

また、外部資金のうち特に科学研究費助成事業については、大学全体として応募を奨励しており、近年獲得額が増加している。また、奨学寄付金、受託研究費、共同研究費等については産業界との連携を推進していく中で、資金の獲得につなげている。

【外部資金の獲得状況等】

収入構造の多様化を図る一環として、募金事業を立ち上げることを目的に 2017 年 10 月より総務課に社会連携係を設置した。従来「同志社女子大学事務機構規程」においては、経理部の事務分掌として「寄付金に関すること」としていたが、積極的に募金活動を行う趣旨で、2017 年９月開催の評議会及び理事会において、同規程の改正を行い、総務課の事務分掌に「募金に係る調査、企画、連絡調整及び実施に関すること」「募金推進委員会に関すること」の２項目を追加した。その後、専任職員１名を当係に配置し、募金推進委員会を立ち上げ、2018 年度より「同志社女子大学サポーターズ募金“ぶどうの樹”」を立ち上げ、寄付者が寄附事業を指定できる工夫を行い、過去５年間において以下のとおりの実績があった。

2020 年度：696 件 26,070,002 円

2021 年度：682 件 28,101,131 円

2022 年度：657 件 44,682,835 円

2023 年度： 688 件 19,551,234 円

2024 年度（目標）：700 件 30,000,000 円

また、科学研究費補助金について、2023 年度は前年度に比べ件数、交付金額ともに減少した（交付金額は 6,140 万円）。

日本学術振興会が公開している、「研究者が所属する研究機関別採択件数・配分一覧（令和５年度）」では、新規と継続を合わせた採択件数は全国の女子大学（東京女子医科大学を含む）の中では第６位、新規採択率は 25.5％であった。獲得状況は良好であると考えるが、採択率は昨年度より低下した。

その他の外部資金（受託研究費・共同研究費・奨学寄付金）はいずれも流動的で、受託研究

は 2015 年度以降毎年件数・金額とも増加傾向であったが 2019 年度以降は毎年、金額が減少している（2022 年度は件数のみ増加）。

共同研究は 2018 年度以降減少もしくは横ばいで推移していたが、2023 年度は受入金額が大きく増加した。

奨学寄付金は 2019 年度から減少傾向が続いていたが、2023 年度は件数・金額ともに前年度に比べて減少した。